

令和7年度

市 税 概 要

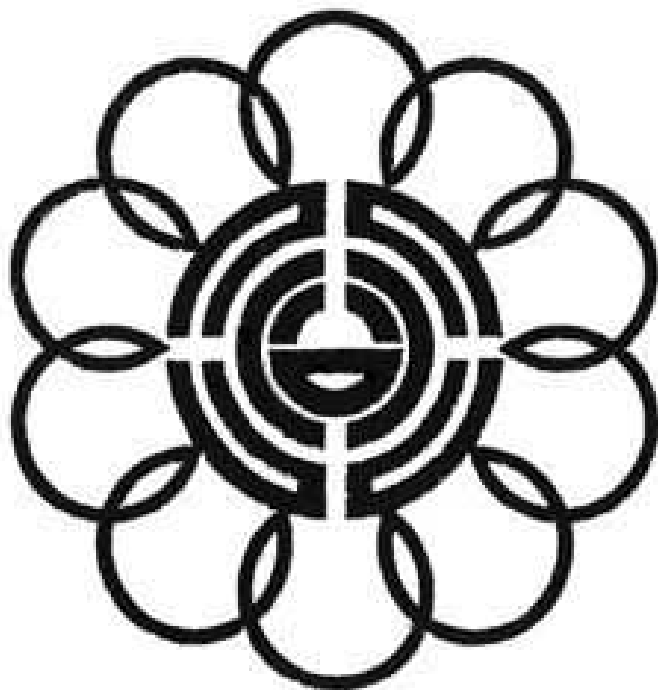


越 谷 市

市章

10個の外輪は、合併した2町8ヵ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。

図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



越谷市民憲章

わたくしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくりまします。
1. きまりを守り、信じあい、心豊かな明るいまちをつくりまします。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくりまします。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくりまします。

(昭和53年11月3日制定)

市の花 キク(昭和53年11月3日制定)

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてもイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。

市の木 ケヤキ(昭和53年11月3日制定)

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展する越谷市にふさわしい木です。

市の鳥 シラコバト(昭和63年11月3日制定)

灰褐色の体に首の黒い線が特徴。日本では、越谷周辺にしか生息しない珍しい鳥です。国の天然記念物にも指定されており、越谷市を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして、選ばれました。

(表紙)

越谷市シンボルマーク(平成10年11月3日制定)

このシンボルマークは、本市のイメージを高め、市民の皆さんとともにまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ばれたものです。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。

目 次

I	市の概況と税務機構	
1	越谷市の概況	1
2	税務機構	7
(1)	税務機構の変遷	7
(2)	税務機構及び人員の配置	9
(3)	税務職員数に関する比較	9
(4)	税務職員年齢別調	10
(5)	職員税務経験年数調	10
(6)	税務事務に係る事務分掌	11
(7)	委員会・審議会の構成状況	11
II	財政と市税	
1	令和6年度一般会計決算状況	13
2	一般会計歳入総額に占める市税の割合	13
3	令和7年度一般会計当初予算状況	15
4	一般会計当初予算総額に占める市税の割合	15
III	市税総括	
1	税目別納税義務者数の推移（現年課税分・各年度最終）	17
2	税目別市税調定額の推移（現年課税分）	17
3	市税一覧	18
4	令和6年度市税決算状況	20
5	市税決算状況の推移	22
6	市税負担状況の推移	24
IV	市民税	
1	調定額の推移（現年課税分）	25
2	納税義務者数の推移（現年課税分）	25
3	決算状況の推移	26
4	個人市民税	28
(1)	普通徴収・特別徴収調定額の推移（現年課税分）	28
(2)	納税義務者数等の推移	28
(3)	納税義務者の状況（令和7年度当初）	30
(4)	特別徴収義務者等の状況（令和7年度当初）	30
(5)	課税状況の推移（各年度当初）	31
(6)	市民税・県民税調定額の推移（現年課税分）	32
(7)	市民税・県民税収入済額の推移（現年課税分）	32
5	法人市民税	34
(1)	納税義務者数・調定額等の推移	34
(2)	月別調定額の状況	34
(3)	事業種目別納税義務者数の状況	36

V	固定資産税	
1	資産別調定額の推移（現年課税分）	3 7
2	決算状況の推移	3 8
3	土地に関する概要（令和7年度当初）	4 0
(1)	納税義務者数に関する調	4 0
(2)	総括表	4 0
(3)	土地の筆数の推移（法定免税点以上のもの）	4 2
(4)	土地の地積の推移（法定免税点以上のもの）	4 2
(5)	土地の決定価格の推移（法定免税点以上のもの）	4 4
(6)	土地の課税標準額の推移	4 4
4	家屋に関する概要（令和7年度当初）	4 6
(1)	納税義務者数に関する調	4 6
(2)	総括表	4 6
(3)	家屋	4 7
ア	木造	4 7
イ	木造以外	4 7
ウ	令和6年中の新增築分家屋	4 8
(ア)	木造	4 8
(イ)	木造以外	4 8
エ	令和6年中の減少分家屋	4 9
(ア)	木造	4 9
(イ)	木造以外	4 9
オ	新築住宅等に対する軽減状況の推移	5 0
5	償却資産に関する概要（令和7年度当初）	5 2
6	縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調	5 2
7	国有資産等所在市町村交付金の推移	5 2
VI	都市計画税	
1	資産別調定額の推移（現年課税分）	5 3
2	決算状況の推移	5 4
3	都市計画税の概要（令和7年度当初）	5 4
(1)	都市計画区域の面積	5 4
(2)	土地・家屋の推移	5 6
VII	特別土地保有税	
1	調定額の推移	5 9
2	納税義務者数の推移	5 9
3	決算状況の推移	6 0

VIII 諸税

1 軽自動車税（種別割）	6 1
(1) 税率区分別調定額の推移（各年度末）	6 1
(2) 税率区分別課税台数の推移（現年課税分・各年度末）	6 2
2 軽自動車税（環境性能割）	6 3
(1) 月別調定額の推移（現年課税分）	6 3
3 市たばこ税	6 4
(1) 月別調定額の推移（現年課税分）	6 4
(2) 月別本数の推移（現年課税分）	6 4
4 事業所税	6 5
(1) 納税義務者数・調定額の推移	6 5

IX 徴収

1 口座振替等の利用状況	6 7
(1) 口座振替の利用状況	6 7
(2) 収納方法の利用状況（令和 6 年度）	6 7
2 滞納処分状況の推移	6 8
(1) 差押	6 8
(2) 交付要求	6 8
(3) 執行停止	6 8
(4) 不納欠損	6 8
3 市税の徴収に関する経費の推移	7 0

X その他

1 税外収入	7 1
2 徴税手数料	7 1
3 電子計算機	7 2
(1) 電子計算機の利用に関する調	7 2
(2) 電子計算機を用いた証明書	7 3
4 賦課徴収事務の電算化の変遷	7 4

XI 参考資料

1 市税の税率の変遷	7 5
2 最近の主な税制改正一覧	8 8
3 個人市民税・県民税の所得控除等の変遷	1 1 5

※ 「市税概要」は、越谷市のホームページからダウンロードすることができます。



I 市の概況と税務機構

1 越谷市の概況

(令和7年4月1日現在)

人	口	341,992人
	男	169,073人
	女	172,919人
世帯数		163,985世帯
面積		60.24km ² (平成26年10月1日国土地理院計測)
人口密度		5,677人/km ² 当たり

市庁舎の位置 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

沿革 越谷市は、埼玉県の東南部に位置し、東京都心から北へ25kmの地点にあります。

東を大落古利根川と中川、西を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流し、さらに中小の河川・水路が網の目のようにめぐっております。低平地の湿地であるため、豊かな水の恵みを受け、古くから「水郷こしがや」として親しまれるとともに、江戸時代には日光街道第3の宿場にあたり、参勤交代や日光廟参詣などの宿場町として賑わいをみせ、今もその名残をとどめるなど、豊かな自然と歴史が融合したまちです。

昭和29年11月3日、2町8カ村が合併して越谷町となり、その翌年11月3日草加市の一部を編入、昭和33年11月3日に市制を施行し、平成30年には60周年を迎えました。

市制を施行した当時は人口が約4万8,000人でしたが、昭和37年に地下鉄日比谷線が東武鉄道に乗り入れ、昭和48年には武蔵野線が開通し、都心への通勤が便利になり人口が急増し、首都近郊のベッドタウンとして大きく変貌しました。

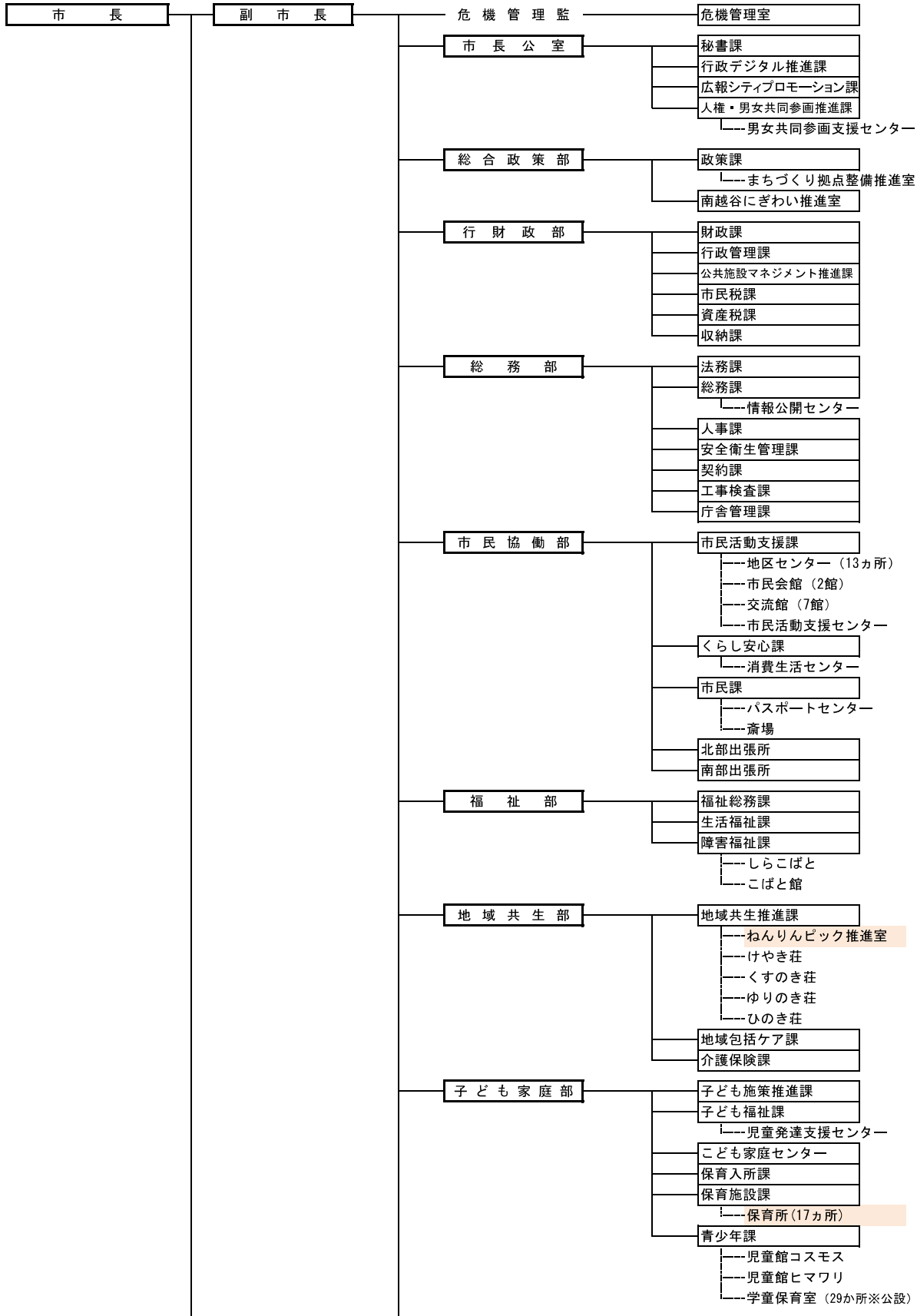
平成20年3月15日には武蔵野線に越谷レイクタウン駅が開通し、4月には越谷レイクタウンのまちびらきも行われました。また、平成27年4月には中核市として新たな一歩を踏み出し、現在では、人口約34万人を擁する県南東部の中核都市に成長しています。

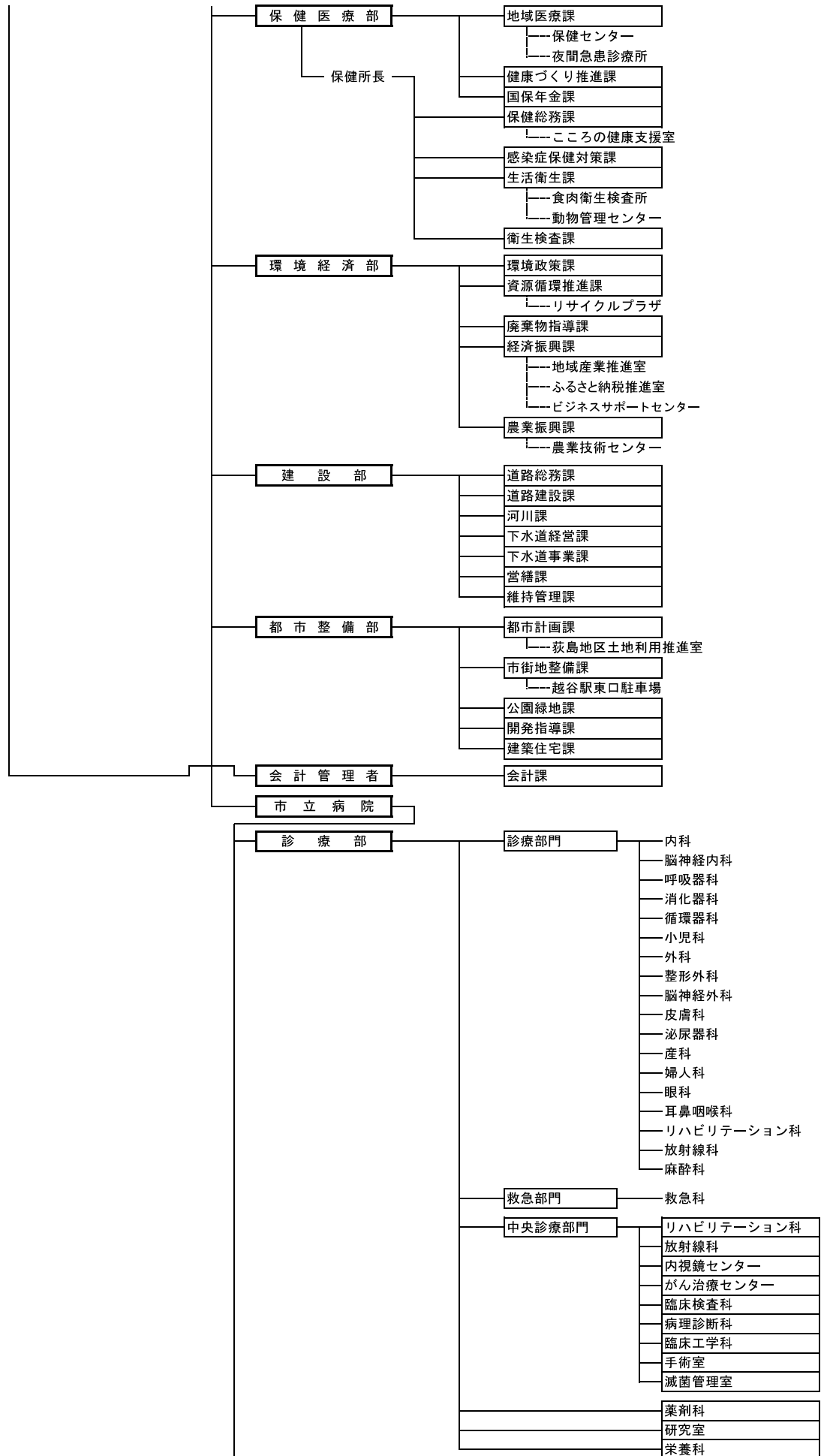
越谷市では、現在、市政運営の最高規範となる越谷市自治基本条例と、令和3年度からスタートした第5次越谷市総合振興計画に基づき、全ての市民が笑顔で安全、安心、かつ、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

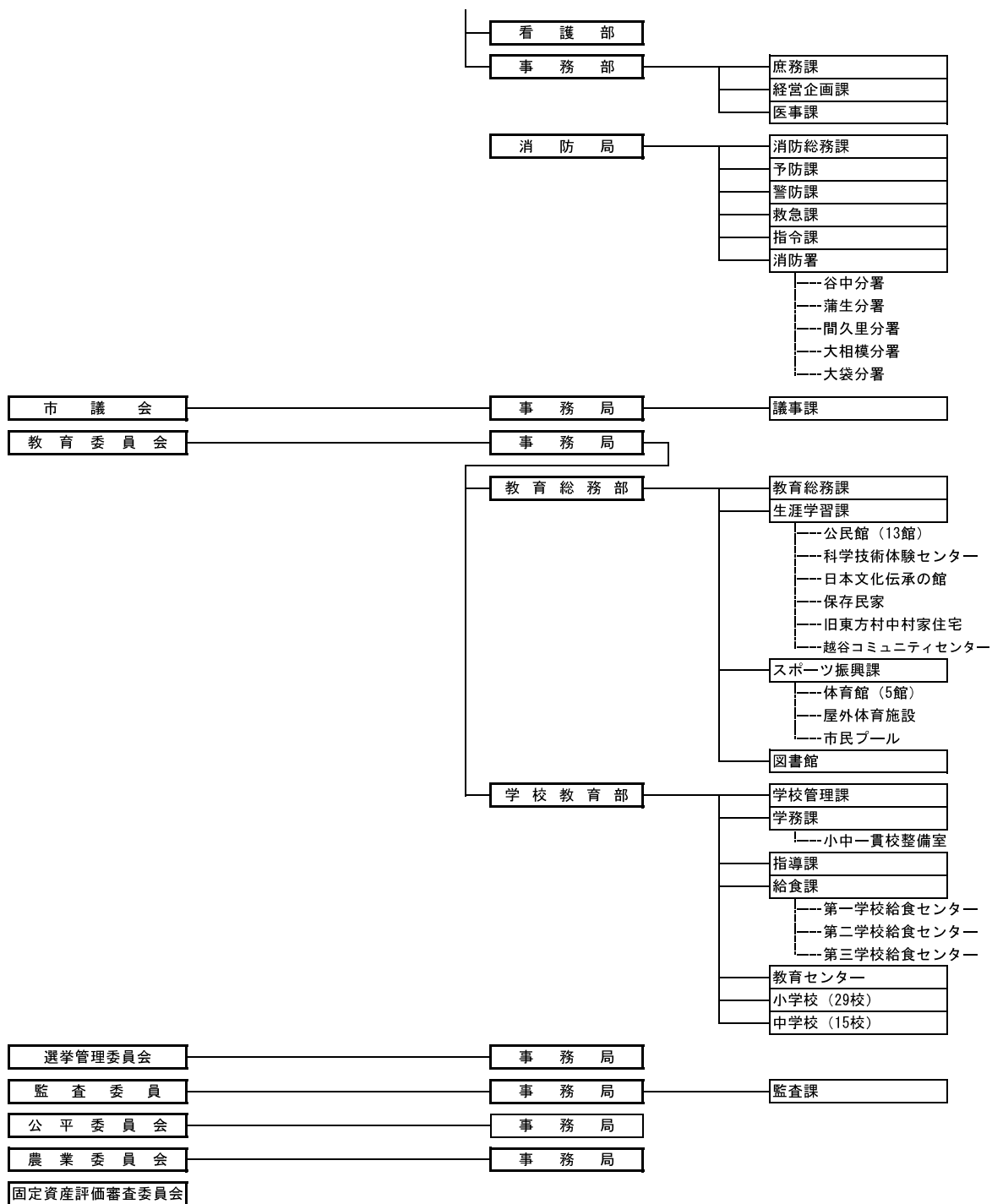
A map of Saitama Prefecture, Japan, showing the locations of various cities and towns. The map is color-coded by region: light blue for the western part, light green for the central part, and light orange for the eastern part. Major cities are labeled in black text, and smaller towns and villages are labeled in red text. The map includes labels for cities like Utsunomiya, Maebashi, and Maebashi, as well as towns like Maebashi, Maebashi, and Maebashi. The map also shows the locations of various rivers and lakes, including the Tone River and the Arakawa River.

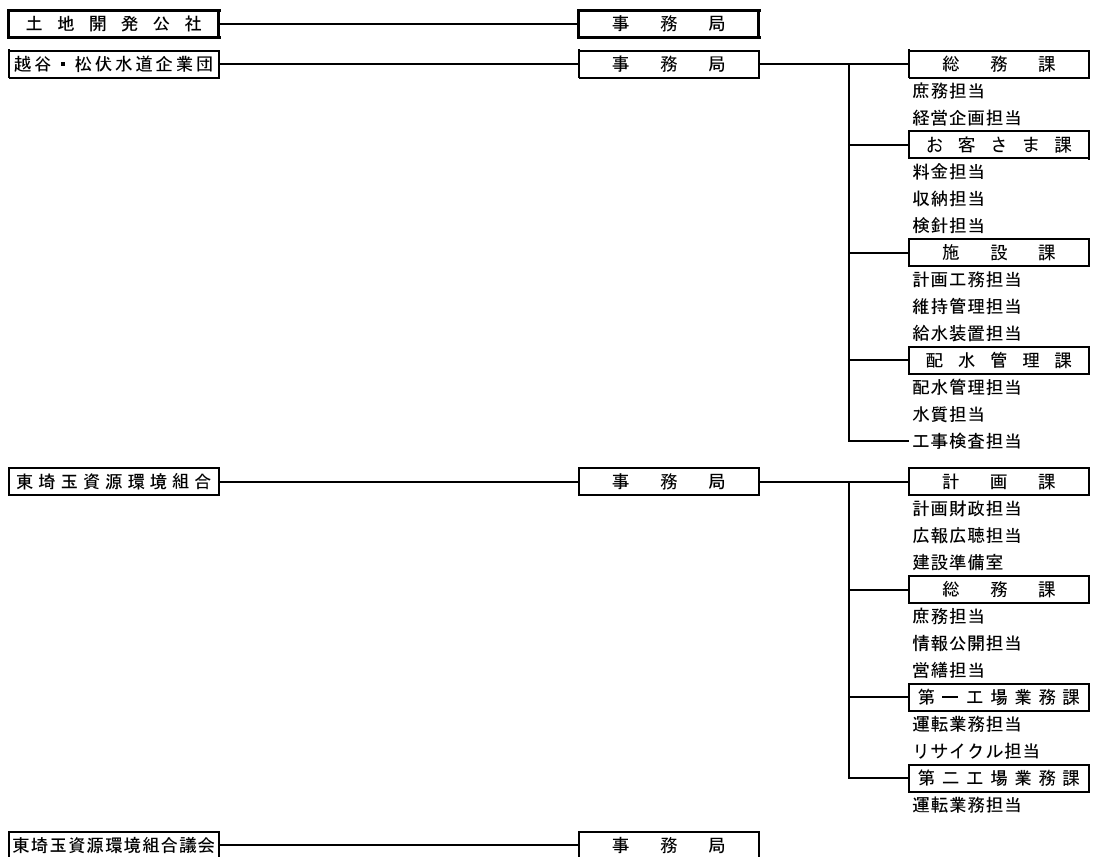
越谷市行政機構図(令和7年4月1日)

22部79課



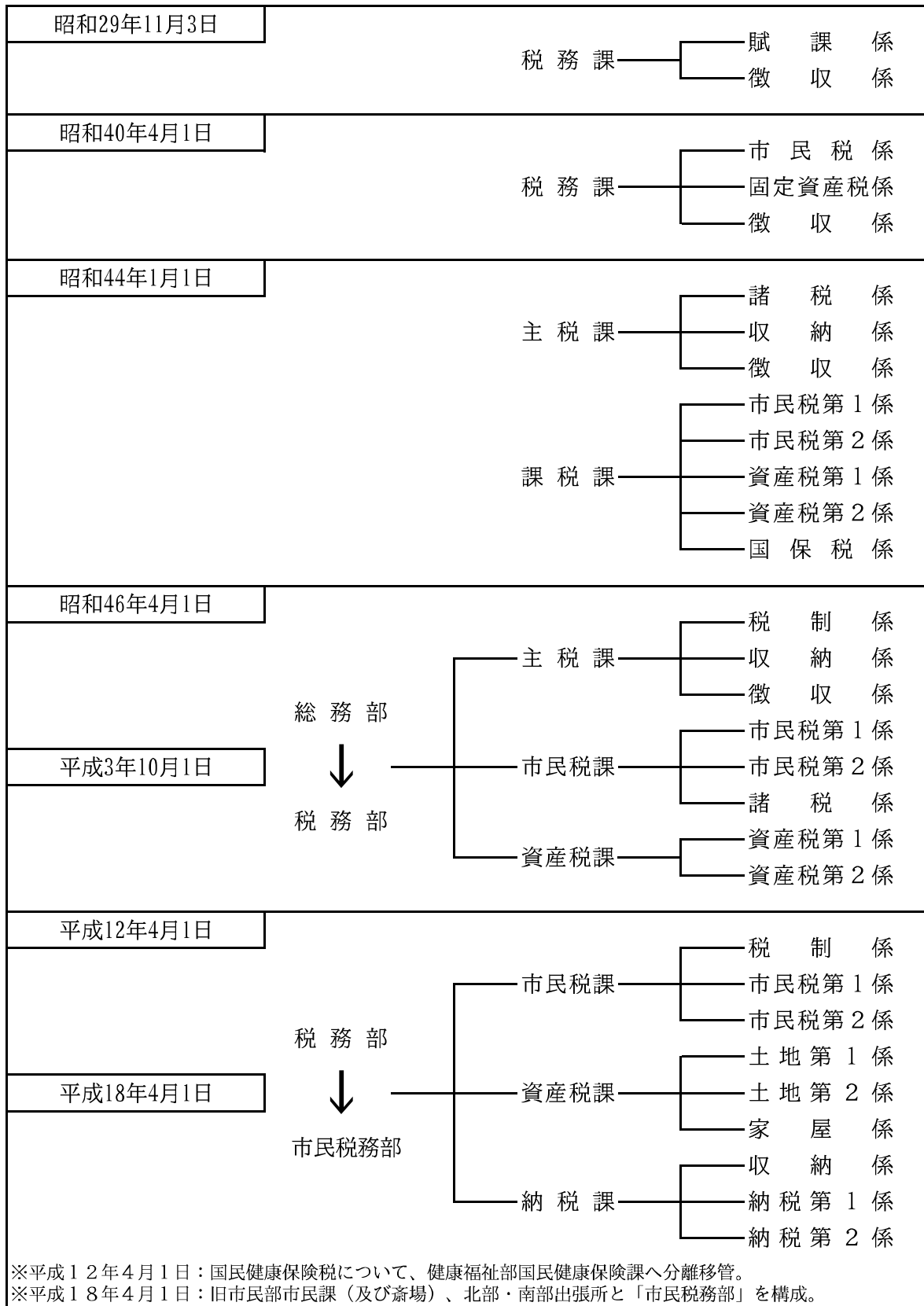


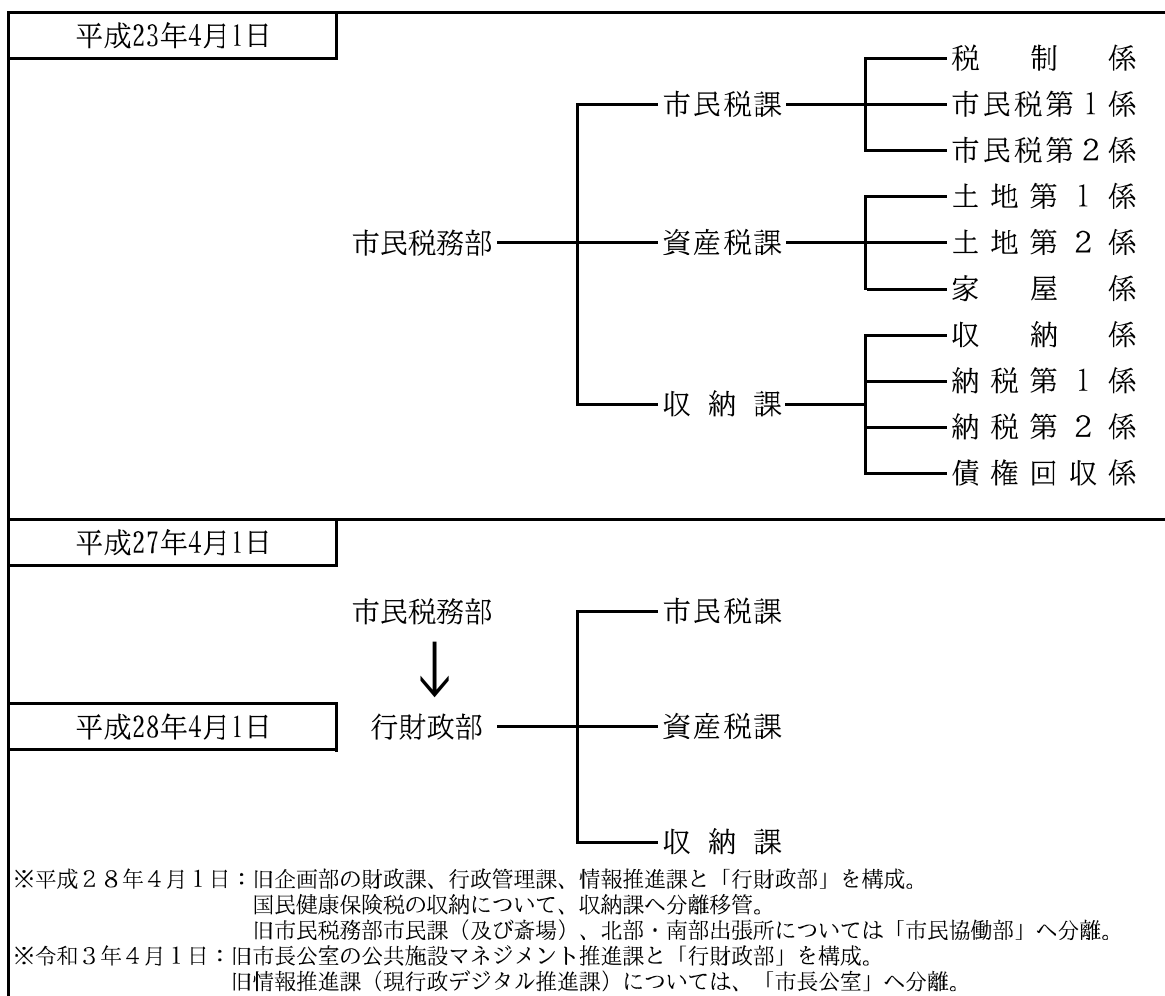




2 税務機構

(1) 税務機構の変遷





(2) 税務機構及び人員の配置

令和7年4月1日現在

部	課 (職名)	部 長 参 事	副部長 副参事	課 長 調整幹	副課長	主 幹	主 査	主 任	主 事 技 師	計
行 財 政 部	部 長	1								1
	副 部 長									0
	市民税課			2		4	4	9	17	36
	資産税課		1		2	7	4	12	11	37
	収 納 課			2	2	6	6	17	11	44
	合 計	1	1	4	4	17	14	38	39	118

※兼務の場合は上位職で計上
※再任用職員は含まない。

(3) 税務職員数に関する比較

各年4月1日現在
(単位：人、%)

区 分 \ 年 度	3	4	5	6	7
職員数実数 (A) ※1	3,038	3,077	3,100	3,131	3,147
税務職員実数 (B)	120	117	119	116	118
【参考】行財政部職員実数 ※2	143	142	144	140	140
割合 (B) / (A)	3.9%	3.8%	3.8%	3.7%	3.7%

※1 他団体からの派遣職員、越谷・松伏水道企業団及び東埼玉資源環境組合の職員を含み、再任用短時間勤務職員は含まない。

※2 令和3年度に行財政部の構成課に変更あり

(4) 税務職員年齢別調

令和7年4月1日現在
(単位：人、歳)

区 分	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
市民税課	16	15	3	3	37	33
資産税課	9	16	10	2	37	36
収 納 課	10	23	7	4	44	36
計	35	54	20	9	118	35

(5) 職員税務経験年数調

令和7年4月1日現在
(単位：人、年)

区 分	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	5年以上	10年以上	計	平均年数
市民税課	14	10	2	7	4	0	37	1.8
資産税課	7	5	6	9	8	2	37	3.3
収 納 課	14	7	6	10	4	3	44	2.8
計	35	22	14	26	16	5	118	2.6

※(3)、(4)及び(5)において、部長職は、市民税課分として計上し、再任用職員（短時間勤務）は含まない。

(6) 税務事務に係る事務分掌

部	課	事 務 分 掌
財 政 部	市 民 税 課	(1) 税制に関すること。 (2) 税事務の総合調整に関すること。 (3) 税の統計に関すること。 (4) 納税思想の啓発に関すること。 (5) 個人住民税に係る申告、賦課及び減免に関すること。 (6) 法人に係る市民税の申告、賦課及び減免に関すること。 (7) 事業所税の申告、賦課及び減免に関すること。 (8) 軽自動車税の申告、賦課及び減免に関すること。 (9) たばこ税の申告及び賦課に関すること。 (10) 入湯税の申告及び賦課に関すること。 (11) 個人住民税、法人に係る市民税及び軽自動車税の証明（納税に関するものを除く。）に関すること。 (12) 課税台帳の整理保管に関すること。
	資 産 税 課	(1) 固定資産の調査及び評価に関すること。 (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。 (4) 特別土地保有税に関すること。 (5) 固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。 (6) 住宅用家屋証明に関すること。 (7) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (8) 固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。
	収 納 課	(1) 市税及び国民健康保険税の徴収及び収納管理に関すること。 (2) 納税証明書に関すること。 (3) 過誤納金の還付に関すること。 (4) 市税及び国民健康保険税の督促に関すること。 (5) 市税及び国民健康保険税の延滞金に関すること。 (6) 市税及び国民健康保険税の滞納処分に関すること。 (7) 納税義務の拡張に関すること。 (8) 納税の猶予に関すること。 (9) 税外債権の徴収に係る企画、助言、指導及び調整に関すること。 (10) 移管を受けた税外債権の徴収及び強制換価手続きに関すること。

(7) 委員会・審議会の構成状況

（令和7年4月1日現在）

○ 固定資産評価審査委員会（昭和29年11月3日設置）

委員定数 3人

任 期 3年

Ⅱ 財 政 と 市 税

1 令和6年度一般会計決算状況

(単位：千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

(1) 歳入				(2) 歳出			
款	款 別	決算額	構成比	款	款 別	決算額	構成比
1	市税(※)	51,068,463	36.4	1	議会費	555,496	0.4
	個人市民税(※)	21,874,157	(42.8)	2	総務費	17,064,001	13.0
	法人市民税(※)	3,254,498	(6.4)	3	民生費	65,159,464	49.5
	固定資産税(※)	19,581,765	(38.3)	4	衛生費	10,894,446	8.3
	軽自動車税(※)	560,068	(1.1)	5	労働費	76,190	0.0
	市たばこ税(※)	2,452,464	(4.8)	6	農林水産業費	674,600	0.5
	特別土地保有税(※)	0	(0.0)	7	商工費	660,214	0.5
	事業所税(※)	824,028	(1.6)	8	土木費	9,620,900	7.3
	都市計画税(※)	2,521,483	(4.9)	9	消防費	3,530,942	2.7
2	地方譲与税	758,287	0.5	10	教育費	15,242,800	11.6
3	利子割交付金	25,568	0.0	11	災害復旧費	0	0.0
4	配当割交付金	488,430	0.4	12	公債費	7,643,461	5.8
5	株式等譲渡所得割交付金	702,413	0.5	13	諸支出金	582,557	0.4
6	法人事業税交付金	616,502	0.4	14	予備費	0	0.0
7	地方消費税交付金	8,112,462	5.8				
8	環境性能割交付金	163,556	0.1				
9	地方特例交付金	2,046,282	1.5				
10	地方交付税	9,152,261	6.5				
11	交通安全対策特別交付金	33,579	0.0				
12	分担金及び負担金	493,295	0.4				
13	使用料及び手数料	1,608,243	1.2				
14	国庫支出金	27,702,473	19.8				
15	県支出金	8,612,686	6.1				
16	財産収入	107,505	0.1				
17	寄附金	288,239	0.2				
18	繰入金	7,908,183	5.6				
19	繰越金	8,321,346	5.9				
20	諸収入	3,714,639	2.7				
21	市債	8,291,500	5.9				
歳入合計		140,215,912	100.0	歳出合計		131,705,071	100.0

※現年課税分・滞納繰越分の合計額

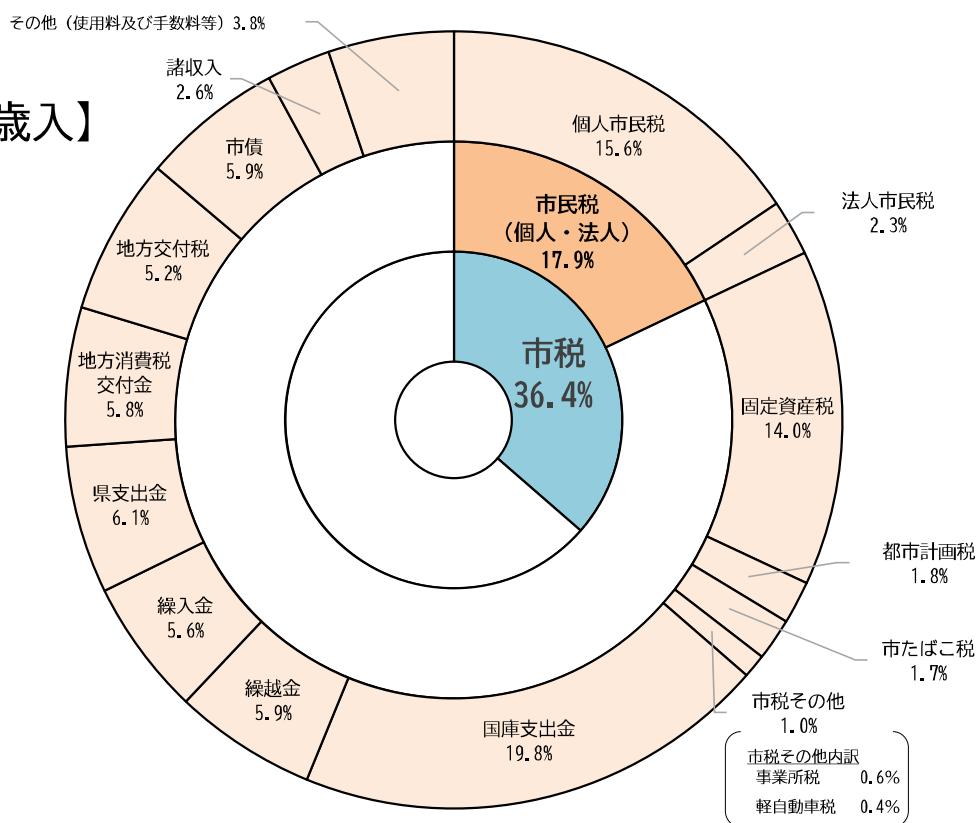
2 一般会計歳入総額に占める市税の割合

(単位：千円、%)

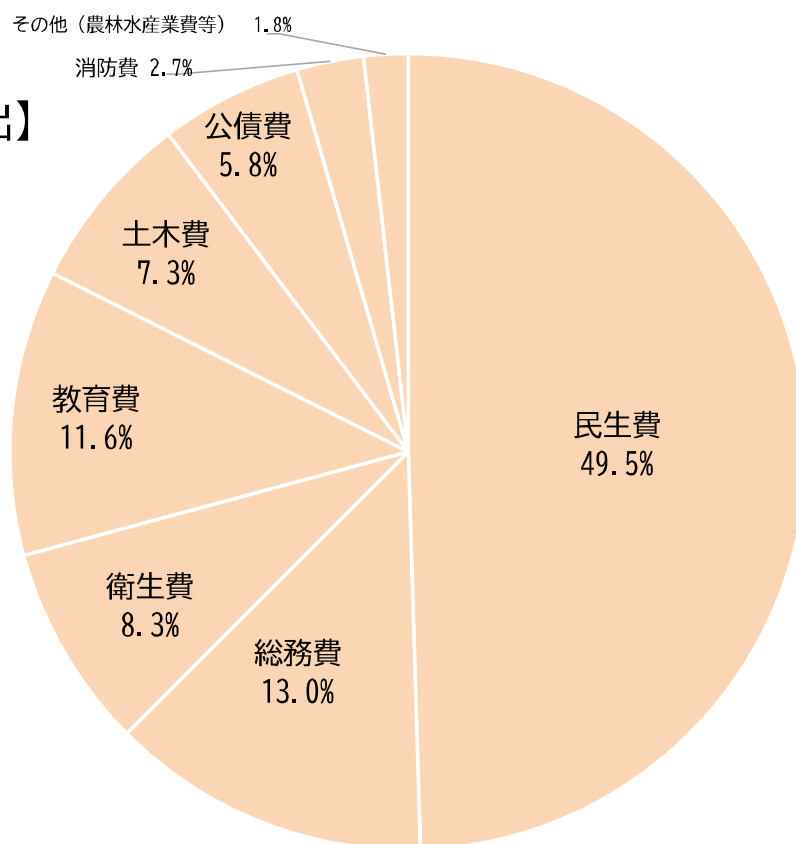
区 分	一般会計歳入総額	市税収入総額	割合
年 度			
2	160,817,512	49,787,789	31.0
3	133,627,375	49,558,010	37.1
4	133,192,833	51,041,764	38.3
5	136,165,492	51,766,515	38.0
6	140,215,912	51,068,463	36.4

< 令和6年度一般会計決算状況 >

【歳入】



【歳出】



3 令和7年度一般会計当初予算状況

(単位：千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

(1) 歳入				(2) 歳出			
款	款 別	予算額	構成比	款	款 別	予算額	構成比
1	市税(※)	50,328,000	38.0	1	議会費	583,174	0.4
	個人市民税(※)	(22,684,000)	(45.1)	2	総務費	13,511,614	10.2
	法人市民税(※)	(2,596,000)	(5.2)	3	民生費	58,802,606	44.4
	固定資産税(※)	(19,105,000)	(38.0)	4	衛生費	11,505,247	8.7
	軽自動車税(※)	(493,000)	(1.0)	5	労働費	77,837	0.1
	市たばこ税(※)	(2,300,000)	(4.6)	6	農林水産業費	599,210	0.4
	特別土地保有税(※)	(0)	(0.0)	7	商工費	833,021	0.6
	事業所税(※)	(714,000)	(1.4)	8	土木費	10,590,118	8.0
	都市計画税(※)	(2,436,000)	(4.8)	9	消防費	8,544,330	6.5
2	地方譲与税	712,000	0.5	10	教育費	19,309,020	14.6
3	利子割交付金	20,000	0.0	11	災害復旧費	10	0.0
4	配当割交付金	300,000	0.2	12	公債費	7,797,803	5.9
5	株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.1	13	諸支出金	126,010	0.1
6	法人事業税交付金	500,000	0.4	14	予備費	120,000	0.1
7	地方消費税交付金	7,900,000	6.0				
8	環境性能割交付金	150,000	0.1				
9	地方特例交付金	300,000	0.2				
10	地方交付税	7,800,000	5.9				
11	交通安全対策特別交付金	38,000	0.0				
12	分担金及び負担金	3,122,800	2.4				
13	使用料及び手数料	1,569,449	1.2				
14	国庫支出金	24,926,280	18.8				
15	県支出金	7,887,600	6.0				
16	財産収入	105,679	0.1				
17	寄附金	229,000	0.2				
18	繰入金	9,653,240	7.3				
19	繰越金	1,000,000	0.8				
20	諸収入	3,061,252	2.3				
21	市債	12,596,700	9.5				
歳入合計		132,400,000	100	歳出合計		132,400,000	100.0

※現年課税分・滞納繰越分の合計額

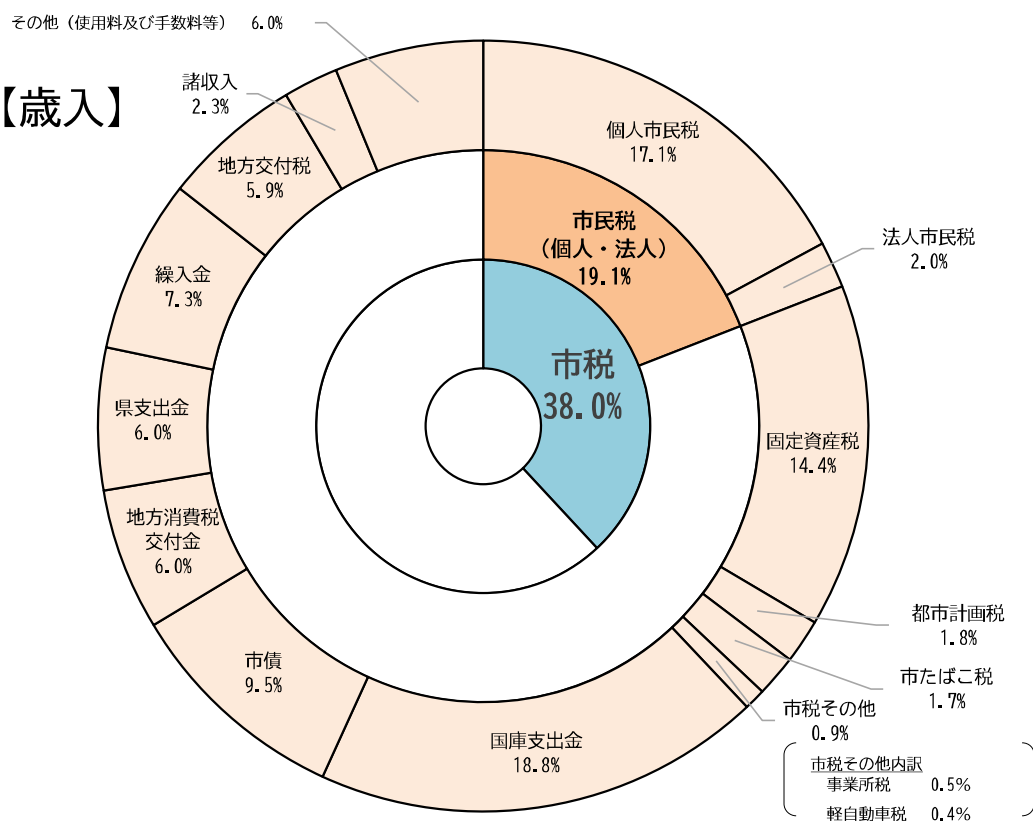
4 一般会計当初予算総額に占める市税の割合

(単位：千円、%)

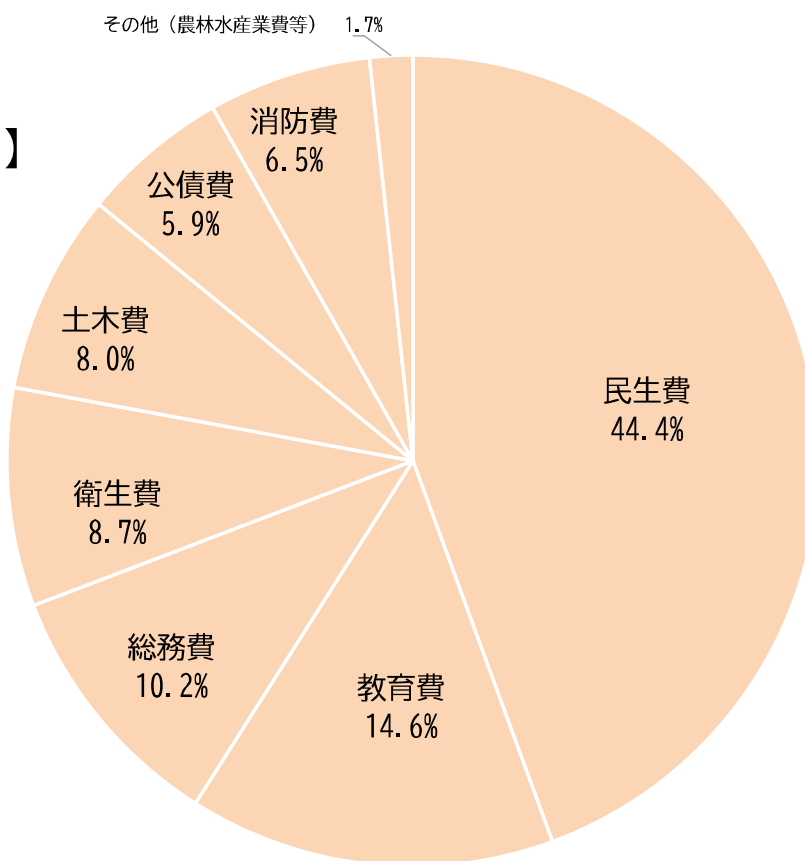
区 分 年 度	一般会計当初予算総額	市税当初予算総額	割合
2	103,200,000	44,340,000	43.0
3	106,000,000	46,428,000	43.8
4	111,800,000	48,244,000	43.2
5	115,700,000	47,149,000	40.8
6	132,400,000	50,328,000	38.0

〈令和7年度一般会計当初予算状況〉

【歳入】



【歳出】



Ⅲ 市 税 総 括

1 税目別納税義務者数の推移（現年課税分・各年度最終）

（単位：人・者・台）

税 目	納 税 義 務 者 数				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市 民 税	188,628	188,696	189,888	190,626	193,647
個 人	180,185	180,095	181,163	181,597	184,406
法 人	8,443	8,601	8,725	9,029	9,241
固定資産税	120,181	120,720	121,570	121,820	122,039
純固定	120,171	120,710	121,560	121,810	122,029
交・納付金	10	10	10	10	10
軽自動車税	63,475	64,716	66,121	67,089	67,948
市たばこ税	8	10	10	10	10
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	403	438	409	421	422
都市計画税	95,534	96,205	96,706	96,918	97,122
合 計	468,229	470,785	474,704	476,884	481,188

2 税目別市税調定額の推移（現年課税分）

（単位：（上段）千円、（下段）％）

税 目	調 定 額				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市 民 税	24,843,653 99.5	24,675,406 99.3	25,531,274 103.5	25,934,457 101.6	25,183,487 97.1
個 人	22,103,485 101.7	21,867,368 98.9	22,533,131 103.0	23,069,453 102.4	21,920,223 95.0
法 人	2,740,168 84.9	2,808,038 102.5	2,998,143 106.8	2,865,004 95.6	3,263,264 113.9
固定資産税	19,082,864 101.4	18,604,097 97.5	19,194,621 103.2	19,440,052 101.3	19,557,127 100.6
純固定	19,043,323 101.4	18,564,744 97.5	19,157,352 103.2	19,402,937 101.3	19,520,136 100.6
交・納付金	39,541 99.5	39,353 99.5	37,269 94.7	37,115 99.6	36,991 99.7
軽自動車税	454,034 107.2	478,255 105.3	517,368 108.2	534,233 103.3	562,788 105.3
種別割	437,566 104.5	458,333 104.7	483,747 105.5	499,769 103.3	515,739 103.2
環境性能割	16,468 329.8	19,922 121.0	33,621 168.8	34,464 102.5	47,049 136.5
市たばこ税	2,214,087 98.0	2,358,167 106.5	2,498,666 106.0	2,521,474 100.9	2,452,464 97.3
事業所税	769,188 102.6	817,395 106.3	795,141 97.3	806,037 101.4	824,837 102.3
都市計画税	2,477,781 101.2	2,426,689 97.9	2,477,480 102.1	2,503,059 101.0	2,518,046 100.6
特別土地保有税	0	0	0	0	0
合 計	49,841,607 100.3	49,360,009 99.0	51,014,550 103.4	51,739,312 101.4	51,098,749 98.8

※ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定額は、徴収猶予分を除いた額
 ※ 下段は前年度対比
 ※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整
 ※ 軽自動車税環境性能割課税は、令和元年10月1日から施行

3 市税一覧

税 目		課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	賦 課 期 日
市 民 税		○ 市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ○ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者（均等割） ○ 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割） ○ 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する公益法人等（均等割） ※収益事業を行う場合……（均等割・法人税割） ○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割）	1月1日（個人）
固 定 資 産 税		○ 土 地 ○ 家 屋 ○ 償却資産 } 当該固定資産の所有者	1月1日
国有資産等所在 市町村交付金		○ 国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等（交付金）	前年の3月31日
軽自動車税	種 別 割	○ 原動機付自転車 ○ 小型特殊自動車 ○ 2輪の小型自動車 ○ 軽自動車 } 所有者	4月1日
	環境性能割	三輪以上の軽自動車の取得者	
市 た ば こ 税		○ 売渡し等に係る製造たばこ ○ 卸売販売業者等	
特別土地保有税		○ 土地又はその取得 ○ 当該土地の所有者又は取得者 ※平成15年度より、当分の間、新たな課税を停止	1月1日（保有） 1月1日 } （取得） 7月1日
入 湯 税		○ 鉱泉浴場における入湯行為 ○ 入湯客	
事 業 所 税		○ 事業所等において事業を行う者	
都 市 計 画 税		○ 市街化区域内の土地・家屋 ○ 当該土地・家屋の所有者	1月1日

課 税 標 準 及 び 税 率				申 告 期 限	納 期																																																																						
○ 個人均等割 3,000 円（平成 26 年度～令和 5 年度：3,500 円） ○ 個人所得割 6%（一律） ○ 法人均等割 <table><tr><th>区分</th><th>資 本 金 等 の 額</th><th>市内の事業所等の従業者数</th><th>税 率</th></tr><tr><td>1</td><td>50 億円を超えるもの</td><td>50 人を超えるもの</td><td>年額 3,000,000 円</td></tr><tr><td>2</td><td>10 億円を超え 50 億円以下のもの</td><td>50 人を超えるもの</td><td>年額 1,750,000 円</td></tr><tr><td>3</td><td>10 億円を超えるもの</td><td>50 人以下のもの</td><td>年額 410,000 円</td></tr><tr><td>4</td><td>1 億円を超え 10 億円以下のもの</td><td>50 人を超えるもの</td><td>年額 400,000 円</td></tr><tr><td>5</td><td>1 億円を超え 10 億円以下のもの</td><td>50 人以下のもの</td><td>年額 160,000 円</td></tr><tr><td>6</td><td>1 千万円を超え 1 億円以下のもの</td><td>50 人を超えるもの</td><td>年額 150,000 円</td></tr><tr><td>7</td><td>1 千万円を超え 1 億円以下のもの</td><td>50 人以下のもの</td><td>年額 130,000 円</td></tr><tr><td>8</td><td>1 千万円以下のもの</td><td>50 人を超えるもの</td><td>年額 120,000 円</td></tr><tr><td>9</td><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>年額 50,000 円</td></tr></table> ○ 法人税割 <table><tr><th>区分</th><th>資 本 金 等 の 額</th><th>法 人 税 額</th><th>税 率</th></tr><tr><td>1</td><td>1 億円を超えるもの</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>2</td><td>1 億円以下のもの</td><td>年額 500 万円を超えるもの</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>3</td><td>1 億円以下のもの</td><td>年額 500 万円以下のもの</td><td>6.6/100</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」により区分を判定				区分	資 本 金 等 の 額	市内の事業所等の従業者数	税 率	1	50 億円を超えるもの	50 人を超えるもの	年額 3,000,000 円	2	10 億円を超え 50 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 1,750,000 円	3	10 億円を超えるもの	50 人以下のもの	年額 410,000 円	4	1 億円を超え 10 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 400,000 円	5	1 億円を超え 10 億円以下のもの	50 人以下のもの	年額 160,000 円	6	1 千万円を超え 1 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 150,000 円	7	1 千万円を超え 1 億円以下のもの	50 人以下のもの	年額 130,000 円	8	1 千万円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 120,000 円	9	上記以外の法人等		年額 50,000 円	区分	資 本 金 等 の 額	法 人 税 額	税 率	1	1 億円を超えるもの	—	8.4/100	2	1 億円以下のもの	年額 500 万円を超えるもの	8.4/100	3	1 億円以下のもの	年額 500 万円以下のもの	6.6/100	○ 個人 【個人申告】 3 月 15 日 【給与支払報告書の提出】 1 月 31 日 【特別徴収に係る異動届出書の提出】 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月の 10 日 ○ 法人 事業年度終了の日の翌日から原則として 2 ヶ月以内等	○ 個人 【第 1 期】 6 月 1 日～ 6 月 30 日 【第 2 期】 8 月 1 日～ 8 月 31 日 【第 3 期】 10 月 1 日～10 月 31 日 【第 4 期】 1 月 4 日～ 1 月 31 日 【給与からの特別徴収】 翌月 10 日まで(6 月～翌年 5 月) 【公的年金からの特別徴収】 年金支払日の翌月 10 日まで ○ 法人 申告期限と同じ														
区分	資 本 金 等 の 額	市内の事業所等の従業者数	税 率																																																																								
1	50 億円を超えるもの	50 人を超えるもの	年額 3,000,000 円																																																																								
2	10 億円を超え 50 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 1,750,000 円																																																																								
3	10 億円を超えるもの	50 人以下のもの	年額 410,000 円																																																																								
4	1 億円を超え 10 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 400,000 円																																																																								
5	1 億円を超え 10 億円以下のもの	50 人以下のもの	年額 160,000 円																																																																								
6	1 千万円を超え 1 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 150,000 円																																																																								
7	1 千万円を超え 1 億円以下のもの	50 人以下のもの	年額 130,000 円																																																																								
8	1 千万円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 120,000 円																																																																								
9	上記以外の法人等		年額 50,000 円																																																																								
区分	資 本 金 等 の 額	法 人 税 額	税 率																																																																								
1	1 億円を超えるもの	—	8.4/100																																																																								
2	1 億円以下のもの	年額 500 万円を超えるもの	8.4/100																																																																								
3	1 億円以下のもの	年額 500 万円以下のもの	6.6/100																																																																								
課税標準の 1.4/100 (免税点) 土 地 300,000 円 家 屋 200,000 円 償却資産 1,500,000 円				○ 償却資産の申告 1 月 31 日	【第 1 期】 5 月 1 日～ 5 月 31 日 【第 2 期】 7 月 1 日～ 7 月 31 日 【第 3 期】 12 月 1 日～12 月 31 日 【第 4 期】 2 月 1 日～ 2 月 末日																																																																						
算定標準額の 1.4/100 (注) 法で特別の定めのあるものを除き、算定標準額は前年の 3 月 31 日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。					6 月 30 日																																																																						
<table><tr><th colspan="2">車 種</th><th>継続税率</th><th>新 税 率</th><th>重課税率</th><th>適 用</th></tr><tr><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td>総排気量 50cc 以下(ミニカーを除く) ※新基準原付バイクを含む</td><td>—</td><td>2,000 円</td><td>—</td><td rowspan="5">・新税率は平成28年度から適用</td></tr><tr><td>2 輪で総排気量 90cc 以下</td><td>—</td><td>2,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td>2 輪で総排気量 125cc 以下 ※新基準原付バイクを含む</td><td>—</td><td>2,400 円</td><td>—</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>—</td><td>3,700 円</td><td>—</td></tr><tr><td>特定小型原動機付自転車</td><td>—</td><td>2,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>—</td><td>2,400 円</td><td>—</td><td rowspan="5">・新税率は平成27年4月1日以後に初度検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に初度検査から13年を経過したものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用</td></tr><tr><td>その他(フォークリフト等)</td><td>—</td><td>5,900 円</td><td>—</td></tr><tr><td>2 輪小型自動車</td><td>総排気量が 250cc を超えるもの</td><td>—</td><td>6,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td>2 輪車(総排気量 250cc 以下)</td><td>—</td><td>3,600 円</td><td>—</td></tr><tr><td>3 輪車(総排気量 660cc 以下)</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="3">4 輪以上 (総排気量 660cc 以下)</td><td>乗用営業用</td><td>5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>乗用自家用</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>貨物営業用</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td></td><td>貨物自家用</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>6,000 円</td></tr></table>				車 種		継続税率	新 税 率	重課税率	適 用	原動機付自転車	総排気量 50cc 以下(ミニカーを除く) ※新基準原付バイクを含む	—	2,000 円	—	・新税率は平成28年度から適用	2 輪で総排気量 90cc 以下	—	2,000 円	—	2 輪で総排気量 125cc 以下 ※新基準原付バイクを含む	—	2,400 円	—	ミニカー	—	3,700 円	—	特定小型原動機付自転車	—	2,000 円	—	小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400 円	—	・新税率は平成27年4月1日以後に初度検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に初度検査から13年を経過したものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用	その他(フォークリフト等)	—	5,900 円	—	2 輪小型自動車	総排気量が 250cc を超えるもの	—	6,000 円	—	軽自動車	2 輪車(総排気量 250cc 以下)	—	3,600 円	—	3 輪車(総排気量 660cc 以下)	3,100 円	3,900 円	4,600 円	4 輪以上 (総排気量 660cc 以下)	乗用営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	乗用自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	貨物営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円		貨物自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	○ 取得申告 軽自動車等の所有者となった日から 15 日以内 ○ 廃車申告 軽自動車等の所有者でなくなった日から 30 日以内	5 月 1 日～5 月 31 日
車 種		継続税率	新 税 率	重課税率	適 用																																																																						
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下(ミニカーを除く) ※新基準原付バイクを含む	—	2,000 円	—	・新税率は平成28年度から適用																																																																						
	2 輪で総排気量 90cc 以下	—	2,000 円	—																																																																							
	2 輪で総排気量 125cc 以下 ※新基準原付バイクを含む	—	2,400 円	—																																																																							
	ミニカー	—	3,700 円	—																																																																							
	特定小型原動機付自転車	—	2,000 円	—																																																																							
小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400 円	—	・新税率は平成27年4月1日以後に初度検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に初度検査から13年を経過したものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用																																																																						
その他(フォークリフト等)	—	5,900 円	—																																																																								
2 輪小型自動車	総排気量が 250cc を超えるもの	—	6,000 円	—																																																																							
軽自動車	2 輪車(総排気量 250cc 以下)	—	3,600 円	—																																																																							
	3 輪車(総排気量 660cc 以下)	3,100 円	3,900 円	4,600 円																																																																							
	4 輪以上 (総排気量 660cc 以下)	乗用営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円																																																																						
		乗用自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円																																																																						
貨物営業用		3,000 円	3,800 円	4,500 円																																																																							
	貨物自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円																																																																							
三輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度等に応じて、通常の取得価格の 1～3%（本則税率）				車両番号の指定のとき等	申告期限と同じ																																																																						
1,000 本につき 6,552 円				翌月末日	申告期限と同じ																																																																						
課税標準……土地の取得価額 税 率……（保有）1.4/100 （取得）3/100 （免税点）保有 1 月 1 日に所有する 土地の合計面積……………5,000 m²未満 取得 毎年 1 月 1 日又は 7 月 1 日前 1 年以内に取得した 土地の合計面積……………5,000 m²未満				【保有】 5 月 31 日 【取得】 2 月 末日 8 月 31 日	申告期限と同じ																																																																						
1 人 1 日 150 円				翌月 15 日	申告期限と同じ																																																																						
資産割 事業所床面積 1 m²につき 600 円 （免税点）市内合計事業所床面積 1,000 m²以下 従業者割 従業者給与総額の 0.25/100 （免税点）市内合計従業者数 100 人以下				○ 法人 事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 ○ 個人 事業を行った年の翌年の 3 月 15 日	申告期限と同じ																																																																						
課税標準の 0.2/100					固定資産税と同じ																																																																						

※令和 7 年 4 月 1 日現在

4 令和6年度市税決算状況

区 分 税 目	予算現額	調定額	収入済額	収入歩合	
				予算額	調定額
市 税 合 計	48,079,000,000	51,868,322,135 51,869,393,035	51,068,462,705	106.22	98.46 98.46
現年課税分	47,858,000,000	51,098,748,534	50,739,818,980	106.02	99.30
滞納繰越分	221,000,000	769,573,601 770,644,501	328,643,725	148.71	42.70 42.65
市民税	23,258,000,000	25,697,659,184	25,128,655,951	108.04	97.79
個 人	20,857,000,000	22,420,089,614	21,874,157,660	104.88	97.56
現年課税分	20,723,000,000	21,920,222,720	21,671,619,086	104.58	98.87
滞納繰越分	134,000,000	499,866,894	202,538,574	151.15	40.52
法 人	2,401,000,000	3,277,569,570	3,254,498,291	135.55	99.30
現年課税分	2,393,000,000	3,263,263,900	3,250,133,795	135.82	99.60
滞納繰越分	8,000,000	14,305,670	4,364,496	54.56	30.51
固定資産税	18,917,000,000	19,768,992,759	19,581,764,525	103.51	99.05
固定資産税	18,881,000,000	19,732,001,559	19,544,773,325	103.52	99.05
現年課税分	18,814,000,000	19,520,136,200	19,441,255,550	103.33	99.60
滞納繰越分	67,000,000	211,865,359	103,517,775	154.50	48.86
交付金	36,000,000	36,991,200	36,991,200	102.75	100.00
軽自動車税	479,000,000	579,115,654	560,067,577	116.92	96.71
種 別 割	453,000,000	532,067,154	513,019,077	113.25	96.42
現年課税分	450,000,000	515,738,700	508,695,405	113.04	98.63
滞納繰越分	3,000,000	16,328,454	4,323,672	144.12	26.48
環境性能割	26,000,000	47,048,500	47,048,500	180.96	100.00
現年課税分	26,000,000	47,048,500	47,048,500	180.96	100.00
市たばこ税	2,300,000,000	2,452,464,214	2,452,464,214	106.63	100.00
現年課税分	2,300,000,000	2,452,464,214	2,452,464,214	106.63	100.00
滞納繰越分	0	0	0		
事業所税	714,000,000	824,836,500	824,027,900	115.41	99.90
現年課税分	713,000,000	824,836,500	824,027,900	115.57	99.90
滞納繰越分	1,000,000	0	0	0.00	#DIV/0!
都市計画税	2,411,000,000	2,545,253,824	2,521,482,538	104.58	99.07
現年課税分	2,403,000,000	2,518,046,600	2,507,583,330	104.35	99.58
滞納繰越分	8,000,000	27,207,224	13,899,208	173.74	51.09
特別土地保有税	0	1,070,900	0		0.00
現年課税分	0	0	0		
滞納繰越分	0	1,070,900	0		0.00

(単位：円，％)

不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収入歩合（前2年度）			
			5 予算額	5 調定額	4 予算額	4 調定額
39,721,160	774,931,257 776,002,157	14,792,987	105.55	98.43 98.43	107.15	98.25 98.25
1,103,771	372,474,164	14,648,381	105.31	99.34	107.08	99.26
38,617,389	402,457,093			43.16		43.24
38,617,389	403,527,993	144,606	155.37	43.10	115.41	43.19
32,918,663	542,431,357	6,346,787	106.43	97.90	107.14	97.79
31,631,306	520,561,235	6,260,587	105.50	97.71	104.55	97.57
1,103,771	253,760,344	6,260,481	105.12	99.00	104.32	98.86
30,527,535	266,800,891	106	167.59	42.24	130.55	44.48
1,287,357	21,870,122	86,200	114.47	99.42	131.68	99.45
0	13,216,305	86,200	114.64	99.76	132.19	99.78
1,287,357	8,653,817	0	62.35	33.92	49.46	40.89
5,357,879	189,234,427	7,364,072	103.18	98.87	105.35	98.57
5,357,879	189,234,427	7,364,072	103.18	98.87	105.36	98.57
0	86,121,238	7,240,588	102.99	99.56	105.38	99.50
5,357,879	103,113,189	123,484	149.62	45.94	103.72	41.60
	0	0	100.31	100.00	100.73	100.00
721,700	18,425,977	99,600	114.37	96.79	119.56	96.98
721,700	18,425,977	99,600	137.85	100.00	115.78	96.78
0	7,138,395	95,100	137.85	100.00	116.86	98.56
721,700	11,287,582	4,500			52.65	28.98
			113.03	96.58		
0	0	0	113.39	98.70	224.14	100.00
0	0	0	81.77	26.90	224.14	100.00
0	0	0	113.07	100.00	117.31	100.00
0	0	0	113.07	100.00	117.31	100.00
0	0	0				
0	808,600	0	112.80	100.00	119.79	99.86
0	808,600	0	113.05	100.00	119.86	99.94
0	0	0	23.15	100.00	97.78	75.68
722,918	24,030,896	982,528	104.48	98.87	106.00	98.55
0	11,429,282	966,012	104.22	99.55	105.92	99.49
722,918	12,601,614	16,516	174.78	47.53	118.01	42.73
0	0					
0	1,070,900	0		0.00		0.00
0	0					
0	0	0				
0	0					
0	1,070,900	0		0.00		0.00

5 市税決算状況の推移

年度 税目 区分	3			4		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市税合計	50,589,152,568 (50,590,223,468)	49,558,009,826	97.96 (97.96)	51,951,300,911 (51,952,371,811)	51,041,764,002	98.25 (98.25)
現年課税分	49,360,008,747	49,011,463,633	99.29	51,014,549,042	50,636,678,306	99.26
滞納繰越分	1,229,143,821 (1,230,214,721)	546,546,193	44.47 (44.43)	936,751,869 (937,822,769)	405,085,696	43.24 (43.19)
市民税	25,376,800,132	24,737,464,047	97.48	26,097,127,180	25,519,539,629	97.79
個 人	22,520,962,794	21,902,143,899	97.25	23,082,048,125	22,521,168,605	97.57
現年課税分	21,867,368,285	21,644,665,065	98.98	22,533,131,309	22,277,035,421	98.86
滞納繰越分	653,594,509	257,478,834	39.39	548,916,816	244,133,184	44.48
法 人	2,855,837,338	2,835,320,148	99.28	3,015,079,055	2,998,371,024	99.45
現年課税分	2,808,037,900	2,802,064,260	99.79	2,998,142,900	2,991,446,386	99.78
滞納繰越分	47,799,438	33,255,888	69.57	16,936,155	6,924,638	40.89
固定資産税	19,034,179,020	18,703,416,496	98.26	19,508,791,653	19,230,319,448	98.57
固定資産税	18,994,826,120	18,664,063,596	98.26	19,471,522,453	19,193,050,248	98.57
現年課税分	18,564,743,700	18,465,801,581	99.47	19,157,351,900	19,062,364,730	99.50
滞納繰越分	430,082,420	198,262,015	46.10	314,170,553	130,685,518	41.60
交付金	39,352,900	39,352,900	100.00	37,269,200	37,269,200	100.00
軽自動車税	492,234,869	477,463,503	97.00	530,084,874	514,100,649	96.98
種別割	472,312,969	457,541,603	96.87	496,464,374	480,480,149	96.78
現年課税分	458,332,800	452,678,262	98.77	483,746,800	476,794,990	98.56
滞納繰越分	13,980,169	4,863,341	34.79	12,717,574	3,685,159	28.98
環境性能割	19,921,900	19,921,900	100.00	33,620,500	33,620,500	100.00
現年課税分	19,921,900	19,921,900	100.00	33,620,500	33,620,500	100.00
市たばこ税	2,358,167,162	2,358,167,162	100.00	2,498,666,333	2,498,666,333	100.00
現年課税分	2,358,167,162	2,358,167,162	100.00	2,498,666,333	2,498,666,333	100.00
滞納繰越分	0	0		0	0	
特別土地保有税	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
現年課税分	0 (0)	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0	0.00 (0.00)
滞納繰越分	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
事業所税	843,951,900	841,367,900	99.69	797,724,500	796,633,000	99.86
現年課税分	817,395,200	815,439,700	99.76	795,140,500	794,677,500	99.94
滞納繰越分	26,556,700	25,928,200	97.63	2,584,000	1,955,500	75.68
都市計画税	2,483,819,485	2,440,130,718	98.24	2,518,906,371	2,482,504,943	98.55
現年課税分	2,426,688,900	2,413,372,803	99.45	2,477,479,600	2,464,803,246	99.49
滞納繰越分	57,130,585	26,757,915	46.84	41,426,771	17,701,697	42.73

※ () 内は徴収猶予分を含む。

(単位：円、%)

5			6		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
52,592,486,078 (52,593,556,978)	51,766,515,187	98.43 (98.43)	51,868,322,135 (51,869,393,035)	51,068,462,705	98.46 (98.46)
51,739,311,289	51,398,292,997	99.34	51,098,748,534	50,739,818,980	99.30
853,174,789 (854,245,689)	368,222,190	43.16 (43.10)	769,573,601 (770,644,501)	328,643,725	42.70 (42.65)
26,484,814,751	25,927,329,933	97.90	25,697,659,184	25,128,655,951	97.79
23,605,105,801	23,064,342,588	97.71	22,420,089,614	21,874,157,660	97.56
23,069,453,216	22,838,097,884	99.00	21,920,222,720	21,671,619,086	98.87
535,652,585	226,244,704	42.24	499,866,894	202,538,574	40.52
2,879,708,950	2,862,987,345	99.42	3,277,569,570	3,254,498,291	99.30
2,865,003,900	2,857,998,985	99.76	3,263,263,900	3,250,133,795	99.60
14,705,050	4,988,360	33.92	14,305,670	4,364,496	30.51
19,694,112,490	19,471,865,810	98.87	19,768,992,759	19,581,764,525	99.05
19,656,997,390	19,434,750,710	98.87	19,732,001,559	19,544,773,325	99.05
19,402,937,200	19,318,043,606	99.56	19,520,136,200	19,441,255,550	99.60
254,060,190	116,707,104	45.94	211,865,359	103,517,775	48.86
37,115,100	37,115,100	100.00	36,991,200	36,991,200	100.00
549,430,971	531,809,164	96.79	579,115,654	560,067,577	96.71
514,967,471	497,345,664	96.58	532,067,154	513,019,077	96.42
499,768,600	493,257,059	98.70	515,738,700	508,695,405	98.63
15,198,871	4,088,605	26.90	16,328,454	4,323,672	26.48
34,463,500	34,463,500	100.00	47,048,500	47,048,500	100.00
34,463,500	34,463,500	100.00	47,048,500	47,048,500	100.00
2,521,473,873	2,521,473,873	100.00	2,452,464,214	2,452,464,214	100.00
2,521,473,873	2,521,473,873	100.00	2,452,464,214	2,452,464,214	100.00
0	0		0	0	
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
0 (0)	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0	0.00 (0.00)
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
806,499,500	806,499,500	100.00	824,836,500	824,027,900	99.90
806,036,500	806,036,500	100.00	824,836,500	824,027,900	99.90
463,000	463,000	100.00	0	0	0.00
2,536,154,493	2,507,536,907	98.87	2,545,253,824	2,521,482,538	99.07
2,503,059,400	2,491,806,490	99.55	2,518,046,600	2,507,583,330	99.58
33,095,093	15,730,417	47.53	27,207,224	13,899,208	51.09

6 市税負担状況の推移

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
市税収入合計		49,787,788,575	49,558,009,826	51,041,764,002	51,766,515,187	51,068,462,705
人 口		345,487	344,674	343,644	342,681	341,992
世 帯 数		158,751	159,682	160,965	162,337	163,985
1人当たり市 税 負 担 額		144,109	143,782	148,531	151,063	149,326
1世帯当たり 市 税 負 担 額		313,622	310,354	317,099	318,883	311,422
市民1人 当たり	市 民 税	71,910	71,771	74,262	75,660	73,477
	固 定 資 産 税	55,153	54,264	55,960	56,822	57,258
	軽 自 動 車 税	1,315	1,385	1,496	1,552	1,638
	市 た ば こ 税	6,409	6,842	7,271	7,358	7,171
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事 業 所 税	2,162	2,441	2,318	2,353	2,409
	都 市 計 画 税	7,161	7,080	7,224	7,317	7,373
1世帯 当たり	市 民 税	156,496	154,917	158,541	159,713	153,238
	固 定 資 産 税	120,028	117,129	119,469	119,947	119,412
	軽 自 動 車 税	2,861	2,990	3,194	3,276	3,415
	市 た ば こ 税	13,947	14,768	15,523	15,532	14,955
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事 業 所 税	4,704	5,269	4,949	4,968	5,025
	都 市 計 画 税	15,585	15,281	15,423	15,446	15,376

※ 人口、世帯数は各年度末直後の4月1日現在

IV 市 民 税

1 調定額の推移（現年課税分）

（単位：千円）

年 度 区 分			調 定 額				
			2	3	4	5	6
個 人	普通徴収	均等割	151,450	145,431	147,367	145,612	128,101
		所得割	4,901,177	4,776,918	5,246,613	5,177,869	4,819,565
		計	5,052,627	4,922,349	5,393,980	5,323,481	4,947,666
	特別徴収	均等割	478,322	485,160	487,011	491,470	425,625
		所得割	16,572,536	16,459,860	16,652,141	17,254,503	16,546,931
		計	17,050,858	16,945,020	17,139,152	17,745,973	16,972,557
	小 計	均等割	629,772	630,591	634,378	637,082	553,726
		所得割	21,473,713	21,236,778	21,898,754	22,432,372	21,366,497
		計	22,103,485	21,867,369	22,533,132	23,069,454	21,920,223
法 人	均 等 割		892,724	902,298	939,634	923,502	935,942
	法 人 税 割		1,847,444	1,905,740	2,058,509	1,941,502	2,327,322
	計		2,740,168	2,808,038	2,998,143	2,865,004	3,263,264
合 計			24,843,653	24,675,407	25,531,275	25,934,458	25,183,487

2 納税義務者数の推移（現年課税分）

（単位：人） （単位：人）

年 度 区 分		納税義務者数				
		2	3	4	5	6
個 人	普通徴収	50,106	48,153	49,076	47,440	46,428
	特別徴収	130,079	131,942	132,087	134,157	137,978
	小 計	180,185	180,095	181,163	181,597	184,406
法 人		8,443	8,601	8,725	9,029	9,241
合 計		188,628	188,696	189,888	190,626	193,647

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

3 決算状況の推移

税目 年度 区分	2			3		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市民税	25,634,908	24,843,940	96.91	25,376,801	24,737,464	97.48
現年課税分	24,843,653	24,525,621	98.72	24,675,407	24,446,729	99.07
滞納繰越分	791,255	318,319	40.23	701,394	290,735	41.45
個 人	22,876,346	22,138,484	96.77	22,520,964	21,902,144	97.25
現年課税分	22,103,485	21,825,840	98.74	21,867,369	21,644,665	98.98
均 等 割	629,772	621,808	98.74	630,591	624,114	98.97
所 得 割	21,473,713	21,204,032	98.74	21,236,778	21,020,551	98.98
滞納繰越分	772,861	312,644	40.45	653,595	257,479	39.39
法 人	2,758,562	2,705,456	98.07	2,855,837	2,835,320	99.28
現年課税分	2,740,168	2,699,781	98.53	2,808,038	2,802,064	99.79
均 等 割	892,724	879,560	98.53	902,298	900,378	99.79
法 人 税 割	1,847,444	1,820,221	98.53	1,905,740	1,901,686	99.79
滞納繰越分	18,394	5,675	30.85	47,799.00	33,256	69.57

(単位：千円、%)

4			5			6		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
26,097,127	25,519,540	97.79	26,484,815	25,927,329	97.90	25,697,659	25,128,656	97.79
25,531,274	25,268,482	98.97	25,934,457	25,696,097	99.08	25,183,487	24,921,753	98.96
565,853	251,058	44.37	550,358	231,232	42.01	514,173	206,903	40.24
23,082,048	22,521,170	97.57	23,605,106	23,064,342	97.71	22,420,090	21,874,158	97.56
22,533,131	22,277,036	98.86	23,069,453	22,838,098	99.00	21,920,223	21,671,619	98.87
634,377	627,115	98.86	637,081	630,635	98.99	553,726	547,388	98.86
21,898,754	21,649,921	98.86	22,432,372	22,207,463	99.00	21,366,497	21,124,231	98.87
548,917	244,134	44.48	535,653	226,244	42.24	499,867	202,539	40.52
3,015,079	2,998,370	99.45	2,879,709	2,862,987	99.42	3,277,570	3,254,498	99.30
2,998,143	2,991,446	99.78	2,865,004	2,857,999	99.76	3,263,264	3,250,134	99.60
939,634	937,535	99.78	923,502	921,244	99.76	935,942	933,034	99.69
2,058,509	2,053,911	99.78	1,941,502	1,936,755	99.76	2,327,322	2,317,100	99.56
16,936	6,924	40.88	14,705	4,988	33.92	14,306	4,364	30.51

4 個人市民税

(1) 普通徴収・特別徴収調定額の推移（現年課税分）

区 分 \ 年 度	2		3	
	調定額	構成比	調定額	構成比
普 通 徴 収	5,052,627,100	22.86	4,922,348,200	22.51
特 別 徴 収	17,050,857,951	77.14	16,945,020,085	77.49
合 計	22,103,485,051	100.00	21,867,368,285	100.00

(2) 納税義務者数等の推移

区 分 \ 年 度	2		3	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
市 民 税 合 計	180,185	100.00	180,095	100.00
均 等 割 の み	10,490	5.82	10,506	5.83
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	169,695	94.18	169,589	94.17
普 通 徴 収	50,106	27.81	48,153	26.74
均 等 割 の み	5,374	2.98	5,115	2.84
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	44,732	24.83	43,038	23.90
特 別 徴 収	130,079	72.19	131,942	73.26
均 等 割 の み	5,116	2.84	5,391	2.99
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	124,963	69.35	126,551	70.27
特別徴収義務者数	36,434		36,527	

(単位：円、%)

4		5		6	
調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比
5,393,979,600	23.94	5,323,480,300	23.08	4,947,666,200	22.57
17,139,151,709	76.06	17,745,972,916	76.92	16,972,556,520	77.43
22,533,131,309	100.00	23,069,453,216	100.00	21,920,222,720	100.00

(単位：人、%)

4		5		6	
納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
181,163	100.00	181,597	100.00	184,406	100.00
10,475	5.78	10,758	5.92	20,612	11.18
0	0.00	0	0.00	0	0.00
170,688	94.22	170,839	94.08	163,794	88.82
49,076	27.09	47,440	26.12	46,428	25.18
5,110	2.82	5,159	2.84	8,352	4.53
0	0.00	0	0.00	0	0.00
43,966	24.27	42,281	23.28	38,076	20.65
132,087	72.91	134,157	73.88	137,978	74.82
5,365	2.96	5,599	3.08	12,260	6.65
0	0.00	0	0.00	0	0.00
126,722	69.95	128,558	70.79	125,718	68.17
36,877		37,383		37,691	

(3) 納税義務者の状況（令和7年度当初）

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 A	均等割額 B	納税義務者数 C	所得割額 D	納税義務者数 E
給与所得者	5,567	16,701	-	-	145,742
営業等所得者	756	2,268	-	-	6,534
農業所得者	9	27	-	-	54
その他の所得者	4,241	12,723	-	-	24,246
家屋敷等のみ	130	390	-	-	-
合 計	10,703	32,109	0	0	176,576

(4) 特別徴収義務者等の状況（令和7年度当初）

（単位：人、千円）

区 分	特別徴収 義務者数	納税義務者数		特別徴収税額 A = B + C	特別徴収税額の内訳	
		納税義務者数	うち均等割のみ		所得割額 B	均等割額 C
給与特徴に 係 る 分	38,032	128,408	3,887	18,456,291	18,071,183	385,108
年金特徴に 係 る 分	5	25,969	4,091	911,106	850,117	60,989

(単位：人、千円)

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 F	所得割額 G	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 A + C + E
		納税義務者数 H = A + E	均等割額 I = B + F	納税義務者数 J = C + E	所得割額 K = D + G	
437,226	20,058,044	151,309	453,927	145,742	20,058,044	151,309
19,602	1,096,161	7,290	21,870	6,534	1,096,161	7,290
162	8,009	63	189	54	8,009	63
72,738	2,905,368	28,487	85,461	24,246	2,905,368	28,487
-	-	130	390	-	-	130
529,728	24,067,582	187,279	561,837	176,576	24,067,582	187,279

(5) 課税状況の推移（各年度当初）

(単位：人、千円)

区 分 年 度	均等割を納める者		所得割を納める者		合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	税 額
2	178,108	623,380	167,935	21,213,217	178,108	21,836,597
3	178,484	624,695	168,189	20,842,984	178,484	21,467,679
4	179,944	629,806	169,605	21,583,386	179,944	22,213,192
5	181,395	634,884	170,715	22,191,431	181,395	22,826,315
6	183,534	550,602	163,070	21,072,412	183,534	21,623,014
7	187,279	561,837	176,576	24,067,582	187,279	24,629,419

(6) 市民税・県民税調定額の推移（現年課税分）

区分	年度	納税義務者数	前年度対比	市民税					所得割額
				所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比	
普通徴収	2	50,106	99.8	4,901,177	151,450	5,052,627	98.4	22.9	3,265,931
	3	48,153	96.1	4,776,918	145,431	4,922,349	97.4	22.5	3,183,076
	4	49,076	101.9	5,246,613	147,367	5,393,979	109.6	23.9	3,496,420
	5	47,440	96.7	5,177,869	145,612	5,323,481	98.7	23.1	3,449,130
	6	46,428	97.9	4,819,565	128,101	4,947,666	92.9	22.6	3,211,337
特別徴収	2	130,079	102.3	16,572,536	478,322	17,050,858	102.7	77.1	11,045,606
	3	131,942	101.4	16,459,860	485,160	16,945,020	99.4	77.5	10,970,310
	4	132,087	100.1	16,652,141	487,011	17,139,152	101.1	76.1	11,097,941
	5	134,157	101.6	17,254,503	491,470	17,745,973	103.5	76.9	11,499,770
	6	137,978	102.8	16,546,931	425,625	16,972,557	95.6	77.4	11,033,044
合計	2	180,185	101.6	21,473,713	629,772	22,103,485	101.7	100.0	14,311,537
	3	180,095	100.0	21,236,778	630,591	21,867,368	98.9	100.0	14,153,386
	4	181,163	100.6	21,898,754	634,378	22,533,131	103.0	100.0	14,594,359
	5	181,597	100.2	22,432,372	637,082	23,069,454	102.4	100.0	14,948,900
	6	184,406	101.5	21,366,497	553,726	21,920,223	95.0	100.0	14,244,380

(7) 市民税・県民税収入済額の推移（現年課税分）

区分 年度	調定額		
	市民税	県民税	合計
2	22,103,485	14,581,413	36,684,898
3	21,867,368	14,423,592	36,290,960
4	22,533,131	14,866,185	37,399,316
5	23,069,454	15,221,869	38,291,323
6	21,920,223	14,429,067	36,349,290

(単位：千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

県民税				合計				
均等割額	計	前年度対比	構成比	所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比
65,159	3,331,090	98.4	22.8	8,167,108	216,609	8,383,717	98.4	22.9
62,598	3,245,674	97.4	22.5	7,959,994	208,029	8,168,023	97.4	22.5
63,432	3,559,852	109.7	23.9	8,743,033	210,799	8,953,832	109.6	23.9
62,661	3,511,791	98.6	23.1	8,626,999	208,273	8,835,272	98.7	23.1
43,234	3,254,570	92.7	22.6	8,030,902	171,335	8,202,237	92.8	22.6
204,718	11,250,324	102.7	77.2	27,618,142	683,040	28,301,182	102.7	77.1
207,609	11,177,918	99.4	77.5	27,430,170	692,769	28,122,939	99.4	77.5
208,393	11,306,334	101.1	76.1	27,750,082	695,404	28,445,486	101.1	76.1
210,308	11,710,078	103.6	76.9	28,754,273	701,778	29,456,051	103.6	76.9
141,453	11,174,497	95.4	77.4	27,579,975	567,078	28,147,053	95.6	77.4
269,877	14,581,414	101.7	100.0	35,785,250	899,649	36,684,899	101.7	100.0
270,206	14,423,592	98.9	100.0	35,390,164	900,798	36,290,962	98.9	100.0
271,826	14,866,185	103.1	100.0	36,493,115	906,203	37,399,318	103.1	100.0
272,969	15,221,869	102.4	100.0	37,381,272	910,051	38,291,323	102.4	100.0
184,687	14,429,067	94.8	100.0	35,610,877	738,413	36,349,290	94.9	100.0

(単位：千円、% (小数第二位を四捨五入))

収 入 済 額			県民税按分率
市 民 税	県 民 税	合 計	
21,825,840	14,398,236	36,224,076	39.7
21,644,665	14,276,678	35,921,343	39.7
22,277,035	14,697,209	36,974,244	39.7
22,838,098	15,069,207	37,907,305	39.8
21,671,619	14,265,438	35,937,057	39.7

5 法人市民税

(1) 納税義務者数・調定額等の推移

年度	区分	納税義務者数	前年度対比	調	
				均等割額	法人税割額
31・元		8,384	101.1	898,179,400	2,251,631,500
				17,499,500	62,114,400
2		8,443	100.7	874,034,500	1,795,456,400
				18,689,700	51,987,600
3		8,601	101.9	880,990,800	1,852,388,000
				21,306,700	53,352,400
4		8,725	101.4	913,392,300	1,997,142,100
				26,241,400	61,367,100
5		9,029	103.5	903,511,800	1,890,750,200
				19,990,500	50,751,400
6		9,241	102.3	911,333,500	2,218,848,100
				24,608,800	108,473,500

(2) 月別調定額の状況

月・年度	区分	均 等 割 額			法
		現 年 度	過 年 度	計	現 年 度
4	5	35,479,300	11,312,500	46,791,800	59,524,900
	6	36,161,100	13,193,100	49,354,200	64,642,700
5	5	113,027,800	970,600	113,998,400	157,147,700
	6	120,827,900	1,105,500	121,933,400	182,292,100
6	5	153,708,500	2,042,100	155,750,600	409,644,600
	6	147,730,700	1,244,400	148,975,100	397,061,000
7	5	96,704,200	817,500	97,521,700	176,978,000
	6	93,083,200	1,505,400	94,588,600	263,698,300
8	5	61,123,300	545,600	61,668,900	100,106,300
	6	63,067,900	1,203,800	64,271,700	303,587,200
9	5	51,983,700	370,600	52,354,300	84,746,800
	6	50,454,600	1,370,600	51,825,200	91,737,100
10	5	65,028,600	1,459,800	66,488,400	88,586,000
	6	66,509,000	479,100	66,988,100	107,186,700
11	5	138,058,800	1,116,400	139,175,200	449,463,500
	6	156,348,400	880,000	157,228,400	462,922,200
12	5	72,925,800	316,600	73,242,400	149,381,700
	6	56,233,700	412,300	56,646,000	116,959,800
1	5	29,370,000	681,400	30,051,400	79,361,300
	6	30,523,500	1,427,500	31,951,000	59,821,300
2	5	42,911,500	115,000	43,026,500	68,526,700
	6	45,749,700	833,100	46,582,800	90,054,600
3	5	43,190,300	242,400	43,432,700	67,282,700
	6	44,643,800	954,000	45,597,800	78,885,100
計	5	903,511,800	19,990,500	923,502,300	1,890,750,200
	6	911,333,500	24,608,800	935,942,300	2,218,848,100

(単位：社、%、円)

定 額	額		収入済額	収 納 率
計	合 計	前年度対比		
3,149,810,900	3,229,424,800	100.3	3,222,599,252	99.79
79,613,900				
2,669,490,900	2,740,168,200	84.9	2,699,791,100	98.53
70,677,300				
2,733,378,800	2,808,037,900	102.5	2,802,064,260	99.79
74,659,100				
2,910,534,400	2,998,142,900	106.8	2,991,446,386	99.78
87,608,500				
2,794,262,000	2,865,003,900	95.6	2,862,987,345	99.93
70,741,900				
3,130,181,600	3,263,263,900	113.9	3,250,133,795	99.60
133,082,300				

(単位：円、%)

人 税 割 額		合 計	構 成 比	前年度対比
過 年 度	計			
28,131,100	87,656,000	134,447,800	4.7	90.9
43,946,100	108,588,800	157,943,000	4.8	117.5
5,022,300	162,170,000	276,168,400	9.6	85.9
2,278,900	184,571,000	306,504,400	9.4	111.0
2,136,700	411,781,300	567,531,900	19.8	82.9
12,091,100	409,152,100	558,127,200	17.1	98.3
1,063,000	178,041,000	275,562,700	9.6	106.6
1,435,000	265,133,300	359,721,900	11.0	130.5
564,500	100,670,800	162,339,700	5.7	88.6
6,416,000	310,003,200	374,274,900	11.5	230.6
1,823,300	86,570,100	138,924,400	4.8	108.1
2,111,600	93,848,700	145,673,900	4.5	104.9
5,618,200	94,204,200	160,692,600	5.6	109.4
565,700	107,752,400	174,740,500	5.4	108.7
1,936,500	451,400,000	590,575,200	20.6	99.1
23,649,400	486,571,600	643,800,000	19.7	109.0
525,000	149,906,700	223,149,100	7.8	96.5
11,875,200	128,835,000	185,481,000	5.7	83.1
498,500	79,859,800	109,911,200	3.8	143.3
230,400	60,051,700	92,002,700	2.8	83.7
3,151,100	71,677,800	114,704,300	4.0	109.8
505,900	90,560,500	137,143,300	4.2	119.6
281,200	67,563,900	110,996,600	3.9	93.6
3,368,200	82,253,300	127,851,100	3.9	115.2
50,751,400	1,941,501,600	2,865,003,900	100.0	95.6
108,473,500	2,327,321,600	3,263,263,900	100.0	113.9

(3) 事業種目別納税義務者数の状況

(単位：社、%)

年 度 事業種目	4		5		6	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
A 農業・林業	27	0.3	29	0.3	27	0.3
B 漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	1	0.0	1	0.0	1	0.0
D 建設業	1,463	16.8	1,523	16.9	1,567	17.0
E 製造業	875	10.0	887	9.8	892	9.7
F 電気・ガス 熱供給・水道業	30	0.3	38	0.4	41	0.4
G 情報通信業	270	3.1	283	3.1	297	3.2
H 運輸業	354	4.1	374	4.1	374	4.0
I 卸売・小売業	2,206	25.3	2,215	24.5	2,246	24.3
J 金融・保険業	145	1.7	143	1.6	141	1.5
K 不動産業、 物品賃貸業	843	9.7	903	10.0	917	9.9
L 学習研究、 専門・技術サービス	506	5.8	516	5.7	541	5.9
M 宿泊、 飲食サービス業	502	5.8	507	5.6	517	5.6
N 生活関連サービス業 娯楽業	365	4.2	396	4.4	417	4.5
O 教育、学習支援業	129	1.5	125	1.4	127	1.4
P 医療、福祉	397	4.6	449	5.0	472	5.1
Q 複合サービス業	23	0.3	24	0.3	25	0.3
R サービス業	589	6.8	616	6.8	639	6.9
S 公務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
T 分類不能の産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不 明 分	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	8,725	100.0	9,029	100.0	9,241	100.0

※日本産業分類の事業種別で分類・集計

V 固 定 資 産 税

1 資産別調定額の推移（現年課税分）

（単位：千円、％）

年度 \ 区分	土 地	家 屋	償却資産	合 計	前年度対比
R 2	8,546,334	8,486,484	2,010,504	19,043,322	101.4
				19,043,322	101.4
R 3	8,425,418	8,215,272	1,924,054	18,564,744	97.5
				18,564,744	97.5
R 4	8,469,224	8,613,832	2,074,294	19,157,350	103.2
				19,157,350	103.2
R 5	8,486,922	8,856,258	2,059,757	19,402,937	101.3
				19,402,937	101.3
R 6	8,542,167	8,874,623	2,103,346	19,520,136	100.6
				19,520,136	100.6

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

2 決算状況の推移

税目	年度・区分	2			3		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
固定資産税		19,497,426	19,054,598	97.73	19,034,179	18,703,417	98.26
		19,497,426		97.73	19,034,179		98.26
純固定資産税		19,457,885	19,015,057	97.72	18,994,826	18,664,064	98.26
		19,457,885		97.72	18,994,826		98.26
現年課税分		19,043,322	18,854,042	99.01	18,564,744	18,465,802	99.47
		19,043,322		99.01	18,564,744		99.47
土地		8,546,334	8,461,389	99.01	8,425,418	8,380,515	99.47
		8,546,334	8,461,389	99.01	8,425,418	8,380,515	99.47
家屋		8,486,484	8,402,132	99.01	8,215,272	8,171,488	99.47
償却資産		2,010,504	1,990,521	99.01	1,924,054	1,913,799	99.47
(配分償却資産再掲)		628,535	628,535	(100)	639,035	639,035	(100)
滞納繰越分		414,563	161,015	38.84	430,082	198,262	46.10
		414,563	161,015	38.84	430,082	198,262	46.10
交付金 (H16～H19：交付金+納付金)		39,541	39,541	100.00	39,353	39,353	100.00
交付金		39,541	39,541	100.00	39,353	39,353	100.00
納付金		—	—	—	—	—	—

※ 下段は徴収猶予分を含む。

(単位：千円、%)

4			5			6		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
19,508,789	19,230,318	98.57	19,694,112	19,471,864	98.87	19,768,992	19,581,762	99.05
19,508,789		98.57	19,694,112		98.87	19,768,992		99.05
19,471,520	19,193,049	98.57	19,656,997	19,434,749	98.87	19,732,001	19,544,771	99.05
19,471,520		98.57	19,656,997		98.87	19,732,001		99.05
19,157,350	19,062,364	99.50	19,402,937	19,318,042	99.56	19,520,136	19,441,254	99.60
19,157,350		99.50	19,402,937		99.56	19,520,136		99.60
8,469,224	8,427,232	99.50	8,486,922	8,449,789	99.56	8,542,167	8,507,648	99.60
8,469,224	8,427,232	99.50	8,486,922	8,449,789	99.56	8,542,167	8,507,648	99.60
8,613,832	8,571,123	99.50	8,856,258	8,817,509	99.56	8,874,623	8,838,760	99.60
2,074,294	2,064,009	99.50	2,059,757	2,050,744	99.56	2,103,346	2,094,846	99.60
650,606	650,606	(100)	643,859	643,859	(100)	630,987	630,987	(100)
314,170	130,685	41.60	254,060	116,707	45.94	211,865	103,517	48.86
314,170	130,685	41.60	254,060	116,707	45.94	211,865	103,517	48.86
37,269	37,269	100.00	37,115	37,115	100.00	36,991	36,991	100.00
37,269	37,269	100.00	37,115	37,115	100.00	36,991	36,991	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 土地に関する概要（令和7年度当初）

(1) 納税義務者数に関する調

区 分 個人法人の別	総数（人）	法定免税点未満のもの （人）	法定免税点以上のもの （人）
個 人	84,630	2,138	82,492
法 人	2,984	78	2,906
計	87,614	2,216	85,398

(2) 総括表

区 分 地 目		地 積				決 定	
		非課税地積	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (Ⅱ)-(Ⅰ)	総 額	法定免税点 未満のもの
		(㎡)(Ⅰ)	(㎡)(Ⅱ)	(㎡)(Ⅰ)	(㎡)(Ⅱ)	(千円)(Ⅲ)	(千円)(Ⅳ)
田	一 般 田	257,187	7,981,221	727,622	7,253,599	763,040	69,679
	宅 地 介 在 田 等	113,802	286,684	38	286,646	15,458,794	1,317
畑	一 般 畑	283,991	3,136,702	271,632	2,865,070	199,924	17,307
	宅 地 介 在 畑 等	6,611	279,880	289	279,591	16,558,309	657
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地		14,563,061	43,863	14,519,198	1,097,547,821	1,156,763
	一 般 住 宅 用 地		3,167,241	343	3,166,898	150,746,115	11,006
	非住宅用地(商業地等)		6,081,888	339	6,081,549	425,144,478	8,458
	計	1,104,546	23,812,190	44,545	23,767,645	1,673,438,414	1,176,227
塩 田					0		
鉱 泉 地					0		
池 沼		518,201	2,568		2,568	11,232	
山 林	一 般 山 林				0		
	宅 地 介 在 山 林 等	26,776	82,754	10,141	72,613	313,146	718
牧 場					0		
原 野		74,223	47,169	7,640	39,529	106,035	552
雑 種 地	ゴ ル フ 場 の 用 地				0		
	遊 園 地 等 の 用 地				0		
	鉄軌道用地(単体利用)	667	376,699		376,699	11,985,817	
	鉄軌道用地(複合利用)	8,382	103,351		103,351	9,263,407	
	そ の 他 の 雑 種 地	594,908	3,398,242	843	3,397,399	115,066,860	10,822
	計	603,957	3,878,292	843	3,877,449	136,316,084	10,822
そ の 他		17,751,628					
合 計		20,740,922	39,507,460	1,062,750	38,444,710	1,843,164,978	1,277,279

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ)-(ハ) (千円)(ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円)(チ)	非課税地 筆 数 (筆)(リ)	評 価 総筆数 (筆)(ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (筆)(ヲ)	平均価格 (ホ)/(ロ) (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)
693,361	763,040	1,040	13,208	1,297	11,911	96	101
15,457,477	5,635,463	480	833	6	827	53,923	124,520
182,617	199,924	1,151	7,898	756	7,142	64	65
16,557,652	5,730,842	40	895	2	893	59,162	125,300
1,096,391,058	182,740,737		115,750	1,000	114,750	75,365	437,989
150,735,109	50,229,050		24,691	58	24,633	47,595	210,000
425,136,020	277,321,045		19,785	74	19,711	69,903	432,359
1,672,262,187	510,290,832	1,870	160,226	1,132	159,094	70,277	437,989
11,232	7,910	153	6		6	4,374	47,228
0							
312,428	205,226	108	306	40	266	3,784	62,290
0							
105,483	71,150	319	280	57	223	2,248	70,126
11,985,817	7,458,586	13	883		883	31,818	70,333
9,263,407	5,990,763		378		378	89,631	232,059
115,056,038	77,922,300	1,759	11,759	73	11,686	33,861	321,700
136,305,262	91,371,649	1,772	13,020	73	12,947	35,149	321,700
		105,542					
1,841,887,699	614,276,036	112,475	196,672	3,363	193,309	46,654	

(3) 土地の筆数の推移(法定免税点以上のもの)

区分・年度 地 目		筆			
		2	3	4	5
田		13,322	13,246	13,081	12,987
畑		8,358	8,289	8,196	8,176
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	111,377	112,049	112,723	113,371
	小規模住宅用地以外のもの	23,913	24,012	24,174	24,321
	非住宅用地	19,571	19,478	19,517	19,615
	宅地計	154,861	155,539	156,414	157,307
池 沼		5	6	6	6
山 林		288	288	286	278
原 野		225	224	221	223
鉄軌道用地（単体利用）		887	887	884	884
鉄軌道用地（複合利用）		377	377	378	378
雑 種 地		11,317	11,451	11,560	11,586
合 計		189,640	190,307	191,026	191,825

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(4) 土地の地積の推移(法定免税点以上のもの)

区分・年度 地 目		地			
		2	3	4	5
田		7,920,258	7,847,571	7,779,921	7,690,607
畑		3,280,746	3,250,086	3,225,039	3,215,078
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	14,131,383	14,227,873	14,304,327	14,376,330
	小規模住宅用地以外のもの	3,189,517	3,183,424	3,174,242	3,169,810
	非住宅用地	6,045,888	6,027,850	6,038,636	6,056,283
	宅地計	23,366,788	23,439,147	23,517,205	23,602,423
池 沼		1,646	2,568	2,568	2,568
山 林		78,298	77,326	77,182	74,942
原 野		42,119	41,970	41,204	39,572
鉄軌道用地（単体利用）		378,898	378,557	378,021	378,021
鉄軌道用地（複合利用）		101,849	101,849	102,003	102,003
雑 種 地		3,337,102	3,344,013	3,341,929	3,369,942
合 計		38,507,704	38,483,087	38,465,072	38,475,156

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

数		前 年 度 対 比					
6	7	2	3	4	5	6	7
12,864	12,738	99.4	99.4	98.8	99.3	99.1	99.0
8,109	8,035	99.6	99.2	98.9	99.8	99.2	99.1
114,137	114,750	100.8	100.6	100.6	100.6	100.7	100.5
24,529	24,633	100.5	100.4	100.7	100.6	100.9	100.4
19,662	19,711	100.2	99.5	100.2	100.5	100.2	100.2
158,328	159,094	100.7	100.4	100.6	100.6	100.6	100.5
6	6	100.0	120.0	100.0	100.0	100.0	100.0
271	266	97.3	100.0	99.3	97.2	97.5	98.2
223	223	97.8	99.6	98.7	100.9	100.0	100.0
884	883	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	99.9
378	378	100.0	100.0	100.3	100.0	100.0	100.0
11,586	11,686	100.0	101.2	101.0	100.2	100.0	100.9
192,649	193,309	100.5	100.4	100.4	100.4	100.4	100.3

積		前 年 度 対 比					
6	7	2	3	4	5	6	7
7,617,501	7,540,245	99.4	99.1	99.1	98.9	99.0	99.0
3,177,438	3,144,661	99.1	99.1	99.2	99.7	98.8	99.0
14,458,598	14,519,198	100.8	100.7	100.5	100.5	100.6	100.4
3,170,997	3,166,898	99.6	99.8	99.7	99.9	100.0	99.9
6,076,115	6,081,549	99.7	99.7	100.2	100.3	100.3	100.1
23,705,710	23,767,645	100.3	100.3	100.3	100.4	100.4	100.3
2,568	2,568	100.0	156.0	100.0	100.0	100.0	100.0
73,682	72,613	97.5	98.8	99.8	97.1	98.3	98.5
39,572	39,529	99.0	99.6	98.2	96.0	100.0	99.9
378,021	376,699	100.0	99.9	99.9	100.0	100.0	99.7
102,003	103,351	100.0	100.0	100.2	100.0	100.0	101.3
3,361,686	3,397,399	100.1	100.2	99.9	100.8	99.8	101.1
38,458,181	38,444,710	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0

(5) 土地の決定価格の推移（法定免税点以上のもの）

区分・年度 地 目		決 定 価			
		2	3	4	5
田		20,296,346	18,929,314	17,982,775	17,536,455
畑		19,300,944	19,003,334	18,305,577	18,209,586
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	1,037,343,919	1,059,645,327	1,061,158,336	1,065,762,738
	小規模住宅用地以外のもの	151,802,462	151,530,688	150,479,011	149,814,042
	非住宅用地	411,260,135	416,426,201	414,466,312	414,957,938
	宅 地 計	1,600,406,516	1,627,602,216	1,626,103,659	1,630,534,718
池 沼		13,800	13,375	13,258	13,258
山 林		313,086	328,556	324,930	315,670
原 野		253,549	249,695	248,163	114,856
鉄軌道用地（単体利用）		11,130,598	11,678,616	11,653,035	11,653,035
鉄軌道用地（複合利用）		8,534,226	8,882,407	8,867,292	8,867,267
雑 種 地		119,435,604	117,631,424	116,413,549	115,844,603
合 計		1,779,684,669	1,804,318,937	1,799,912,238	1,803,089,448

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(6) 土地の課税標準額の推移

区分・年度 地 目		課 税 標 準			
		2	3	4	5
田		7,604,583	6,909,917	6,721,825	6,522,625
畑		6,779,471	6,543,305	6,427,046	6,316,320
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	172,869,794	172,740,614	175,976,583	177,560,639
	小規模住宅用地以外のもの	50,600,306	49,745,729	49,976,522	49,921,787
	非住宅用地	278,138,632	273,995,976	274,125,183	274,721,973
	宅 地 計	501,608,732	496,482,319	500,078,288	502,204,399
池 沼		9,688	9,410	9,328	9,328
山 林		216,325	213,776	212,088	206,333
原 野		177,168	171,331	170,269	76,957
鉄軌道用地（単体利用）		7,039,551	7,028,936	7,216,926	7,301,094
鉄軌道用地（複合利用）		5,864,472	5,862,819	5,874,411	5,875,802
雑 種 地		82,822,026	80,380,375	79,606,111	79,245,460
合 計		612,122,016	603,602,188	606,316,292	607,758,318

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

格		前 年 度 対 比					
6	7	2	3	4	5	6	7
16,150,838	6,398,503	95.5	93.3	95.0	97.5	92.1	39.6
16,740,269	5,930,766	95.8	98.5	96.3	99.5	91.9	35.4
1,096,391,058	182,740,737	100.8	102.1	100.1	100.4	102.9	16.7
150,735,109	50,229,050	99.2	99.8	99.3	99.6	100.6	33.3
425,136,020	277,321,045	99.3	101.3	99.5	100.1	102.5	65.2
1,672,262,187	510,290,832	100.3	101.7	99.9	100.3	102.6	30.5
11,232	7,910	100.0	96.9	99.1	100.0	84.7	70.4
312,428	205,226	94.7	104.9	98.9	97.2	99.0	65.7
105,483	71,150	96.3	98.5	99.4	46.3	91.8	67.5
11,985,817	7,458,586	100.0	104.9	99.8	100.0	102.9	62.2
9,263,407	5,990,763	100.0	104.1	99.8	100.0	104.5	64.7
115,056,038	77,922,300	99.4	98.5	99.0	99.5	99.3	67.7
1,841,887,699	614,276,036	100.1	101.4	99.8	100.2	102.2	33.4

額		前 年 度 対 比					
6	7	2	3	4	5	6	7
6,188,695	6,328,384	97.2	90.9	97.3	97.0	94.9	102.3
6,072,967	5,913,240	95.8	96.5	98.2	98.3	96.1	97.4
181,399,439	182,547,985	100.8	99.9	101.9	100.9	102.2	100.6
50,387,960	50,225,381	99.2	98.3	100.5	99.9	100.9	99.7
277,451,477	277,315,250	99.4	98.5	100.0	100.2	101.0	100.0
509,238,876	510,088,616	99.9	99.0	100.7	100.4	101.4	100.2
7,910	7,910	100.0	97.1	99.1	100.0	84.8	100.0
205,382	204,508	94.8	98.8	99.2	97.3	99.5	99.6
75,626	70,601	96.3	96.7	99.4	45.2	98.3	93.4
7,499,425	7,458,586	100.0	99.8	102.7	101.2	102.7	99.5
5,909,721	5,990,763	100.0	100.0	100.2	100.0	100.6	101.4
77,936,216	77,914,944	99.4	97.1	99.0	99.5	98.3	100.0
613,134,818	613,977,552	99.7	98.6	100.4	100.2	100.9	100.1

4 家屋に関する概要（令和7年度当初）

(1) 納税義務者数に関する調

区 分 個人法人の別	総数(人)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
個 人	104,035	587	103,448
法 人	3,329	35	3,294
計	107,364	622	106,742

(2) 総括表

区 分		棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
木 造	総 数	82,852	8,785,094	272,895,571	31,063
	法定免税点未満のもの	566	21,069	59,336	2,816
	法定免税点以上のもの	82,286	8,764,025	272,836,235	31,131
木 造 以 外	総 数	18,419	8,259,123	400,128,309	48,447
	法定免税点未満のもの	125	2,694	13,036	4,839
	法定免税点以上のもの	18,294	8,256,429	400,115,273	48,461
計	総 数	101,271	17,044,217	673,023,880	39,487
	法定免税点未満のもの	691	23,763	72,372	3,046
	法定免税点以上のもの	100,580	17,020,454	672,951,508	39,538
非 課 税 家 屋		294	212,107		

参考

実際免税点の額 200,000

(3) 家屋

ア 木造

種 類	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
戸 建 形 式 住 宅	72,416	7,483,728	241,766,685	32,306
集 合 形 式 住 宅	2,439	583,649	17,896,554	30,663
併 用 住 宅	3,209	425,813	8,037,844	18,876
ホ テ ル ・ 旅 館	12	804	6,870	8,545
事 務 所 ・ 店 舗	897	106,075	3,208,949	30,252
劇 場 ・ 病 院	64	12,398	513,795	41,442
工 場 ・ 倉 庫	1,046	72,729	566,758	7,793
附 属 家	2,769	99,898	898,116	8,990
計	82,852	8,785,094	272,895,571	31,063

イ 木造以外

種 類	構造別	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
住 宅 ・ ア パ ー ト	鉄骨鉄筋コンクリート造	64	348,536	19,267,948	55,283
	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	1,019	2,049,952	142,694,938	69,609
	鉄 骨 造	2,520	824,113	37,494,406	45,497
	軽 量 鉄 骨 造	7,661	1,344,342	45,710,649	34,002
	レンガ造・コンクリートブロック造	11	2,390	51,841	21,691
	計	11,275	4,569,333	245,219,782	53,666
そ の 他	鉄骨鉄筋コンクリート造	46	212,903	11,926,343	56,018
	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	384	513,543	32,937,718	64,138
	鉄 骨 造	3,760	2,732,742	106,809,031	39,085
	軽 量 鉄 骨 造	2,500	223,810	3,164,746	14,140
	レンガ造・コンクリートブロック造	454	6,792	70,689	10,408
	計	7,144	3,689,790	154,908,527	41,983
合 計	鉄骨鉄筋コンクリート造	110	561,439	31,194,291	55,561
	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	1,403	2,563,495	175,632,656	68,513
	鉄 骨 造	6,280	3,556,855	144,303,437	40,571
	軽 量 鉄 骨 造	10,161	1,568,152	48,875,395	31,168
	レンガ造・コンクリートブロック造	465	9,182	122,530	13,345
	計	18,419	8,259,123	400,128,309	48,447

ウ 令和6年中の新增築分家屋（ただし、非課税を除く全家屋）

（ア） 木造

種 類	区 分	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
戸 建 形 式 住 宅		906	95,403	8,491,618	89,008
集 合 形 式 住 宅		40	10,966	1,013,023	92,379
併 用 住 宅		7	842	77,699	92,279
ホ テ ル ・ 旅 館					
事 務 所 ・ 店 舗		12	1,807	126,292	69,890
劇 場 ・ 病 院		4	1,319	106,048	80,400
工 場 ・ 倉 庫		5	986	55,778	56,570
附 属 家		6	292	14,054	48,130
計		980	111,615	9,884,512	88,559
（うち増築部分）		4	155	8,254	

（イ） 木造以外

種類	構造別	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
事務所・店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造	1	244	33,405	136,906
	鉄骨造	16	7,773	898,349	115,573
	軽量鉄骨造	3	587	58,299	99,317
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	20	8,604	990,053	115,069
戸建形式住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造				
	鉄骨造	12	1,800	179,406	99,670
	軽量鉄骨造	47	5,447	555,166	101,921
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	59	7,247	734,572	101,362
集合形式住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造	2	6,211	724,284	116,613
	鉄骨造	15	10,675	1,078,727	101,052
	軽量鉄骨造	16	7,341	802,671	109,341
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	33	24,227	2,605,682	107,553
病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造	1	7,102	811,593	114,277
	鉄骨造	1	1,649	137,791	83,560
	軽量鉄骨造	1	371	44,284	119,364
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	3	9,122	993,668	108,931
工場・倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造				
	鉄骨造	10	9,569	927,047	96,880
	軽量鉄骨造	17	1,051	59,464	56,578
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	27	10,620	986,511	92,892
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造				
	鉄骨造				
	軽量鉄骨造				
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	0	0	0	
合 計		142	59,820	6,310,486	105,491
（うち増築部分）		2	2,014	182,274	

エ 令和6年中の減少分家屋（ただし、非課税を除く全家屋）

（ア） 木造

種 類 \ 区 分	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
戸 建 形 式 住 宅	688	57,960	937,830	16,181
集 合 形 式 住 宅	24	5,579	80,180	14,372
併 用 住 宅	67	7,401	102,305	13,823
ホ テ ル ・ 旅 館				
事 務 所 ・ 店 舗	10	1,224	17,618	14,394
劇 場 ・ 病 院				
工 場 ・ 倉 庫	19	683	2,745	4,019
附 属 家	81	2,356	9,856	4,183
計	889	75,203	1,150,534	15,299

（イ） 木造以外

種 類 \ 区 分	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
事 務 所 ・ 店 舗	19	7,614	263,590	34,619
住 宅 用 建 物	38	6,707	146,332	21,818
病 院 ・ ホ テ ル	1	579	9,017	15,573
工 場 ・ 倉 庫	47	13,796	315,000	22,833
そ の 他	2	338	7,394	21,876
合 計	107	29,034	741,333	25,533

オ 新築住宅等に対する軽減状況の推移

(単位：戸、㎡、千円)

年 度		2	3	4	5	6	7
区 分	戸 数	3,547	3,308	3,055	2,945	2,980	2,876
	床 面 積	334,921	314,492	293,610	280,872	281,360	269,903
地方税法附則 第15条の6第1項	軽減税額	175,674	160,399	158,093	155,913	160,729	161,166
	戸 数	2,570	2,850	2,293	2,150	1,788	1,642
地方税法附則 第15条の6第2項	床 面 積	264,649	251,806	188,222	137,372	115,114	104,374
	軽減税額	166,753	161,159	126,537	96,155	81,454	74,909
地方税法附則 第15条の7第1項	戸 数	1,949	1,793	1,682	1,444	1,279	1,287
	床 面 積	210,517	192,271	179,958	154,468	136,749	136,741
地方税法附則 第15条の7第2項	軽減税額	114,366	100,655	98,050	87,812	79,348	83,521
	戸 数	8	7	5	10	10	16
地方税法附則 第15条の8第1項	床 面 積	787	667	511	1,101	1,190	1,616
	軽減税額	409	337	274	650	700	1,064
地方税法附則 第15条の8第2項	戸 数	174	174	316	219	219	183
	床 面 積	6,029	6,029	10,875	7,642	7,642	6,259
地方税法附則 第15条の8第3項	軽減税額	4,796	4,499	8,936	6,512	6,155	4,984
	戸 数						
地方税法附則 第15条の8第4項	床 面 積						
	軽減税額						
地方税法附則 第15条の9第1項	戸 数	2					
	床 面 積	195					
地方税法附則 第15条の9第4項	軽減税額	19					
	戸 数	4	1	7	10	6	5
地方税法附則 第15条の9第9項	床 面 積	387	89	520	814	524	425
	軽減税額	29	7	72	92	93	76
地方税法附則 第15条の9第10項	戸 数	1	2	6	6	5	5
	床 面 積	67	172	551	539	366	362
地方税法附則 第15条の9の3	軽減税額	19	26	85	105	66	121
	戸 数						
平成21年附則 第8条第13項	床 面 積						
	軽減税額						
平成24年附則 第8条第11項	戸 数						
	床 面 積						
平成27年附則 第17条第10項	軽減税額						
	戸 数	9					
平成27年附則 第17条第12項	床 面 積	479					
	軽減税額	245					
	戸 数	20					
	床 面 積	770					
	軽減税額	499					

年 度		2	3	4	5	6	7
区 分	戸 数						
	床 面 積						
平成28年附則 第18条第11項	輕減税額						
	戸 数						
	床 面 積						
平成28年附則 第18条第12項	輕減税額						
	戸 数	58					
	床 面 積	3,404					
平成30年附則 第20条第8項	輕減税額	1,873					
	戸 数	8,342	8,135	7,364	6,784	6,287	6,014
	床 面 積	822,205	765,526	674,247	582,808	542,945	519,680
合 計	輕減税額	464,682	427,082	392,047	347,239	328,545	325,841

5 償却資産に関する概要（令和7年度当初）

（単位：千円）

種 類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
			法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの	左以外のもの
構 築 物	50,986,964	50,937,502	45,294	50,892,208
機 械 及 び 装 置	31,205,801	30,504,892	278,815	30,226,077
船 舶	7,259	7,259		7,259
航 空 機	512	512		512
車 両 及 び 運 搬 具	1,574,205	1,574,205		1,574,205
工具・器具及び備品	27,820,404	27,807,445	11,462	27,795,983
小 計	111,595,145	110,831,815	335,571	110,496,244
地方税法 第389 条 関 係	総務大臣が価格等 を決定したもの	49,386,573	45,329,436	
	都道府県知事が価格等 を決定したもの			
合 計	160,981,718	156,161,251	335,571	110,496,244

6 縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調

（単位：件、％）

区分 年度	土 地	家 屋	土地・家屋	償却資産	合 計	前年度対比
2	371	135	708	103	1,317	79.8
3	400	163	794	127	1,484	112.7
4	456	179	882	145	1,662	112.0
5	436	185	886	138	1,645	99.0
6	446	185	1,008	164	1,803	109.6
7	293	149	630	75	1,147	63.6

7 国有資産等所在市町村交付金の推移

（単位：千円、％、人）

区分 年度	台帳価格	算定標準額	交付金額	前年度対比	交付者数
2	8,803,777	2,451,695	39,541	99.5	10
3	8,765,549	2,810,956	39,353	99.5	10
4	8,367,664	2,315,050	37,252	94.7	10
5	8,335,869	2,315,052	37,115	99.6	10
6	8,314,809	2,315,052	36,991	99.7	10
7	8,112,637	2,286,869	36,482	98.6	10

VI 都 市 計 画 税

1 資産別調定額の推移（現年課税分） 都市計画税

（単位：千円、％）

区 分 年 度	土 地	家 屋	合 計	前年度対比
2	1,394,821	1,082,960	2,477,781 2,477,781	101.2 101.2
3	1,376,194	1,050,495	2,426,689 2,426,689	97.9 97.9
4	1,386,352	1,091,127	2,477,479 2,477,479	102.1 102.1
5	1,389,326	1,113,733	2,503,059 2,503,059	101.0 101.0
6	1,406,205	1,111,841	2,518,046 2,518,046	100.6 100.6

※ 下段は徴収猶予分を含む。

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

2 決算状況の推移

税 目 区 分	2			3		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
都 市 計 画 税	2,533,058	2,474,193	97.68	2,483,820	2,440,131	98.24
	2,533,058		97.68	2,483,820		98.24
現 年 課 税 分	2,477,781	2,452,401	98.98	2,426,689	2,413,373	99.45
	2,477,781		98.98	2,426,689		99.45
土 地	1,394,821	1,380,534	98.98	1,376,194	1,368,643	99.45
	1,394,821		98.98	1,376,194		99.45
家 屋	1,082,960	1,071,867	98.98	1,050,495	1,044,730	99.45
滞 納 繰 越 分	55,277	21,792	39.42	57,131	26,758	46.84
	55,277		39.42	57,131		46.84

※ 下段は徴収猶予分を含む。

3 都市計画税の概要（令和7年度当初）

(1) 都市計画区域の面積

令和7年1月1日現在

市の面積 (千㎡)	市街化区域 A (千㎡)	市街化調整区域 B (千㎡)	計 (A + B) ※ (千㎡)
60,240	28,690	31,550	60,240

※ 平成26年10月より市の面積は変更となっている（60.31 k㎡ → 60.24 k㎡）が、都市計画区域の面積は従前のとおり。

(単位：千円、%)

4			5			6		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
2,518,905	2,482,502	98.55	2,536,154	2,507,535	98.87	2,545,253	2,521,481	99.07
2,518,905		98.55	2,536,154		98.87	2,545,253		99.07
2,477,479	2,464,801	99.49	2,503,059	2,491,805	99.55	2,518,046	2,507,582	99.58
2,477,479		99.49	2,503,059		99.55	2,518,046		99.58
1,386,352	1,379,258	99.49	1,389,326	1,383,079	99.55	1,406,205	1,400,361	99.58
1,386,352		99.49	1,389,326		99.55	1,406,205		99.58
1,091,127	1,085,543	99.49	1,113,733	1,108,726	99.55	1,111,841	1,107,221	99.58
41,426	17,701	42.73	33,095	15,730	47.53	27,207	13,899	51.09
41,426		42.73	33,095		47.53	27,207		51.09

(2) 土地・家屋の推移

年 度				2	3	4	5
区 分							
土 地	地 積	宅 地 等	宅 地	16,084	16,124	16,164	16,212
			その他	1,549	1,529	1,510	1,484
			計	17,633	17,653	17,674	17,696
		農 地		851	813	781	750
		計		18,484	18,466	18,455	18,446
	筆 数	宅 地 等	宅 地	96,179	96,722	97,197	97,678
			その他	6,561	6,626	6,652	6,604
			計	102,740	103,348	103,849	104,282
		農 地		2,285	2,202	2,096	2,019
		計		105,025	105,550	105,945	106,301
	決定 価格	宅 地 等	宅 地	1,373,346,515	1,400,121,938	1,398,130,483	1,401,766,451
			その他	103,083,215	101,870,802	100,423,028	98,850,911
			計	1,476,429,730	1,501,992,740	1,498,553,511	1,500,617,362
		農 地		36,779,376	35,328,586	33,689,449	33,094,278
		計		1,513,209,106	1,537,321,326	1,532,242,960	1,533,711,640
	課税 標準 額	宅 地 等	宅 地	605,175,954	599,788,673	606,079,119	609,357,729
			その他	70,735,240	68,239,715	67,523,153	66,554,222
			計	675,911,194	668,028,388	673,602,272	675,911,951
		農 地		24,296,350	22,770,475	22,178,956	21,494,574
		計		700,207,544	690,798,863	695,781,228	697,406,525
家 屋	床 面 積	木 造		6,455	6,502	6,563	6,609
		木造以外		6,684	6,635	6,782	6,787
		計		13,139	13,137	13,345	13,396
	棟 数	木 造		61,162	61,523	61,921	62,163
		木造以外		35,277	13,303	13,446	13,477
		計		96,439	74,826	75,367	75,640
	決定 価格	木 造		199,758,806	191,610,079	199,060,867	206,000,915
		木造以外		342,154,873	337,196,419	347,980,444	351,140,192
		計		541,913,679	528,806,498	547,041,311	557,141,107
	課税 標準 額	木 造		199,757,454	191,448,100	199,049,644	205,992,578
		木造以外		341,953,136	334,627,376	347,784,050	350,943,799
		計		541,710,590	526,075,476	546,833,694	556,936,377

(単位：千㎡、千円、%)

6	7	前年度対比					
		2	3	4	5	6	7
16,262	16,286	100.3	100.2	100.2	100.3	100.3	100.1
1,458	1,451	99.2	98.7	98.8	98.3	98.2	99.5
17,720	17,737	100.2	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
721	697	96.3	95.5	96.1	96.0	96.1	96.7
18,441	18,434	100.0	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0
98,231	98,713	100.8	100.6	100.5	100.5	100.6	100.5
6,573	6,595	99.3	101.0	100.4	99.3	99.5	100.3
104,804	105,308	100.7	100.6	100.5	100.4	100.5	100.5
1,937	1,888	97.2	96.4	95.2	96.3	95.9	97.5
106,741	107,196	100.6	100.5	100.4	100.3	100.4	100.4
1,437,307,591	1,439,568,784	100.2	101.9	99.9	100.3	102.5	100.2
98,286,687	97,910,991	99.1	98.8	98.6	98.4	99.4	99.6
1,535,594,278	1,537,479,775	100.2	101.7	99.8	100.1	102.3	100.1
31,226,485	29,761,366	95.0	96.1	95.4	98.2	94.4	95.3
1,566,820,763	1,567,241,141	100.0	101.6	99.7	100.1	102.2	100.0
619,596,726	620,882,451	100.0	99.1	101.0	100.5	101.7	100.2
65,268,597	65,045,525	99.1	96.5	98.9	98.6	98.1	99.7
684,865,323	685,927,976	99.9	98.8	100.8	100.3	101.3	100.2
20,497,414	19,648,818	95.1	93.7	97.4	96.9	95.4	95.9
705,362,737	705,576,794	99.7	98.7	100.7	100.2	101.1	100.0
6,652	6,695	100.9	100.7	100.9	100.7	100.7	100.6
6,824	6,856	101.5	99.3	102.2	100.1	100.5	100.5
13,476	13,551	101.2	100.0	101.6	100.4	100.6	100.6
62,453	62,703	100.7	100.6	100.6	100.4	100.5	100.4
13,525	13,597	101.2	37.7	101.1	100.2	100.4	100.5
75,978	76,300	100.9	77.6	100.7	100.4	100.4	100.4
207,587,625	215,344,925	104.1	95.9	103.9	103.5	100.8	103.7
349,365,037	354,619,538	102.8	98.6	103.2	100.9	99.5	101.5
556,952,662	569,964,463	103.3	97.6	103.4	101.8	100.0	102.3
207,586,343	215,343,642	104.1	95.8	104.0	103.5	100.8	103.7
349,173,322	354,427,825	102.9	97.9	103.9	100.9	99.5	101.5
556,759,665	569,771,467	103.3	97.1	103.9	101.8	100.0	102.3

VII 特 別 土 地 保 有 税

1 調定額の推移

特別土地保有税

(単位：千円)

区 分 \ 年 度		調 定 額				
		2	3	4	5	6
現年課税分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	保有分	112,500	112,500	112,500	112,500	112,500
	取得分	958,400	958,400	958,400	958,400	958,400
	計	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900
合 計		1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900

※ 特別土地保有税は、平成15年度から新たな課税を停止している。

2 納税義務者数の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度		納 税 義 務 者 数				
		2	3	4	5	6
現年課税分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	保有分	1	1	1	1	1
	取得分	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2
合計		2	2	2	2	2

3 決算状況の推移

(単位：件、円、%)

区 分 年 度		件数	申告税額	徴収猶予税額	免除税額	納付すべき税額	収入済額	前年度 対 比
2	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
3	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
4	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
5	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
6	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-

VIII

諸

税

1 軽自動車税（種別割）

(1) 税率区分別調定額の推移（各年度末）

（単位：円、％）

車 種			税率区分	税率	2	3	4	5	6
原動機付 自転車	5 0 c c 以下（ミニカーを除く）			2,000	15,018,000	14,712,000	14,414,000	13,986,000	13,602,000
	9 0 c c 以 下			2,000	1,128,000	1,162,000	1,140,000	1,120,000	1,100,000
	1 2 5 c c 以 下			2,400	7,452,000	7,807,200	8,304,000	8,644,800	8,848,800
	ミ ニ カ ー			3,700	610,500	725,200	736,300	703,000	747,400
軽自動車	2 輪 車（2 5 0 c c 以下）			3,600	10,904,400	11,167,200	11,412,000	11,545,200	11,786,400
	3 輪 車（6 6 0 c c 以下）		継続税率	3,100	0	0	0	0	0
			標準税率	3,900	0	0	0	0	0
			75％軽課	1,000	0	0	0	0	0
			50％軽課	2,000	0	0	0	0	0
			25％軽課	3,000	0	0	0	0	0
			重課税率	4,600	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
			小計		13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
	乗用営業用	継続税率	5,500	0	0	0	5,500	27,500	
		標準税率	6,900	0	6,900	20,700	27,600	34,500	
		75％軽課	1,800	0	0	0	0	0	
		50％軽課	3,500	0	0	0	0	0	
		25％軽課	5,200	0	0	0	0	0	
		重課税率	8,200	0	0	0	24,600	114,800	
		小計		0	6,900	20,700	57,700	176,800	
		乗用自家用	継続税率	7,200	117,878,400	103,161,600	89,301,600	75,340,800	63,309,600
			標準税率	10,800	111,466,800	138,542,400	179,301,600	201,884,400	225,190,800
			75％軽課	2,700	0	0	0	229,500	224,100
			50％軽課	5,400	1,792,800	1,101,600	0	0	0
			25％軽課	8,100	11,121,300	11,283,300	0	0	0
			重課税率	12,900	93,034,800	100,000,800	107,340,900	111,726,900	114,848,700
			小計		335,294,100	354,089,700	375,944,100	389,181,600	403,573,200
	貨物営業用	継続税率	3,000	1,368,000	1,347,000	1,242,000	1,035,000	822,000	
		標準税率	3,800	1,884,800	2,485,200	3,036,200	3,507,400	3,853,200	
		75％軽課	1,000	0	0	0	10,000	0	
		50％軽課	1,900	0	0	0	0	0	
		25％軽課	2,900	75,400	92,800	0	0	0	
		重課税率	4,500	796,500	972,000	1,057,500	1,219,500	1,156,500	
		小計		4,124,700	4,897,000	5,335,700	5,771,900	5,831,700	
	貨物自家用	継続税率	4,000	12,004,000	10,044,000	8,440,000	6,968,000	5,520,000	
		標準税率	5,000	11,565,000	14,030,000	16,835,000	19,275,000	21,210,000	
		75％軽課	1,300	0	0	0	0	1,300	
		50％軽課	2,500	0	0	0	0	0	
		25％軽課	3,800	490,200	418,000	0	0	0	
		重課税率	6,000	14,946,000	15,192,000	15,582,000	15,876,000	16,074,000	
		小計		39,005,200	39,684,000	40,857,000	42,119,000	42,805,300	
小型特殊 自動車	農 耕 作 業 用			2,400	1,572,000	1,528,800	1,557,600	1,543,200	1,528,800
	そ の 他（フォークリフト等）			5,900	1,846,700	1,829,000	1,817,200	1,840,800	1,876,200
2 輪の小型自動車（2 5 0 c c 超）				6,000	20,442,000	20,652,000	22,158,000	23,226,000	23,802,000
過 年 度					154,400	58,000	36,400	15,600	46,300
現 年 課 税 分					437,565,800	458,332,800	483,746,800	499,768,600	515,738,700
滞 納 繰 越 分					17,587,896	13,980,169	12,717,574	15,198,871	16,328,454
合 計					455,153,696	472,312,969	496,464,374	514,967,471	532,067,154
前 年 度 対 比					104.4	103.8	105.1	103.7	103.3

(2) 税率区分別課税台数の推移（現年課税分・各年度末）

（単位：円、台、％）

車 種			税率区分	税率	R2	R3	R4	R5	R6
原 動 機 付 自 転 車	5 0 c c 以下（ミニカーを除く）			2,000	7,509	7,356	7,207	6,993	6,801
	9 0 c c 以下			2,000	564	581	570	560	550
	1 2 5 c c 以下			2,400	3,105	3,253	3,460	3,602	3,687
	ミ ニ カ ー			3,700	165	196	199	190	202
軽 自 動 車	2 輪 車（2 5 0 c c 以下）			3,600	3,029	3,102	3,170	3,207	3,274
	3 輪 車（6 6 0 c c 以下）		継続税率	3,100	0	0	0	0	0
			標準税率	3,900	0	0	0	0	0
			75%軽課	1,000	0	0	0	0	0
			50%軽課	2,000	0	0	0	0	0
			25%軽課	3,000	0	0	0	0	0
			重課税率	4,600	3	3	3	3	3
			小計	3	3	3	3	3	3
	4 輪 以上 (6 6 0 c c 以下)	乗用営業用	継続税率	5,500	0	0	0	1	5
			標準税率	6,900	0	1	3	4	5
			75%軽課	1,800	0	0	0	0	0
			50%軽課	3,500	0	0	0	0	0
			25%軽課	5,200	0	0	0	0	0
			重課税率	8,200	0	0	0	3	14
			小計	0	1	3	8	24	
		乗用自家用	継続税率	7,200	16,372	14,328	12,403	10,464	8,793
			標準税率	10,800	10,321	12,828	16,602	18,693	20,851
			75%軽課	2,700	0	0	0	85	83
			50%軽課	5,400	332	204	0	0	0
			25%軽課	8,100	1,373	1,393	0	0	0
			重課税率	12,900	7,212	7,752	8,321	8,661	8,903
			小計	35,610	36,505	37,326	37,903	38,630	
		貨物営業用	継続税率	3,000	456	449	414	345	274
			標準税率	3,800	496	654	799	923	1,014
			75%軽課	1,000	0	0	0	10	0
			50%軽課	1,900	0	0	0	0	0
			25%軽課	2,900	26	32	0	0	0
			重課税率	4,500	177	216	235	271	257
			小計	1,155	1,351	1,448	1,549	1,545	
		貨物自家用	継続税率	4,000	3,001	2,511	2,110	1,742	1,380
			標準税率	5,000	2,313	2,806	3,367	3,855	4,242
			75%軽課	1,300	0	0	0	0	1
			50%軽課	2,500	0	0	0	0	0
			25%軽課	3,800	129	110	0	0	0
			重課税率	6,000	2,491	2,532	2,597	2,646	2,679
			小計	7,934	7,959	8,074	8,243	8,302	
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用			2,400	655	637	649	643	637
	そ の 他（フォークリフト等）			5,900	313	310	308	312	318
2 輪の小型自動車(2 5 0 c c 超)				6,000	3,407	3,442	3,693	3,871	3,967
過 年 度					26	20	11	5	8
合 計					63,475	64,716	66,121	67,089	67,948
前 年 度 対 比					101.2	102.0	102.2	101.5	101.3

2 軽自動車税（環境性能割）

(1) 月別調定額の推移（現年課税分）

（単位：円、％）

年度 月	4	5	6	前年度対比
4 月	2,675,700	2,242,900	1,719,300	76.7
5 月	3,943,400	3,287,000	4,760,600	144.8
6 月	2,968,900	2,300,600	4,039,600	175.6
7 月	1,945,700	2,391,200	3,355,700	140.3
8 月	2,947,100	2,540,900	4,036,500	158.9
9 月	2,744,900	2,667,500	4,153,600	155.7
10 月	2,222,200	3,107,100	4,355,300	140.2
11 月	2,799,800	3,136,300	3,600,500	114.8
12 月	3,576,200	3,458,600	4,061,400	117.4
1 月	2,235,200	3,313,600	5,826,400	175.8
2 月	2,266,900	2,188,200	3,477,400	158.9
3 月	3,294,500	3,829,600	3,662,200	95.6
合 計	33,620,500	34,463,500	47,048,500	136.5

※ 調定は、納付月の翌々月に処理（例：令和5年10月分は同年12月に調定）

3 市たばこ税

(1) 月別調定額の推移（現年課税分）

（単位：円、％）

年度 月	2	3	4	5	6	前年度対比
4 月	181,267,839	190,175,030	215,797,735	210,274,623	200,746,111	95.5
5 月	173,996,947	193,512,090	203,905,327	228,693,366	204,943,051	89.6
6 月	178,786,874	187,699,753	202,868,694	230,343,262	205,961,789	89.4
7 月	189,665,970	195,447,664	206,815,076	211,428,188	205,577,253	97.2
8 月	182,454,344	206,334,318	208,183,081	208,471,527	206,085,556	98.9
9 月	181,861,953	195,330,759	231,771,270	221,590,287	223,020,976	100.6
10 月	241,906,076	255,735,675	212,671,089	203,506,060	191,223,727	94.0
11 月	158,948,615	156,423,012	205,832,729	206,293,621	224,253,690	108.7
12 月	165,523,047	193,293,341	205,334,044	200,194,379	203,491,198	101.6
1 月	212,581,133	214,839,217	225,558,506	212,539,777	214,267,503	100.8
2 月	175,367,545	187,825,310	192,767,706	190,768,808	189,826,631	99.5
3 月	171,726,207	181,486,336	187,161,076	197,369,811	183,066,729	92.8
過年度	531	64,657		164		
合 計	2,214,087,081	2,358,167,162	2,498,666,333	2,521,473,873	2,452,464,214	100.9

(2) 月別本数の推移（現年課税分）

（単位：本、円、％）

年度 月	2	3	4	5	6	前年度対比
4 月	31,846,072	31,064,200	32,936,163	32,093,197	30,638,906	95.5
5 月	30,568,684	31,609,293	31,121,082	34,904,360	31,279,465	89.6
6 月	31,410,203	30,659,875	30,962,866	35,156,176	31,434,950	89.4
7 月	33,321,499	31,925,460	31,565,183	32,269,260	31,376,260	97.2
8 月	32,054,523	33,703,744	31,773,975	31,817,999	31,453,840	98.9
9 月	31,950,449	31,906,364	35,374,126	33,820,252	34,038,611	100.6
10 月	42,499,311	41,773,224	32,458,958	31,060,144	29,185,551	94.0
11 月	25,962,374	23,873,762	31,415,252	31,485,596	34,226,754	108.7
12 月	27,037,414	29,501,426	31,339,140	30,554,698	31,057,876	101.6
1 月	33,558,479	31,575,685	34,425,902	32,438,916	32,702,611	100.8
2 月	28,630,811	28,666,867	29,421,201	29,116,119	28,972,319	99.5
3 月	28,039,829	27,689,941	28,565,488	30,123,598	27,940,588	92.8
過年度	314	150,366		25		
合 計	376,879,962	374,100,207	381,359,336	384,840,340	374,307,731	100.9

4 事業所税

(1) 納税義務者数・調定額の推移

(単位：者、円、%)

区 分		事業に係る事業所税				合 計	前年度 対 比
		現年課税分			滞納繰越分		
		資産割	従業者割	計			
2	納税義務者数	391	60	403		403	100.2
	調 定 額	686,403,600	82,784,700	769,188,300	4,161,000	773,349,300	102.8
3	納税義務者数	431	56	438		438	108.7
	調 定 額	726,525,800	90,869,400	817,395,200	26,556,700	843,951,900	109.1
4	納税義務者数	401	58	409		409	93.4
	調 定 額	701,170,900	93,969,600	795,140,500	2,584,000	797,724,500	94.5
5	納税義務者数	411	61	421		421	102.9
	調 定 額	707,470,400	98,566,100	806,036,500	463,000	806,499,500	101.1
6	納税義務者数	412	60	422		422	100.2
	調 定 額	726,655,600	98,180,900	824,836,500	0	824,836,500	102.3

※ 「納税義務者数」の「計」と「合計」は実人数

IX

徵

收

1 口座振替等の利用状況

(1) 口座振替の利用状況

(単位：人、％)

税 目	年 度	納 税 義 務 者 数	口 座 振 替 利 用 者 数	利 用 率
市民税・県民税 (普通徴収)	R 4	41,249	9,600	23.27
	R 5	39,737	9,051	22.78
	R 6	38,265	7,243	18.93
固定資産税 都市計画税	R 4	121,560	43,263	35.59
	R 5	121,810	42,751	35.10
	R 6	122,029	42,265	34.64
軽自動車税 (種別割)	R 4	49,208	2,700	5.49
	R 5	49,604	2,624	5.29
	R 6	50,110	2,411	4.81
国民健康 保険税	R 4	45,707	11,190	24.48
	R 5	43,740	10,553	24.13
	R 6	42,418	10,275	24.22
合 計	R 4	257,724	66,753	25.90
	R 5	255,397	64,766	25.36
	R 6	429,812	119,963	27.91

※各年度当初 1 期時点の数値（随時期課税分を除く）。

(2) 収納方法の利用状況（令和 6 年度）

(単位：人、％)

	窓口納付		コンビニ		スマホ決済（モバレジ、LINEpay、PayPay、d払い、auPay、J-coinPay）		モバイルレジクレジット		口座振替		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税・県民税 (普通徴収)	47,412	2,959,790,570	64,505	2,006,885,793	23,923	870,081,910	776	27,095,360	26,619	2,364,025,927	163,235	8,227,879,560
(%)	(29.03%)	(35.98%)	(39.52%)	(24.39%)	(14.66%)	(10.57%)	(0.48%)	(0.33%)	(16.31%)	(28.73%)	(100.00%)	(100.00%)
固定資産税・ 都市計画税	116,120	9,143,712,348	98,477	3,379,455,408	45,088	1,617,072,920	1,306	32,377,610	145,527	7,990,898,200	406,518	22,163,516,486
(%)	(28.57%)	(41.25%)	(24.22%)	(15.25%)	(11.09%)	(7.30%)	(0.32%)	(0.15%)	(35.80%)	(36.05%)	(100.00%)	(100.00%)
軽自動車税 (種別割)	19,329	145,048,808	39,449	302,920,415	6,913	50,196,400	108	859,500	2,309	15,592,300	68,108	514,617,423
(%)	(28.38%)	(28.19%)	(57.92%)	(58.86%)	(10.15%)	(9.75%)	(0.16%)	(0.17%)	(3.39%)	(3.03%)	(100.00%)	(100.00%)
国民健康保険税	88,278	2,447,852,888	118,363	1,981,034,596	23,506	416,392,936	1,172	30,822,690	99,817	1,986,419,700	331,136	6,862,522,810
(%)	(26.67%)	(35.66%)	(35.74%)	(28.87%)	(7.10%)	(6.07%)	(0.35%)	(0.45%)	(30.14%)	(28.95%)	(100.00%)	(100.00%)
合 計	271,139	14,696,404,614	320,794	7,670,296,212	99,430	2,953,744,166	3,362	91,155,160	274,272	12,356,936,127	968,997	37,768,536,279
(%)	(27.98%)	(38.91%)	(33.11%)	(20.31%)	(10.26%)	(7.82%)	(0.35%)	(0.24%)	(28.30%)	(32.72%)	(100.00%)	(100.00%)

【集計期間】 R 6 年 4 月～R 7 年 3 月（納税義務者数は当初 1 期末時点）

【集計税目】 市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

※ 納付件数の集計は、各税目の、のべ数
※ 納付書 1 枚につき、1 件として計算

2 滞納処分状況の推移

(1)－1 差押（市税）

区 分	年 度		R 2		R 3	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
不 動 産	71	59,123,496	110	71,592,713		
電 話 加 入 権	0	0	0	0		
債 権	1,215	189,147,212	1,106	157,934,268		
合 計	1,286	248,270,708	1,216	229,526,981		
(前年度対比)	95.19	83.12	94.56	92.45		

(1)－2 差押（国民健康保険税）

区 分	年 度		R 2		R 3	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
不 動 産	72	65,732,884	83	66,479,714		
電 話 加 入 権	0	0	0	0		
債 権	1,007	202,771,824	895	204,181,132		
合 計	1,079	268,504,708	978	270,660,846		
(前年度対比)	101.60	78.67	90.64	100.80		

(2)－1 交付要求（市税）

区 分	年 度		R 2		R 3	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
前 年 度 繰 越	94	42,476,867	57	20,508,230		
要 求 分	128	22,704,931	108	53,204,873		
配 当 受 領 分	54	3,357,140	44	4,109,703		
取 下 ・ 解 除 等	165	44,673,568	99	19,554,305		
翌 年 度 繰 越	57	20,508,230	66	54,158,798		

(2)－2 交付要求（国民健康保険税）

区 分	年 度		R 2		R 3	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
要 求 分	74	22,162,323	58	19,183,732		
配 当 受 領 分	17	1,851,033	25	6,201,950		

(3)－1 執行停止（市税）

区 分	年 度		R 2		R 3	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
市 民 税	2,548	97,145,182	1,606	68,039,231		
固定資産税（都市計画税含む）	250	12,375,420	236	20,731,455		
軽 自 動 車 税	555	2,856,379	335	1,921,995		
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0		
事 業 所 税	0	0	0	0		
合 計	3,353	112,376,981	2,177	90,692,681		
(前年度対比)	203.09	163.16	64.93	80.70		

(3)－2 執行停止（国民健康保険税）

区 分	年 度		R 2		R 3	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
国 民 健 康 保 険 税	5,040	413,825,618	2,776	215,460,598		
(前年度対比)	143.75	135.44	55.08	52.07		

(4)－1 不納欠損（市税）

区 分	年 度		R 2		R 3	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
市 民 税	1,564	86,907,943	1,240	73,843,297		
固定資産税（都市計画税含む）	273	16,426,896	250	21,321,147		
軽 自 動 車 税	581	3,433,911	326	2,022,392		
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0		
事 業 所 税	0	0	0	0		
合 計	2,418	106,768,750	1,816	97,186,836		
(前年度対比)	89.86	88.75	92.75	112.32		

(4)－2 不納欠損（国民健康保険税）

区 分	年 度		R 2		R 3	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
国 民 健 康 保 険 税	5,077	407,552,647	3,423	205,472,158		
(前年度対比)	143.54	133.19	67.42	50.42		

(単位：件、円、%)

R 4		R 5		R 6	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
83	53,000,601	43	33,734,181	76	42,780,523
0	0	0	0	0	0
1,201	214,450,490	937	194,428,799	1,234	254,639,533
1,284	267,451,091	980	228,162,980	1,310	297,420,056
105.59	116.52	76.32	85.31	133.67	130.35

(単位：件、円、%)

R 4		R 5		R 6	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
64	47,181,479	33	29,135,560	51	25,668,813
0	0	0	0	0	0
897	233,206,042	673	187,001,720	883	255,286,341
961	280,387,521	706	216,137,280	934	280,955,154
98.26	103.59	73.47	77.09	132.29	129.99

(単位：件、円、%)

R 4		R 5		R 6	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
66	54,158,798	96	21,135,416	86	21,174,008
179	31,511,041	208	33,640,295	228	29,839,365
61	9,405,841	112	14,430,156	116	11,020,754
149	64,534,423	218	33,601,703	212	29,270,966
96	21,135,416	86	21,174,008	102	21,742,407

(単位：件、円、%)

R 4		R 5		R 6	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
103	50,625,106	99	24,317,500	119	26,001,610
38	5,698,590	55	7,338,926	69	5,699,741

(単位：件、円、%)

R 4		R 5		R 6	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
1,257	77,330,103	1,491	62,537,493	1,167	64,631,083
160	28,276,806	320	14,008,623	145	8,511,347
361	2,320,600	238	1,661,300	308	2,011,912
0	0	0	0	0	0
1	628,500	0	0	0	0
1,779	108,556,009	2,049	78,207,416	1,620	75,154,342
81.72	119.70	115.18	72.04	79.06	96.10

(単位：件、円、%)

R 4		R 5		R 6	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
2,696	210,849,743	2,694	184,088,453	1,742	138,927,467
97.12	97.86	99.93	87.31	64.66	75.47

(単位：件、円、%)

R 4		R 5		R 6	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
537	29,127,916	893	47,078,740	593	32,918,663
211	29,525,750	279	14,231,783	135	6,080,797
116	813,054	212	1,247,253	95	721,700
0	0	0	0	0	0
1	628,500	0	0	0	0
865	60,095,220	1,384	62,557,776	823	39,721,160
47.63	61.83	160.00	104.10	59.47	63.50

(単位：件、円、%)

R 4		R 5		R 6	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
2,179	102,288,607	1,660	109,315,064	847	67,492,630
63.66	49.78	76.18	106.87	51.02	61.74

3 市税の徴収に関する経費の推移

(単位：千円、人、%)

年 度 区 分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
税収入額	1 市 税	49,787,788	49,558,010	51,041,764	51,766,515	51,068,463	
	2 個 人 の 県 民 税	14,604,510	14,446,531	14,858,285	15,218,495	14,398,843	
	3 合 計	64,392,298	64,004,541	65,900,049	66,985,010	65,467,306	
徴 税 費	人件費	4 基 本 給	352,781	347,935	345,408	360,811	367,633
		5 諸 手 当	247,480	241,648	226,801	241,113	252,685
		イ 超過勤務手当	37,559	35,990	29,760	29,230	34,985
		ロ 税務職手当	3,843	3,829	3,905	3,970	3,609
		ハ その他の手当	206,078	201,829	193,136	207,913	214,091
		6 そ の 他	174,650	170,283	191,787	196,352	231,748
		7 小 計	774,911	759,866	763,996	798,276	852,066
	需用費	8 旅 費	68	81	238	205	263
		9 賃 金	41,065	4,546	0	0	0
		10 そ の 他	133,868	139,555	421,854	399,642	343,810
		11 小 計	175,001	144,182	422,092	399,847	344,073
	類報する 償金及び これに 係る経費	12 納期前納付報奨金	0	0	0	0	0
		13 納税組合報償金	0	0	0	0	0
		14 納税組合補助金	0	0	0	0	0
		15 そ の 他	0	0	0	0	0
		16 小 計	0	0	0	0	0
		17 そ の 他	258,443	243,567	242,683	273,871	273,944
	18 合 計	1,208,355	1,147,615	1,428,771	1,471,994	1,470,083	
徴収取扱費		19 県民税徴収取扱費	573,511	580,313	581,963	584,373	595,153
		20 1 8 - 1 9	634,844	567,302	846,808	887,621	874,930
税収入額に 対する徴税 費の割合		21 1 8 ÷ 3	1.88	1.79	2.17	2.20	2.25
		22 2 0 ÷ 1	1.28	1.14	1.66	1.71	1.71
徴税職員数		吏 員	119	120	119	120	115
		そ の 他	0	0	0	0	0
		23 合 計	119	120	119	120	115
		ア ル バ イ ト	0	0	0	0	0

X そ の 他

1 税外収入

(単位：円)

年 度 区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
徴 税 手 数 料	13,461,950	14,065,200	15,039,800	14,196,510	14,535,950
総 務 管 理 費 委 託 金	71,832	78,544	58,170	59,566	62,714
徴 税 費 委 託 金	573,511,909	580,313,474	581,963,092	584,373,848	595,152,624
延 滞 金	51,758,278	65,498,876	66,192,334	70,431,897	87,832,794
土地改良区費賦課徴収交付金	2,109,903	2,095,881	2,054,105	2,035,610	2,007,642
雑 入 (郵便料実費徴収金)				16,416	63,536
雑 入 (郵便料実費徴収金)					11,130
雑 入 (土地改良区費事務電算委託料)	1,595,000	1,595,000	1,595,000	1,595,000	2,191,640
雑 入 (土地改良区費事務電算委託料)					633,930
雑 入 (土地改良区費口座振替手数料)	65,792	9,594	9,951	9,345	10,234
雑 入 (滞納処分費)		318,900	360,800	1,039,500	1,380,500

※滞納処分費は昨年度まで記載なし

2 徴税手数料

(単位：件、円)

年 度 区 分	R 4		R 5		R 6	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市 民 税 諸 証 明	39,980	7,996,000	35,313	7,062,600	34,934	6,986,800
資 産 税 諸 証 明	17,544	5,561,800	18,048	5,643,710	18,707	5,860,550
納 税 証 明	7,838	1,567,600	7,872	1,574,400	8,896	1,779,200
合 計	65,362	15,125,400	61,233	14,280,710	62,537	14,626,550

※ 上表の合計件数及び合計金額は、国民健康保険税納税証明書手数料を含むため、「1 税外収入」の表中「徴税手数料」の金額とは一致しない。

3 電子計算機

(1) 電子計算機の利用に関する調

区 分			入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
市 民 税	個 人	普通徴収	給与支払報告書 年金支払報告書 市民税県民税申告書 確定申告書 公的年金支払報告書	市民税・県民税申告書 納税通知書兼変更通知書・納付書 調定表 課税状況等の調 個人査定リスト 世帯査定リスト	前年度課税マスターと1月1日現在の住民マスターを突合させ、対象者の申告書を作成、入力資料のエラー出力、資料合算、併徴処理、課税計算処理を行い、納税通知書・納付書等を作成。また、例月の各処理において税額変更通知書等を作成
		特別徴収	給与支払報告書 総括表 市民税県民税申告書 確定申告書 異動届出書	税額決定・変更通知書 納入書 総括表 調定表 事業所索引簿 給報登録データ全件リスト	給与支払報告書及び申告書を入力し、前年度の特徴マスター及び1月1日現在の住民マスターと突合させ、特徴該当者を抽出し課税計算処理等を行い、異動届に基づき、全特処理、転勤処理、退職切替処理等を行う。また、各処理において税額通知書を作成
	法 人	法人（設立・異動）届出書 予定・中間・確定・修正申告書 法人税額等通知書（都道府県から） 更正請求書	発送用予定・中間・確定申告書 納付書 更正・決定通知書・決議書 調定表 各種統計資料	宛名マスター・課税マスターに基づき、決算期を迎えた法人の予定・中間・確定申告書の作成、税額の算出、調定表・各種統計資料等の作成	
	固定資産税	土地（補充）課税台帳 家屋（補充）課税台帳 家屋評価調書 償却資産申告書 償却資産種類別明細書 償却資産更正連絡票	納税通知書・納付書 課税明細書 課税台帳兼名寄帳 土地・家屋価格縦覧台帳 調定表 評点数テーブル全件リスト 償却資産課税台帳兼評価調書 償却資産種類別明細書 申告者全件リスト	一筆一棟一資産ごとのデータから課税マスターを作成し、課税標準額を算出、納税者単位に名寄せして税額を算出後、納税通知書等を作成	
軽自動車税		軽自動車税（種別割）申告書	納税通知書・納付書 調定表 地区別調定表 台数調定表 非課税氏名順リスト 氏名順全件リスト 市外居住者通知 市外居住者リスト 死亡者リスト 通知書番号順リスト 標識交付証明書・廃車確認書	軽自動車等を車種別、ナンバープレート順に入力し、課税及び異動処理を行い、納税通知書等を作成	
事業所税		事業所等の新設（廃止）申告書 事業所税申告書 更正（決定）決議書 減免決定決議書	調定表 各種統計資料	申告書等を入力し、事業所マスターの作成、税額の算出、調定表・各種統計資料の作成	

区 分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
収納管理	納入済通知書 消込用F D 収納マスター更正連絡表 納付書更正連絡表 不一致一覧表 各種事象データ 即時入力処理（各種更正処理・不一致処理） コンビニ速報・確報受信データ 共通納税納付情報データ	還付充当通知書 日計表 収納月計表・収納調定表 不一致一覧表 督促状・督促状発布者リスト コンビニ確認リスト コンビニ収納金明細書 共通納税確認リスト 共通納税収入金明細書	金融機関及びコンビニ収納、 地方税共通納税システム納付 に基づく収納のデータ取り込 み、消し込み処理により、収 納管理を行う
滞納管理	各種事象データ	再発行納付書 未納金税額明細書 各種滞納整理帳票 各種統計資料	滞納者の処分及び納付履歴を 把握し、個人及び処分ごとの 一元管理を行う
口座振替	口座振替（自動払込利用申込書）依頼書（兼廃止届） 口座振替（自動払込受付通知書）依頼書（兼廃止届）	口座振替件数表（銀行業務毎） 口座振替明細リスト 口座振替請求データ 口座振替領収データ 口座振替結果しらべ	指定金融機関等22行と、オ ンラインによるデータ伝送に て口座振替を実施。 口座振替の異動管理（新規登 録・変更・解約）について は、指定金融機関等との間で 口座振替依頼書を受け渡しし て行っている。 ※ R6.10.1から国民健康保険 税に「ペイジー口座振替受付 サービス」を導入し、R7.4.1 から市民税・県民税・森林環 境税、固定資産税・都市計画 税、軽自動車税（種別割）を 追加

(2) 電子計算機を用いた証明書

区 分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
市 民 税	税証明交付請求書	課税証明書 非課税証明書	請求に基づき、課税マスター に課税資料が登録されている 者のみ証明書を自動発行
		営業届出済証明書	請求に基づき、宛名マスター で所在地等を確認し、自動発 行
		課税台帳（兼）名寄帳 評価証明書、公課証明書 地方税法第422条の3の通知書 税額明細書 固定資産課税台帳の写し	請求に基づき、課税台帳に登 録されている事項を証明書と して自動発行
		納税証明書「市民税・県民 税・森林環境税、法人市民 税、固定資産税・都市計画 税、国民健康保険税、軽自動 車税（種別割）（一般用及び 継続検査用）、（給与）特 別徴収義務者用、事業所税」	請求に基づき、各税目の納税 証明書を自動発行

4 賦課徴収事務の電算化の変遷

昭和	33年	11月	市制施行
	40年	4月	パロース会計機を2台導入
	42年	1月	市・県民税電算委託
	44年	3月	固定資産税電算委託
	45年	1月	国民健康保険税電算委託
			軽自動車税電算委託
	47年	4月	口座振替制度実施
	49年	4月	収納消込OCR機導入
	50年	4月	固定資産税（償却資産）電算委託
		6月	集合徴収制度実施
			集合市税収納状況一覧表のコムフィッシュ化
	51年	4月	滞納繰越台帳電算導入
			集合市税賦課原簿及び収納状況一覧表のコムロー化
	53年	1月	固定資産税（宅地路線価評価方式）電算導入
		6月	市・県民税（特徴）電算導入
	54年	11月	集合市税催告書ヒートシール化
	55年	3月	収納消込機器変更
		4月	滞納繰越分消込電算併用
		6月	軽自動車税催告書ヒートシール化
	56年	6月	市・県民税（普徴）／固定資産税合算電算処理
	57年	2月	市・県民税（特徴）自動照合電算処理
		10月	固定資産税（C農地宅地並課税）賦課電算処理
	58年	4月	端末機導入
	59年	2月	漢字マスター完成
		7月	OCR機種変更
		11月	法人市民税電算処理
			税の検索及び証明書発行オンライン稼動
	60年	6月	納税組合報奨金計算電算処理
		8月	集合市税収納即時消込オンライン稼動
			納組口座即時更新オンライン稼動
			宛名即時更新オンライン稼動
	61年	4月	市税等の口座振替分MT交換開始（27行2農協）
		5月	軽自動車税納税通知書のメーリングシステム利用開始
	62年	7月	市・県民税未申告者抽出電算処理
	63年	8月	滞納管理オンライン稼動
平成	元年	10月	OCR機種変更
	2年	8月	固定資産税課税台帳名寄帳光ディスク化
		12月	法人市民税オフコン稼動
	3年	7月	市・県民税（特徴）収納バッチ消込稼動
	4年	4月	集合徴収制度廃止、税目別徴収制度実施
	8年	4月	郵便局口座振替開始
	8年	4月	地理情報システム稼動
			土地評価システム稼動
	11年	4月	口座振替手数料改定
	15年	4月	個人市・県民税Web-Ringsシステム稼動
	16年	4月	軽自動車税Web-Ringsシステム稼動
			固定資産税・都市計画税Web-Ringsシステム稼動
			固定資産税・都市計画税共有者台帳のWeb化
	17年	10月	平成元年～14年の固定資産税・都市計画税 過年度課税データのWeb化
	19年	4月	市税等コンビニエンスストア収納開始
	19年	8月	自動交付機による税証明の交付開始
	21年	1月	公的年金特別徴収開始によるLGWANシステム稼動 （経由機関とのデータ授受）
	21年	12月	eLTAX「地方税電子申告システム」の導入 給与支払報告書・法人市民税・事業所税・償却資産・ 公的年金支払報告書
	23年	1月	国税連携開始
	28年	10月	コンビニエンスストア等で税証明の交付開始
	30年	3月	個人市・県民税課税支援システム稼動
令和	元年	10月	eLTAX「地方税共通納税システム」の導入（対象税目：法人市民税、市民税・県民税（特別徴収）、事業所税）
	2年	12月	スマートフォン決済アプリ（モバイルレジ、LINE Pay請求書支払い、PayPay請求書払い）を利用した納付を開始
	3年	2月	スマートフォン決済アプリにモバイルレジクレジットを追加
	4年	2月	スマートフォン決済アプリにd払い請求書払い、au PAY（請求書支払い）、Jcoin請求書払いを追加
	5年	5月	地方税共通納税システムに係る対象税目の追加（対象税目：軽自動車税（種別割）、固定資産税）
		10月	課税（非課税）証明書のオンライン請求サービス開始
		12月	窓口における徴税手数料（税証明交付手数料）のキャッシュレス決済開始
	6年	4月	地方税共通納税システムに係る対象税目の追加（対象税目：市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、国民健康保険税）
		10月	納税証明書及び納付書（再発行）のオンライン請求サービス開始

XI 参 考 資 料

1 市税の税率の変遷

税目		年度	平成26年度																																														
個人市民税	均等割	3,500円 (令和5年度まで)																																															
	所得割 (総合課税)	6%																																															
法人市民税	均等割	<table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>50,000円</td></tr></table>		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																														
50億円超	50人超	3,000,000円																																															
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																															
10億円超	50人以下	410,000円																																															
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																															
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																															
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																															
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																															
1千万円以下	50人超	120,000円																																															
上記以外の法人等		50,000円																																															
法人税割	不均一課税 ※新税率はH26.10.1以後に開始する事業年度分から適用																																																
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>税率</th><th>新税率</th></tr><tr><td>1億円超</td><td>—</td><td>14.7/100</td><td>12.1/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円超</td><td>14.7/100</td><td>12.1/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円以下</td><td>12.9/100</td><td>10.3/100</td></tr></table>	資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100																															
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																														
1億円超	—	14.7/100	12.1/100																																														
1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100																																														
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100																																														
固定資産税		1.4%																																															
軽自動車税		<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>50cc以下(ミニカーを除く)</td><td>年額1,000円</td></tr><tr><td></td><td>50ccを超え90cc以下</td><td>// 1,200円</td></tr><tr><td></td><td>90ccを超え125cc以下</td><td>// 1,600円</td></tr><tr><td></td><td>ミニカー</td><td>// 2,500円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>// 1,600円</td></tr><tr><td></td><td>その他(フォークリフト等)</td><td>// 4,700円</td></tr><tr><td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td><td></td><td>// 4,000円</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td><td>// 2,400円</td></tr><tr><td></td><td>3輪のもの(660cc以下)</td><td>// 3,100円</td></tr><tr><td></td><td>4輪以上乗用のもの(660cc以下)</td><td><table><tr><td rowspan="2">{</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>// 5,500円</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>// 7,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">{</td><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>// 3,000円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000円</td></tr></table></td></tr><tr><td>(再掲)</td><td>もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)</td><td>// 2,400円</td></tr></table>		原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額1,000円		50ccを超え90cc以下	// 1,200円		90ccを超え125cc以下	// 1,600円		ミニカー	// 2,500円	小型特殊自動車	農耕作業用	// 1,600円		その他(フォークリフト等)	// 4,700円	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		// 4,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	// 2,400円		3輪のもの(660cc以下)	// 3,100円		4輪以上乗用のもの(660cc以下)	<table><tr><td rowspan="2">{</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>// 5,500円</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>// 7,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">{</td><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>// 3,000円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000円</td></tr></table>	{	乗用	営業用	// 5,500円		自家用	// 7,200円	{	貨物用	営業用	// 3,000円	自家用	// 4,000円	(再掲)	もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)	// 2,400円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額1,000円																																															
	50ccを超え90cc以下	// 1,200円																																															
	90ccを超え125cc以下	// 1,600円																																															
	ミニカー	// 2,500円																																															
小型特殊自動車	農耕作業用	// 1,600円																																															
	その他(フォークリフト等)	// 4,700円																																															
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		// 4,000円																																															
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	// 2,400円																																															
	3輪のもの(660cc以下)	// 3,100円																																															
	4輪以上乗用のもの(660cc以下)	<table><tr><td rowspan="2">{</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>// 5,500円</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>// 7,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">{</td><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>// 3,000円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000円</td></tr></table>	{	乗用	営業用	// 5,500円		自家用	// 7,200円	{	貨物用	営業用	// 3,000円	自家用	// 4,000円																																		
{	乗用	営業用		// 5,500円																																													
		自家用	// 7,200円																																														
{	貨物用	営業用	// 3,000円																																														
		自家用	// 4,000円																																														
(再掲)	もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)	// 2,400円																																															
市たばこ税 (1,000本につき)		5,262円 (旧3級品)2,495円																																															
特別土地保有税 入湯税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止) 150円																																															
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%																																															
都市計画税		0.2%																																															

税目		年度	平成27年度																																																																						
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																							
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																							
法人市民税	均等割	(再掲) <table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」				資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																						
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																						
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																							
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																							
10億円超	50人以下	410,000円																																																																							
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																							
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																							
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																							
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																							
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																							
上記以外の法人等		50,000円																																																																							
法人税割	不均一課税(再掲)	※新税率はH26.10.1以後開始の事業年度分から適用 <table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>税率</th><th>新税率</th></tr><tr><td>1億円超</td><td>—</td><td>14.7/100</td><td>12.1/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円超</td><td>14.7/100</td><td>12.1/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円以下</td><td>12.9/100</td><td>10.3/100</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」				資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100																																																				
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																																						
1億円超	—	14.7/100	12.1/100																																																																						
1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100																																																																						
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100																																																																						
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																							
軽自動車税		<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>50cc以下(ミニカーを除く)</td><td>年額</td><td>1,000円</td></tr><tr><td></td><td>50ccを超え90cc以下</td><td>//</td><td>1,200円</td></tr><tr><td></td><td>90ccを超え125cc以下</td><td>//</td><td>1,600円</td></tr><tr><td></td><td>ミニカー</td><td>//</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>//</td><td>1,600円</td></tr><tr><td></td><td>その他(フォークリフト等)</td><td>//</td><td>4,700円</td></tr><tr><td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td><td></td><td>//</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td><td>//</td><td>2,400円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>H27.3.31以前取得車両</td><td>H27.4.1取得車両</td></tr><tr><td></td><td>3輪のもの(660cc以下)</td><td>//</td><td>3,100円</td><td>年額3,900円</td></tr><tr><td></td><td rowspan="4">4輪以上のもの (660cc以下)</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>//</td><td>5,500円</td><td>//</td><td>6,900円</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>//</td><td>7,200円</td><td>//</td><td>10,800円</td></tr><tr><td></td><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>//</td><td>3,000円</td><td>//</td><td>3,800円</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>//</td><td>4,000円</td><td>//</td><td>5,000円</td></tr></table>				原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円		50ccを超え90cc以下	//	1,200円		90ccを超え125cc以下	//	1,600円		ミニカー	//	2,500円	小型特殊自動車	農耕作業用	//	1,600円		その他(フォークリフト等)	//	4,700円	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		//	4,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	2,400円			H27.3.31以前取得車両	H27.4.1取得車両		3輪のもの(660cc以下)	//	3,100円	年額3,900円		4輪以上のもの (660cc以下)	乗用	営業用	//	5,500円	//	6,900円		自家用	//	7,200円	//	10,800円		貨物用	営業用	//	3,000円	//	3,800円		自家用	//	4,000円	//	5,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円																																																																						
	50ccを超え90cc以下	//	1,200円																																																																						
	90ccを超え125cc以下	//	1,600円																																																																						
	ミニカー	//	2,500円																																																																						
小型特殊自動車	農耕作業用	//	1,600円																																																																						
	その他(フォークリフト等)	//	4,700円																																																																						
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		//	4,000円																																																																						
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	2,400円																																																																						
		H27.3.31以前取得車両	H27.4.1取得車両																																																																						
	3輪のもの(660cc以下)	//	3,100円	年額3,900円																																																																					
	4輪以上のもの (660cc以下)	乗用	営業用	//	5,500円	//	6,900円																																																																		
			自家用	//	7,200円	//	10,800円																																																																		
		貨物用	営業用	//	3,000円	//	3,800円																																																																		
			自家用	//	4,000円	//	5,000円																																																																		
市たばこ税 (1,000本につき)		5,262円(再掲) (旧3級品)2,495円(再掲)																																																																							
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																							
入湯税		150円(再掲)																																																																							
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																							
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																							

税目		年度	平成28年度																																																						
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																							
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																							
法人市民税	均等割	(再掲) <table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」								資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																		
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																						
50億円超	50人超	3,000,000円																																																							
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																							
10億円超	50人以下	410,000円																																																							
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																							
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																							
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																							
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																							
1千万円以下	50人超	120,000円																																																							
上記以外の法人等		50,000円																																																							
法人税割	不均一課税 <table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>税率</th></tr><tr><td>1億円 超</td><td>—</td><td>12.1/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額 500万円超</td><td>12.1/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額 500万円以下</td><td>10.3/100</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」								資本金等の額	法人税額	税率	1億円 超	—	12.1/100	1億円以下	年額 500万円超	12.1/100	1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																					
資本金等の額	法人税額	税率																																																							
1億円 超	—	12.1/100																																																							
1億円以下	年額 500万円超	12.1/100																																																							
1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																																							
固定資産税		1.4%(再掲)																																																							
軽自動車税		原動機付自転車 50cc 以下(ミニカーを除く) 50cc を超え 90cc 以下 90cc を超え 125cc 以下 ミニカー 小型特殊自動車 農耕作業用 その他(フォークリフト等) 2輪の小型自動車 (250cc を超えるもの) 軽自動車 2輪のもの(125cc を超え 250cc 以下) 年額 2,000円 // 2,000円 // 2,400円 // 3,700円 // 2,400円 // 5,900円 // 6,000円 // 3,600円 <table><tr><th></th><th>H27.3.31 以前に 取得した車両</th><th>H27.4.1 以後の 新規取得車両</th><th colspan="3">H27.4.1～H28.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率</th><th>取得後 13 年経過車両</th></tr><tr><th></th><th>本則</th><th>本則</th><th>75%軽減</th><th>50%軽減</th><th>25%軽減</th><th>重課</th></tr><tr><td>3輪のもの(660cc 以下)</td><td>年額 3,100円</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc 以下)</td><td rowspan="2">乗 用 { 営業用 自家用</td><td>// 5,500円</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>// 7,200円</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用 { 営業用 自家用</td><td>// 3,000円</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>// 4,000円</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td><td>6,000円</td></tr></table>									H27.3.31 以前に 取得した車両	H27.4.1 以後の 新規取得車両	H27.4.1～H28.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後 13 年経過車両		本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課	3輪のもの(660cc 以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上 のもの (660cc 以下)	乗 用 { 営業用 自家用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	貨物用 { 営業用 自家用	// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
	H27.3.31 以前に 取得した車両	H27.4.1 以後の 新規取得車両	H27.4.1～H28.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後 13 年経過車両																																																			
	本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課																																																			
3輪のもの(660cc 以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																			
4輪以上 のもの (660cc 以下)	乗 用 { 営業用 自家用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																		
		// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																		
	貨物用 { 営業用 自家用	// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																		
		// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																		
市たばこ税 (1,000本につき)		5,262円(再掲) (旧3級品)2,925円																																																							
特別土地保有税 入湯税		保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)(再掲)																																																							
事業所税		150円(再掲)																																																							
		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																							
都市計画税		0.2%(再掲)																																																							

税目		年度	平成30年度																																																												
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																													
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																													
法人市民税	均等割	(再掲)																																																													
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table>												資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																				
		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																											
		50億円超	50人超	3,000,000円																																																											
		10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																											
		10億円超	50人以下	410,000円																																																											
		1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																											
		1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																											
		1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																											
		1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																											
1千万円以下	50人超	120,000円																																																													
上記以外の法人等		50,000円																																																													
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																																															
法人税割	不均一課税	<table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>税率</th></tr><tr><td>1億円 超</td><td>—</td><td>12.1/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額 500万円超</td><td>12.1/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額 500万円以下</td><td>10.3/100</td></tr></table>												資本金等の額	法人税額	税率	1億円 超	—	12.1/100	1億円以下	年額 500万円超	12.1/100	1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																						
		資本金等の額	法人税額	税率																																																											
		1億円 超	—	12.1/100																																																											
		1億円以下	年額 500万円超	12.1/100																																																											
		1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																																											
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																																															
固定資産税		1.4%(再掲)																																																													
軽自動車税	<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>50cc 以下(ミニカーを除く)</td><td>年額 2,000円</td></tr><tr><td></td><td>50cc を超え 90cc 以下</td><td>// 2,000円</td></tr><tr><td></td><td>90cc を超え 125cc 以下</td><td>// 2,400円</td></tr><tr><td></td><td>ミニカー</td><td>// 3,700円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>// 2,400円</td></tr><tr><td></td><td>その他(フォークリフト等)</td><td>// 5,900円</td></tr><tr><td>2輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)</td><td></td><td>// 6,000円</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>2輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)</td><td>// 3,600円</td></tr></table>												原動機付自転車	50cc 以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円		50cc を超え 90cc 以下	// 2,000円		90cc を超え 125cc 以下	// 2,400円		ミニカー	// 3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400円		その他(フォークリフト等)	// 5,900円	2輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)		// 6,000円	軽自動車	2輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)	// 3,600円																											
	原動機付自転車	50cc 以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円																																																												
		50cc を超え 90cc 以下	// 2,000円																																																												
		90cc を超え 125cc 以下	// 2,400円																																																												
		ミニカー	// 3,700円																																																												
	小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400円																																																												
		その他(フォークリフト等)	// 5,900円																																																												
	2輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)		// 6,000円																																																												
	軽自動車	2輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)	// 3,600円																																																												
	<table><tr><td></td><td>H27.3.31 以前に 取得した車両</td><td>H27.4.1 以後の 新規取得車両</td><td colspan="3">H29.4.1～H30.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</td><td>取得後 13 年経過車両</td></tr><tr><td></td><td>本則</td><td>本則</td><td>75%軽課</td><td>50%軽課</td><td>25%軽課</td><td>重課</td></tr><tr><td>3輪のもの(660cc 以下)</td><td>年額 3,100円</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc 以下)</td><td rowspan="4">{ 乗 用 {</td><td>営業用</td><td>// 5,500円</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 7,200円</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td rowspan="2">{ 貨 物 用 {</td><td>営業用</td><td>// 3,000円</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000円</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td><td>6,000円</td></tr></table>													H27.3.31 以前に 取得した車両	H27.4.1 以後の 新規取得車両	H29.4.1～H30.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後 13 年経過車両		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課	3輪のもの(660cc 以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上 のもの (660cc 以下)	{ 乗 用 {	営業用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	{ 貨 物 用 {	営業用	// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	自家用	// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	H27.3.31 以前に 取得した車両	H27.4.1 以後の 新規取得車両	H29.4.1～H30.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後 13 年経過車両																																																									
	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																									
3輪のもの(660cc 以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																									
4輪以上 のもの (660cc 以下)	{ 乗 用 {	営業用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																							
		自家用	// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																							
		{ 貨 物 用 {	営業用	// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																						
			自家用	// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																						
市たばこ税 (1,000本につき)		5,262円(再掲)⇒5,692円 (10月1日以後売渡分から) (旧3級品)4,000円																																																													
特別土地保有税 入湯税		保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)(再掲)																																																													
		150円(再掲)																																																													
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																													
都市計画税		0.2%(再掲)																																																													

税目		年度	平成31年度（令和元年度）																																																																																	
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																		
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																		
法人市民税	均等割	(再掲) <table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>50,000円</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」								資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																													
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																	
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																		
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																		
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																		
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																																		
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																		
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																																		
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																		
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																		
上記以外の法人等		50,000円																																																																																		
	法人税割	不均一課税※新税率はR1.10.1以後に開始する事業年度分から適用 <table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>税率</th><th>新税率</th></tr><tr><td>1億円超</td><td>—</td><td>12.1/100</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円超</td><td>12.1/100</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円以下</td><td>10.3/100</td><td>6.6/100</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」								資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																											
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																																																	
1億円超	—	12.1/100	8.4/100																																																																																	
1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100																																																																																	
1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																																																	
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																																		
軽自動車税		<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>50cc以下(ミニカーを除く)</td><td>年額2,000円</td></tr><tr><td></td><td>50ccを超え90cc以下</td><td>// 2,000円</td></tr><tr><td></td><td>90ccを超え125cc以下</td><td>// 2,400円</td></tr><tr><td></td><td>ミニカー</td><td>// 3,700円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>// 2,400円</td></tr><tr><td></td><td>その他(フォークリフト等)</td><td>// 5,900円</td></tr><tr><td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td><td></td><td>// 6,000円</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td><td>// 3,600円</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>H27.3.31以前に 取得した車両</th><th>H27.4.1以後の 新規取得車両</th><th colspan="3">H30.4.1～H31.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</th><th>取得後13 年経過車両</th></tr><tr><th></th><th>本則</th><th>本則</th><th>75%軽課</th><th>50%軽課</th><th>25%軽課</th><th>重課</th></tr><tr><td>3輪のもの(660cc以下)</td><td>年額3,100円</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上のもの (660cc以下)</td><td rowspan="4"> 乗用{ 貨物用{ </td><td>営業用</td><td>// 5,500円</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 7,200円</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>// 3,000円</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000円</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td><td>6,000円</td></tr></table>								原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額2,000円		50ccを超え90cc以下	// 2,000円		90ccを超え125cc以下	// 2,400円		ミニカー	// 3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400円		その他(フォークリフト等)	// 5,900円	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		// 6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	// 3,600円		H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H30.4.1～H31.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課	3輪のもの(660cc以下)	年額3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上のもの (660cc以下)	乗用{ 貨物用{	営業用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	営業用	// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	自家用	// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額2,000円																																																																																		
	50ccを超え90cc以下	// 2,000円																																																																																		
	90ccを超え125cc以下	// 2,400円																																																																																		
	ミニカー	// 3,700円																																																																																		
小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400円																																																																																		
	その他(フォークリフト等)	// 5,900円																																																																																		
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		// 6,000円																																																																																		
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	// 3,600円																																																																																		
	H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H30.4.1～H31.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両																																																																														
	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																																														
3輪のもの(660cc以下)	年額3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																														
4輪以上のもの (660cc以下)	乗用{ 貨物用{	営業用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																												
		自家用	// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																												
		営業用	// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																												
		自家用	// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																												
市たばこ税 (1,000本につき)		5,692円(再掲) (旧3級品)4,000円(再掲)⇒5,692円(10月1日以後売渡分から)																																																																																		
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																		
入湯税		150円(再掲)																																																																																		
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																		
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																																		

税目		年度	令和2年度																																																																																																										
市個人税人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																																											
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																																											
法人市民税	均等割	(再掲)																																																																																																											
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table>												資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																																																		
		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																																									
		50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																																									
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																																											
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																																											
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																																																											
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																																											
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																																																											
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																																											
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																																											
上記以外の法人等		50,000円																																																																																																											
※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																																																																																													
法人税割	法人税割	不均一課税※新税率はR1.10.1以後に開始する事業年度分から適用																																																																																																											
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>税率</th><th>新税率</th></tr><tr><td>1億円超</td><td>—</td><td>12.1/100</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円超</td><td>12.1/100</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円以下</td><td>10.3/100</td><td>6.6/100</td></tr></table>												資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																																																
		資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																																																																								
		1億円超	—	12.1/100	8.4/100																																																																																																								
1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100																																																																																																										
1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																																																																										
※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																																																																																													
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																																																											
軽自動車税	種別割	<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>50cc以下(ミニカーを除く)</td><td>年額2,000円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>50ccを超え90cc以下</td><td>//</td><td>2,000円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>90ccを超え125cc以下</td><td>//</td><td>2,400円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>ミニカー</td><td>//</td><td>3,700円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>//</td><td>2,400円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他(フォークリフト等)</td><td>//</td><td>5,900円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td><td>//</td><td>6,000円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td><td>//</td><td>3,600円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額2,000円											50ccを超え90cc以下	//	2,000円										90ccを超え125cc以下	//	2,400円										ミニカー	//	3,700円									小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400円										その他(フォークリフト等)	//	5,900円										2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	//	6,000円									軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	3,600円								
		原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額2,000円																																																																																																									
			50ccを超え90cc以下	//	2,000円																																																																																																								
			90ccを超え125cc以下	//	2,400円																																																																																																								
	ミニカー	//	3,700円																																																																																																										
小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400円																																																																																																										
	その他(フォークリフト等)	//	5,900円																																																																																																										
	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	//	6,000円																																																																																																										
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	3,600円																																																																																																										
		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>H27.3.31以前に 取得した車両</td><td>H27.4.1以後の 新規取得車両</td><td colspan="3">H31.4.1～R2.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率</td><td>取得後13 年経過車両</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>本則</td><td>本則</td><td>75%軽減</td><td>50%軽減</td><td>25%軽減</td><td>重課</td></tr><tr><td></td><td>3輪のもの(660cc以下)</td><td></td><td>年額3,100円</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,600円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td><td rowspan="4">乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用</td><td></td><td>// 5,500円</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td><td>8,200円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>// 7,200円</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td><td>12,900円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>// 3,000円</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td><td>4,500円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>// 4,000円</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td><td>6,000円</td><td></td></tr></table>																H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H31.4.1～R2.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13 年経過車両					本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課		3輪のもの(660cc以下)		年額3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円		4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用		// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円			// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円			// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円			// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																	
				H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H31.4.1～R2.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13 年経過車両																																																																																																				
				本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課																																																																																																				
	3輪のもの(660cc以下)		年額3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																																																					
4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用		// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																																																					
			// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																																																					
			// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																																																					
			// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																																																					
環境性能割	環境性能割	・電気自動車等 非課税																																																																																																											
		【自家用乗用車】																																																																																																											
		・★★★★ 且つ 2020年度燃費基準+10%達成車 非課税																																																																																																											
		・★★★★ 且つ 2020年度燃費基準達成車 1%																																																																																																											
・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 2%																																																																																																													
・上記以外 2%																																																																																																													
【トラック】																																																																																																													
・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車 1%																																																																																																													
・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車 2%																																																																																																													
・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 2%																																																																																																													
※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車																																																																																																													
※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																																																																																																													
市たばこ税 (1,000本につき)		5,692円(再掲)⇒6,122円(10月1日以後売渡分から) (旧3級品)5,692円(再掲)																																																																																																											
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																																											
入湯税		150円(再掲)																																																																																																											
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																																											
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																																																											

税目		年度	令和3年度																																																						
市個人税人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																							
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																							
法人市民税	均等割	(再掲)																																																							
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table>			資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																							
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																						
50億円超	50人超	3,000,000円																																																							
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																							
10億円超	50人以下	410,000円																																																							
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																							
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																							
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																							
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																							
1千万円以下	50人超	120,000円																																																							
上記以外の法人等		50,000円																																																							
法人税割	不均一課税(再掲)																																																								
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>新税率</th></tr><tr><td>1億円超</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円超</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円以下</td><td>6.6/100</td></tr></table>			資本金等の額	法人税額	新税率	1億円超	—	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																									
資本金等の額	法人税額	新税率																																																							
1億円超	—	8.4/100																																																							
1億円以下	年額500万円超	8.4/100																																																							
1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																																							
		※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																																							
固定資産税																																																									
軽自動車税	種別割	<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>50cc以下(ミニカーを除く)</td><td>年額2,000円</td></tr><tr><td></td><td>50ccを超え90cc以下</td><td>//2,000円</td></tr><tr><td></td><td>90ccを超え125cc以下</td><td>//2,400円</td></tr><tr><td></td><td>ミニカー</td><td>//3,700円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>//2,400円</td></tr><tr><td></td><td>その他(フォークリフト等)</td><td>//5,900円</td></tr><tr><td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td><td></td><td>//6,000円</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td><td>//3,600円</td></tr></table>			原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額2,000円		50ccを超え90cc以下	//2,000円		90ccを超え125cc以下	//2,400円		ミニカー	//3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	//2,400円		その他(フォークリフト等)	//5,900円	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		//6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//3,600円																													
		原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額2,000円																																																					
		50ccを超え90cc以下	//2,000円																																																						
	90ccを超え125cc以下	//2,400円																																																							
	ミニカー	//3,700円																																																							
小型特殊自動車	農耕作業用	//2,400円																																																							
	その他(フォークリフト等)	//5,900円																																																							
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		//6,000円																																																							
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//3,600円																																																							
		<table><tr><th></th><th>H27.3.31以前に 取得した車両</th><th>H27.4.1以後の 新規取得車両</th><th colspan="3">R2.4.1～R3.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</th><th>取得後13 年経過車両</th></tr><tr><th></th><th>本則</th><th>本則</th><th>75%軽課</th><th>50%軽課</th><th>25%軽課</th><th>重課</th></tr><tr><td>3輪のもの(660cc以下)</td><td>年額3,100円</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上の もの (660cc以下)</td><td rowspan="4"><table><tr><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td></tr><tr><td>自家用</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td></tr><tr><td>自家用</td></tr></table></td><td>//5,500円</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>//7,200円</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>//3,000円</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>//4,000円</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td><td>6,000円</td></tr></table>				H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R2.4.1～R3.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課	3輪のもの(660cc以下)	年額3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上の もの (660cc以下)	<table><tr><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td></tr><tr><td>自家用</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td></tr><tr><td>自家用</td></tr></table>	乗用	営業用	自家用	貨物用	営業用	自家用	//5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	//7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	//3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	//4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
	H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R2.4.1～R3.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両																																																			
	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																			
3輪のもの(660cc以下)	年額3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																			
4輪以上の もの (660cc以下)	<table><tr><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td></tr><tr><td>自家用</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td></tr><tr><td>自家用</td></tr></table>	乗用	営業用	自家用	貨物用	営業用	自家用	//5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																												
			乗用	営業用																																																					
		自家用																																																							
		貨物用	営業用																																																						
自家用																																																									
//7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																				
//3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																				
//4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																				
	環境性能割	<table><tr><td>・電気自動車等</td><td>【税率】 非課税</td></tr><tr><td>【自家用乗用車】</td><td>【税率】</td></tr><tr><td>・★★★★且つ2020年度燃費基準+10%達成車</td><td>非課税</td></tr><tr><td>・★★★★且つ2020年度燃費基準達成車</td><td>1%</td></tr><tr><td>・★★★★且つ2015年度燃費基準+10%達成車</td><td>2%</td></tr><tr><td>・上記以外</td><td>2%</td></tr><tr><td>【トラック】</td><td>【税率】</td></tr><tr><td>・★★★★且つ2015年度燃費基準+20%達成車</td><td>1%</td></tr><tr><td>・★★★★且つ2015年度燃費基準+15%達成車</td><td>2%</td></tr><tr><td>・★★★★且つ2015年度燃費基準+10%達成車</td><td>2%</td></tr><tr><td colspan="2">※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車</td></tr><tr><td colspan="2">※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。</td></tr></table>			・電気自動車等	【税率】 非課税	【自家用乗用車】	【税率】	・★★★★且つ2020年度燃費基準+10%達成車	非課税	・★★★★且つ2020年度燃費基準達成車	1%	・★★★★且つ2015年度燃費基準+10%達成車	2%	・上記以外	2%	【トラック】	【税率】	・★★★★且つ2015年度燃費基準+20%達成車	1%	・★★★★且つ2015年度燃費基準+15%達成車	2%	・★★★★且つ2015年度燃費基準+10%達成車	2%	※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車		※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																														
・電気自動車等	【税率】 非課税																																																								
【自家用乗用車】	【税率】																																																								
・★★★★且つ2020年度燃費基準+10%達成車	非課税																																																								
・★★★★且つ2020年度燃費基準達成車	1%																																																								
・★★★★且つ2015年度燃費基準+10%達成車	2%																																																								
・上記以外	2%																																																								
【トラック】	【税率】																																																								
・★★★★且つ2015年度燃費基準+20%達成車	1%																																																								
・★★★★且つ2015年度燃費基準+15%達成車	2%																																																								
・★★★★且つ2015年度燃費基準+10%達成車	2%																																																								
※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車																																																									
※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																																																									
市たばこ税 (1,000本につき)		6,122円(再掲)⇒6,552円(10月1日以後売渡分から)																																																							
特別土地保有税		保有分1.4%取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																							
入湯税		150円(再掲)																																																							
事業所税		資産割1㎡600円 従業者割0.25%(再掲)																																																							
都市計画税		0.2%(再掲)																																																							

税目		年度	令和4年度																																															
市個人 税人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																
法人市民 税	均等割	(再掲) <table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」					資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円														
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																															
50億円超	50人超	3,000,000円																																																
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																
10億円超	50人以下	410,000円																																																
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																
1千万円以下	50人超	120,000円																																																
上記以外の法人等		50,000円																																																
法人税割	不均一課税(再掲) <table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>新税率</th></tr><tr><td>1億円超</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円超</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円以下</td><td>6.6/100</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」					資本金等の額	法人税額	新税率	1億円超	—	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																	
資本金等の額	法人税額	新税率																																																
1億円超	—	8.4/100																																																
1億円以下	年額500万円超	8.4/100																																																
1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																																
固定資産税		1.4%(再掲)																																																
軽自動車 税	種別割	原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額2,000円 50ccを超え90cc以下 //2,000円 90ccを超え125cc以下 //2,400円 ミニカー //3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 //2,400円 その他(フォークリフト等) //5,900円 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) //6,000円 軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) //3,600円 <table><tr><td></td><td>H27.3.31以前に 取得した車両</td><td>H27.4.1以後の 新規取得車両</td><td colspan="2">R3.4.1~R4.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率</td><td>取得後13年 経過車両</td></tr><tr><td></td><td>本則</td><td>本則</td><td>75%軽減</td><td>50%軽減</td><td>25%軽減</td></tr><tr><td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外</td><td>年額3,100円</td><td>3,900円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用</td><td>//3,100円</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">4輪以上の もの (660cc以下)</td><td rowspan="3">乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用</td><td>//5,500円</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>//7,200円</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>—</td></tr><tr><td>//3,000円</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>//4,000円</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>						H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R3.4.1~R4.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率		取得後13年 経過車両		本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額3,100円	3,900円	—	—	—	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	//3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4輪以上の もの (660cc以下)	乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用	//5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	//7,200円	10,800円	2,700円	—	//3,000円	3,800円	1,000円	—		//4,000円	5,000円	1,300円	—	—
		H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R3.4.1~R4.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率		取得後13年 経過車両																																												
	本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減																																													
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額3,100円	3,900円	—	—	—																																													
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	//3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																													
4輪以上の もの (660cc以下)	乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用	//5,500円	6,900円	1,800円	3,500円																																													
		//7,200円	10,800円	2,700円	—																																													
		//3,000円	3,800円	1,000円	—																																													
	//4,000円	5,000円	1,300円	—	—																																													
環境 性能割	・電気自動車等 【税率】 非課税 【自家用乗用車】 ・★★★★且つ2030年度燃費基準75%達成車 ・★★★★且つ2030年度燃費基準60%達成車 ・★★★★且つ2030年度燃費基準55%達成車 ・上記以外 【税率】 非課税 1% 2% 2% 【トラック】 ・★★★★且つ2015年度燃費基準+20%達成車 ・★★★★且つ2015年度燃費基準+15%達成車 ・★★★★且つ2015年度燃費基準+10%達成車 【税率】 1% 2% 2% ※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																																																	
市たばこ税 (1,000本につき)		6,552円																																																
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																
入湯税		150円(再掲)																																																
事業所税		資産割1㎡600円 従業者割0.25%(再掲)																																																
都市計画税		0.2%(再掲)																																																

税目		年度	令和5年度																																																															
市個人税人	均等割		3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																															
	所得割 (総合課税)		6%(再掲)																																																															
法人市民税	均等割		(再掲)																																																															
			<table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」										資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																								
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																															
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																
10億円超	50人以下	410,000円																																																																
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																
上記以外の法人等		50,000円																																																																
法人税割		不均一課税(再掲)																																																																
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>新税率</th></tr><tr><td>1億円超</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円超</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円以下</td><td>6.6/100</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」										資本金等の額	法人税額	新税率	1億円超	—	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																											
資本金等の額	法人税額	新税率																																																																
1億円超	—	8.4/100																																																																
1億円以下	年額500万円超	8.4/100																																																																
1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																																																
固定資産税			1.4%(再掲)																																																															
軽自動車税	種別割		<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>50cc以下(ミニカーを除く)</td><td>年額2,000円</td></tr><tr><td></td><td>50ccを超え90cc以下</td><td>//2,000円</td></tr><tr><td></td><td>90ccを超え125cc以下</td><td>//2,400円</td></tr><tr><td></td><td>ミニカー</td><td>//3,700円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>//2,400円</td></tr><tr><td></td><td>その他(フォークリフト等)</td><td>//5,900円</td></tr><tr><td></td><td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td><td>//6,000円</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td><td>//3,600円</td></tr></table>										原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額2,000円		50ccを超え90cc以下	//2,000円		90ccを超え125cc以下	//2,400円		ミニカー	//3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	//2,400円		その他(フォークリフト等)	//5,900円		2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	//6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//3,600円																														
		原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額2,000円																																																														
		50ccを超え90cc以下	//2,000円																																																															
	90ccを超え125cc以下	//2,400円																																																																
	ミニカー	//3,700円																																																																
小型特殊自動車	農耕作業用	//2,400円																																																																
	その他(フォークリフト等)	//5,900円																																																																
	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	//6,000円																																																																
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//3,600円																																																																
			<table><tr><th></th><th>H27.3.31以前に 取得した車両</th><th>H27.4.1以後の 新規取得車両</th><th colspan="3">R4.4.1～R5.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率</th><th>取得後13年 経過車両</th></tr><tr><th></th><th>本則</th><th>本則</th><th>75%軽減</th><th>50%軽減</th><th>25%軽減</th><th>重課</th></tr><tr><td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外</td><td>年額3,100円</td><td>3,900円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用</td><td>//3,100円</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上の もの (660cc以下)</td><td rowspan="4">乗用{ 営業用 自家用 貨物用{ 自家用</td><td>//5,500円</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>//7,200円</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>//3,000円</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>//4,000円</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td><td>6,000円</td></tr></table>											H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R4.4.1～R5.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13年 経過車両		本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額3,100円	3,900円	—	—	—	4,600円	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	//3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上の もの (660cc以下)	乗用{ 営業用 自家用 貨物用{ 自家用	//5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	//7,200円	10,800円	2,700円	—	—	12,900円	//3,000円	3,800円	1,000円	—	—	4,500円	//4,000円	5,000円	1,300円	—	—	6,000円
	H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R4.4.1～R5.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13年 経過車両																																																												
	本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課																																																												
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額3,100円	3,900円	—	—	—	4,600円																																																												
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	//3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																												
4輪以上の もの (660cc以下)	乗用{ 営業用 自家用 貨物用{ 自家用	//5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																											
		//7,200円	10,800円	2,700円	—	—	12,900円																																																											
		//3,000円	3,800円	1,000円	—	—	4,500円																																																											
		//4,000円	5,000円	1,300円	—	—	6,000円																																																											
	環境性能割		<table><tr><th colspan="2">【税率】</th></tr><tr><td>・電気自動車等</td><td>非課税</td></tr><tr><td colspan="2">(～R5.12)</td></tr><tr><td colspan="2">(R6.1～)</td></tr><tr><td>【自家用乗用車】</td><td>【税率】</td></tr><tr><td>・★★★★且つ2030年度燃費基準75%達成車</td><td>同基準80%達成車</td></tr><tr><td>・★★★★且つ2030年度燃費基準60%達成車</td><td>同基準70%達成車</td></tr><tr><td>・上記以外</td><td>非課税 1% 2%</td></tr><tr><td>【トラック】</td><td>【税率】</td></tr><tr><td>・★★★★且つ2015年度燃費基準120%達成車</td><td>2022年度燃費基準100%達成車</td></tr><tr><td>・★★★★且つ2015年度燃費基準115%達成車</td><td>2022年度燃費基準95%達成車</td></tr><tr><td>・上記以外</td><td>1% 2% 2%</td></tr></table> ※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。										【税率】		・電気自動車等	非課税	(～R5.12)		(R6.1～)		【自家用乗用車】	【税率】	・★★★★且つ2030年度燃費基準75%達成車	同基準80%達成車	・★★★★且つ2030年度燃費基準60%達成車	同基準70%達成車	・上記以外	非課税 1% 2%	【トラック】	【税率】	・★★★★且つ2015年度燃費基準120%達成車	2022年度燃費基準100%達成車	・★★★★且つ2015年度燃費基準115%達成車	2022年度燃費基準95%達成車	・上記以外	1% 2% 2%																														
【税率】																																																																		
・電気自動車等	非課税																																																																	
(～R5.12)																																																																		
(R6.1～)																																																																		
【自家用乗用車】	【税率】																																																																	
・★★★★且つ2030年度燃費基準75%達成車	同基準80%達成車																																																																	
・★★★★且つ2030年度燃費基準60%達成車	同基準70%達成車																																																																	
・上記以外	非課税 1% 2%																																																																	
【トラック】	【税率】																																																																	
・★★★★且つ2015年度燃費基準120%達成車	2022年度燃費基準100%達成車																																																																	
・★★★★且つ2015年度燃費基準115%達成車	2022年度燃費基準95%達成車																																																																	
・上記以外	1% 2% 2%																																																																	
市たばこ税 (1,000本につき)			6,552円(再掲)																																																															
特別土地保有税			保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																															
入湯税			150円(再掲)																																																															
事業所税			資産割1㎡600円 従業者割0.25%(再掲)																																																															
都市計画税			0.2%(再掲)																																																															

税目		年度	令和 6 年度																																							
市個人税人	均 等 割		3,000 円																																							
	所 得 割 (総合課税)		6 % (再掲)																																							
法人市民税	均 等 割	(再掲)																																								
			<table><tr><td>資本金等の額</td><td>市内事業所等 従業者数</td><td>税率(年額)</td></tr><tr><td>50 億円超</td><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超 50 億円以下</td><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円以下</td><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000 円</td></tr></table>										資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50 億円超	50 人超	3,000,000 円	10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円	10 億円超	50 人以下	410,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円	1 千万円以下	50 人超	120,000 円	上記以外の法人等		50,000 円
		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																						
		50 億円超	50 人超	3,000,000 円																																						
		10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円																																						
		10 億円超	50 人以下	410,000 円																																						
		1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円																																						
		1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円																																						
		1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円																																						
		1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円																																						
1 千万円以下	50 人超	120,000 円																																								
上記以外の法人等		50,000 円																																								
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																										
法人税割	不均一課税 (再掲)																																									
		<table><tr><td>資本金等の額</td><td>法人税額</td><td>新税率</td></tr><tr><td>1 億円 超</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>年額 500 万円超</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>年額 500 万円以下</td><td>6.6/100</td></tr></table>									資本金等の額	法人税額	新税率	1 億円 超	—	8.4/100	1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100	1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100																				
	資本金等の額	法人税額	新税率																																							
	1 億円 超	—	8.4/100																																							
1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100																																								
1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100																																								
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																										
固 定 資 産 税		1.4%(再掲)																																								
軽自動車税	種別割	原動機付自転車	50cc 以下 (ミニカーを除く)	年額 2,000 円																																						
			50cc を超え 90cc 以下	// 2,000 円																																						
			90cc を超え 125cc 以下	// 2,400 円																																						
			ミニカー	// 3,700 円																																						
			特定小型原動機付自転車	// 2,000 円																																						
		小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400 円																																						
			その他(フォークリフト等)	// 5,900 円																																						
		2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)	// 6,000 円																																							
		軽自動車	2 輪のもの (125cc を超え 250cc 以下)	// 3,600 円																																						
				H27.3.31 以前に 取得した車両	H27.4.1 以後の 新規取得車両	R5.4.1～R6.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率	取得後 13 年 経過車両																																			
			本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																		
		3 輪のもの (660cc 以下) 乗用・営業用以外	年額 3,100 円	3,900 円	—	—	—	4,600 円																																		
		3 輪のもの (660cc 以下) 乗用・営業用	// 3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円																																		
		乗 用 { 営業用	// 5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円																																		
		4 輪以上 の 物 品 { 乗 用 { 自家用	// 7,200 円	10,800 円	2,700 円	—	—	12,900 円																																		
	乗 用 { 自家用		// 3,000 円	3,800 円	1,000 円	—	—	4,500 円																																		
	貨物用 { 自家用		// 4,000 円	5,000 円	1,300 円	—	—	6,000 円																																		
	環 境 性能割	・電気自動車等	【税率】 非課税																																							
		【自家用乗用車】	【税率】 非課税																																							
		・★★★★ 且つ 2030 年度燃費基準 80%達成車	1%																																							
・★★★★ 且つ 2030 年度燃費基準 70%達成車		2%																																								
・上記以外																																										
【トラック】		【税率】 1%																																								
・★★★★ 且つ 2022 年度燃費基準 100%達成車		2%																																								
・★★★★ 且つ 2022 年度燃費基準 95%達成車		2%																																								
・上記以外																																										
※★★★★＝2018 年排出ガス基準 50%低減達成車又は 2005 年排出ガス基準 75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																																										
市たばこ税 (1,000 本につき)		6,552 円(再掲)																																								
特別土地保有税 入 湯 税		保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)(再掲)																																								
事 業 所 税		150 円(再掲)																																								
		資産割 1 m ² 600 円 従業者割 0.25%(再掲)																																								
都 市 計 画 税		0.2%(再掲)																																								

税目		年度	令和7年度																																																										
市個人税人	均等割	3,000円(再掲)																																																											
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																											
法人市民税	均等割	(再掲)																																																											
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table>								資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																						
		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																									
		50億円超	50人超	3,000,000円																																																									
		10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																									
		10億円超	50人以下	410,000円																																																									
		1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																									
		1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																									
		1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																									
		1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																									
1千万円以下	50人超	120,000円																																																											
上記以外の法人等		50,000円																																																											
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																																													
不均一課税(再掲)																																																													
<table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>新税率</th></tr><tr><td>1億円超</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円超</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円以下</td><td>6.6/100</td></tr></table>								資本金等の額	法人税額	新税率	1億円超	—	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																										
資本金等の額	法人税額	新税率																																																											
1億円超	—	8.4/100																																																											
1億円以下	年額500万円超	8.4/100																																																											
1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																																											
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																																													
固定資産税		1.4%(再掲)																																																											
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) ※新基準原付バイクを含む 年額 2,000円																																																											
		50ccを超え90cc以下 // 2,000円																																																											
		90ccを超え125cc以下 ※新基準原付バイクを含まない // 2,400円																																																											
		ミニカー // 3,700円																																																											
		特定小型原動機付自転車 // 2,000円																																																											
		小型特殊自動車 農耕作業用 // 2,400円																																																											
		その他(フォークリフト等) // 5,900円																																																											
		2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) // 6,000円																																																											
		軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) // 3,600円																																																											
		<table><tr><th></th><th>H27.3.31以前に 取得した車両 本則</th><th>H27.4.1以後の 新規取得車両 本則</th><th colspan="3">R6.4.1～R7.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率</th><th>取得後13年 経過車両 重課</th></tr><tr><th></th><th>年額</th><th></th><th>75%軽減</th><th>50%軽減</th><th>25%軽減</th><th></th></tr><tr><td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用</td><td>// 3,100円</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上のもの (660cc以下)</td><td rowspan="4">{ 乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 自家用</td><td>// 5,500円</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>// 7,200円</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>// 3,000円</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>// 4,000円</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td><td>6,000円</td></tr></table>									H27.3.31以前に 取得した車両 本則	H27.4.1以後の 新規取得車両 本則	R6.4.1～R7.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13年 経過車両 重課		年額		75%軽減	50%軽減	25%軽減		3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	3,100円	3,900円	—	—	—	4,600円	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	// 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上のもの (660cc以下)	{ 乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 自家用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	// 7,200円	10,800円	2,700円	—	—	12,900円	// 3,000円	3,800円	1,000円	—	—	4,500円	// 4,000円	5,000円	1,300円	—
	H27.3.31以前に 取得した車両 本則	H27.4.1以後の 新規取得車両 本則	R6.4.1～R7.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13年 経過車両 重課																																																							
	年額		75%軽減	50%軽減	25%軽減																																																								
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	3,100円	3,900円	—	—	—	4,600円																																																							
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	// 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																							
4輪以上のもの (660cc以下)	{ 乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 自家用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																						
		// 7,200円	10,800円	2,700円	—	—	12,900円																																																						
		// 3,000円	3,800円	1,000円	—	—	4,500円																																																						
		// 4,000円	5,000円	1,300円	—	—	6,000円																																																						
軽自動車税	環境性能割	・電気自動車等 【税率】 非課税																																																											
		【自家用乗用車】 【税率】 ・★★★★ 且つ 2030年度燃費基準80%達成車 非課税 ・★★★★ 且つ 2030年度燃費基準75%達成車 1% ・上記以外 2%																																																											
		【トラック】 【税率】 ・★★★★ 且つ 2022年度燃費基準100%達成車 1% ・★★★★ 且つ 2022年度燃費基準95%達成車 2% ・上記以外 2%																																																											
		※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車																																																											
		※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																																																											
市たばこ税 (1,000本につき)		6,552円(再掲)																																																											
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																											
入湯税		150円(再掲)																																																											
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																											
都市計画税		0.2%(再掲)																																																											

税目		年度	令和 8 年度																																																									
市 個 民 税 人	均 等 割	3,000 円（再掲）																																																										
	所 得 割 （総合課税）	6 %（再掲）																																																										
法 人 市 民 税	均 等 割	（再掲）																																																										
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50 億円超</td><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超 50 億円以下</td><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円以下</td><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000 円</td></tr></table>			資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50 億円超	50 人超	3,000,000 円	10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円	10 億円超	50 人以下	410,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円	1 千万円以下	50 人超	120,000 円	上記以外の法人等		50,000 円																										
		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																								
		50 億円超	50 人超	3,000,000 円																																																								
		10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円																																																								
10 億円超	50 人以下	410,000 円																																																										
1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円																																																										
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円																																																										
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円																																																										
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円																																																										
1 千万円以下	50 人超	120,000 円																																																										
上記以外の法人等		50,000 円																																																										
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																																												
法人税割	不均一課税（再掲）	<table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>新税率</th></tr><tr><td>1 億円 超</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>年額 500 万円超</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>年額 500 万円以下</td><td>6.6/100</td></tr></table>		資本金等の額	法人税額	新税率	1 億円 超	—	8.4/100	1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100	1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100																																													
		資本金等の額	法人税額	新税率																																																								
		1 億円 超	—	8.4/100																																																								
		1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100																																																								
1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100																																																										
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																																												
固 定 資 産 税	1.4%（再掲）																																																											
軽 自 動 車 税	種別割	原動機付自転車 50cc 以下（ミニカーを除く）※新基準原付バイクを含む	年額 2,000 円																																																									
		50cc を超え 90cc 以下	// 2,000 円																																																									
		90cc を超え 125cc 以下 ※新基準原付バイクを含まない	// 2,400 円																																																									
		ミニカー	// 3,700 円																																																									
		特定小型原動機付自転車	// 2,000 円																																																									
		小型特殊自動車 農耕作業用	// 2,400 円																																																									
		その他（フォークリフト等）	// 5,900 円																																																									
		2 輪の小型自動車（250cc を超えるもの）	// 6,000 円																																																									
		軽自動車 2 輪のもの（125cc を超え 250cc 以下）	// 3,600 円																																																									
	<table><tr><th></th><th>H27.3.31 以前に 取得した車両 本則</th><th>H27.4.1 以後の 新規取得車両 本則</th><th colspan="3">R7.4.1～R8.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</th><th>取得後 13 年 経過車両 重課</th></tr><tr><td></td><td>年額</td><td></td><td>75%軽課</td><td>50%軽課</td><td>25%軽課</td><td></td></tr><tr><td>3 輪のもの（660cc 以下）乗用・営業用以外</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td>3 輪のもの（660cc 以下）乗用・営業用</td><td>// 3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>1,000 円</td><td>2,000 円</td><td>—</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="4">4 輪以上 のもの （660cc 以下）</td><td rowspan="4">乗 用 { 貨物用 {</td><td>営業用</td><td>// 5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>1,800 円</td><td>3,500 円</td><td>—</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>2,700 円</td><td>—</td><td>—</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>// 3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>1,000 円</td><td>—</td><td>—</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>1,300 円</td><td>—</td><td>—</td><td>6,000 円</td></tr></table>			H27.3.31 以前に 取得した車両 本則	H27.4.1 以後の 新規取得車両 本則	R7.4.1～R8.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後 13 年 経過車両 重課		年額		75%軽課	50%軽課	25%軽課		3 輪のもの（660cc 以下）乗用・営業用以外	3,100 円	3,900 円	—	—	—	4,600 円	3 輪のもの（660cc 以下）乗用・営業用	// 3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	—	4,600 円	4 輪以上 のもの （660cc 以下）	乗 用 { 貨物用 {	営業用	// 5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	—	8,200 円	自家用	// 7,200 円	10,800 円	2,700 円	—	—	12,900 円	営業用	// 3,000 円	3,800 円	1,000 円	—	—	4,500 円	自家用	// 4,000 円	5,000 円	1,300 円	—	—	6,000 円
		H27.3.31 以前に 取得した車両 本則	H27.4.1 以後の 新規取得車両 本則	R7.4.1～R8.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後 13 年 経過車両 重課																																																					
		年額		75%軽課	50%軽課	25%軽課																																																						
	3 輪のもの（660cc 以下）乗用・営業用以外	3,100 円	3,900 円	—	—	—	4,600 円																																																					
	3 輪のもの（660cc 以下）乗用・営業用	// 3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	—	4,600 円																																																					
4 輪以上 のもの （660cc 以下）	乗 用 { 貨物用 {	営業用	// 5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	—	8,200 円																																																				
		自家用	// 7,200 円	10,800 円	2,700 円	—	—	12,900 円																																																				
		営業用	// 3,000 円	3,800 円	1,000 円	—	—	4,500 円																																																				
		自家用	// 4,000 円	5,000 円	1,300 円	—	—	6,000 円																																																				
環 境 性能割	・電気自動車等		【税率】 非課税																																																									
	【自家用乗用車】		【税率】																																																									
	・★★★★ 且つ 2030 年度燃費基準 80%達成車		非課税																																																									
	・★★★★ 且つ 2030 年度燃費基準 75%達成車		1%																																																									
	・上記以外		2%																																																									
【トラック】		【税率】																																																										
・★★★★ 且つ 2022 年度燃費基準 100%達成車		1%																																																										
・★★★★ 且つ 2022 年度燃費基準 95%達成車		2%																																																										
・上記以外		2%																																																										
※★★★★=2018 年排出ガス基準 50%低減達成車又は 2005 年排出ガス基準 75%以上低減達成車																																																												
※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																																																												
市 民 税	市 民 税	6,552 円（再掲）																																																										
市 民 税	市 民 税	保有分 1.4% 取得分 3%（新規課税を停止）（再掲）																																																										
市 民 税	市 民 税	150 円（再掲）																																																										
市 民 税	市 民 税	資産割 1 m ² 600 円																																																										
市 民 税	市 民 税	従業者割 0.25%（再掲）																																																										
市 民 税	市 民 税	0.2%（再掲）																																																										

2 最近の主な税制改正一覧

【平成26年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	住民税の申告規定の簡素化	公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。	24
	給与所得控除額の上限設定	給与所得控除額について、年収1,500万円以上は、控除額245万円を上限とする。	24
	特定支出控除の範囲の拡大及び基準の緩和	給与所得者の特定支出控除の見直しを以下のとおり行う。 ・弁護士・公認会計士・税理士等の資格取得費、図書費・衣服費・交際費の勤務必要経費を追加する ・適用判定の基準を給与所得控除額から給与所得控除額の2分の1に緩和する。	24
	復興特別所得税の導入に伴う寄附金税額控除の見直し	地方公共団体への「ふるさと寄附金」において、住民税特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を復興特別所得税率の2.1%を乗じた率とし、住民税寄附金税額控除額から復興特別所得税額を除外することにより適用下限額2,000円を維持する。	25
	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の対象者の拡大	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の対象者をその相続人にも拡大する。	25
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	地方法人税創設に伴い平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ2.6%引下げる。（本市採用の不均一課税の税率もそれぞれ2.6%引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 14.7% ⇒ 12.1% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 12.9% ⇒ 10.3%	26
固定資産税・都市計画税	住宅用地及び特定市街化区域農地の負担調整措置の見直し	負担水準が90%以上100%未満の場合に前年度の課税標準額に据え置く「据置特例」を廃止する。	24

【平成26年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
軽自動車税	東日本大震災の復興支援のための被災自動車等の代替軽自動車の非課税措置の延長	東日本大震災により滅失・損壊した自動車等の所有者等が被災自動車等に代わるものとして取得した軽自動車に対する、平成23年度から平成25年度までの非課税措置を2年延長し、平成25年度取得分は平成26年度分の、平成26年度取得分は平成26・27年度分の、平成27年度取得分は平成27・28年度分の軽自動車税を非課税とする。	26

【平成27年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	少額上場株式の譲渡所得及び 配当所得に係る非課税措置の 施行時期の繰り下げ	平成22年改正内容を改正し、証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等について、その譲渡所得・配当所得については、取得後10年間は非課税とする措置を2年繰り下げ、平成26年から平成28年に、非課税口座内で取得した上場株式等を対象とする。(各年100万円分(取得対価)が上限となる)	23
	少額上場株式の譲渡所得及び 配当所得に係る非課税措置 (NISA)の見直し	前記平成23年改正内容を改正し、証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等について、その譲渡所得・配当所得について非課税とする措置を、非課税口座の開設期間を平成26年から平成28年までの3年間を令和5年までの10年間とし、各口座の非課税期間を10年から5年に縮減する。	25
	住宅ローン控除の延長等	住宅ローン控除の適用期限を平成25年12月31日までの入居から平成29年12月31日までの入居まで4年間延長する。 住宅購入時に適用される消費税の税率が引き上げられた場合の住民税控除額は、控除率を5%⇒7%に、限度額を97,500円⇒136,500円に引き上げる。	25
	優良住宅地の造成等のために 土地等を譲渡した場合の長期 譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例(2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との併用不可))の適用期限を平成26年度までから平成29年度までに3年延長する。	26
	一定の要件を満たす耐震改修 住宅の住宅借入金等特別税額 控除の適用の創設	耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、一定の要件を満たす耐震改修工事を行う場合における、住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない者について、所得税から控除しきれない額を、個人住民税から控除することとし、平成26年4月1日以後に既存住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用する。	26

【平成27年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
県 個人市民税	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	確定申告が不要な給与所得者等が平成27年4月1日以後に行うふるさと納税について、寄附先の自治体に申告特例の申請を行うことで、確定申告の手続を要せずに、所得税減税分相当額（申告特例控除額）を併せた額を住民税所得割額から税額控除する申告特例制度を創設する。	27
法人市民税	均等割の税率区分判定等に用いる資本金等の額に係る基準の見直し	均等割の税率区分及び法人税割の税率区分の適用判定に用いる「資本金等の額」の基準を見直し、法人事業税における取扱いと統一する。 ・「資本金等の額」の算定に当たり、無償増減資等の資本の増減に係る調整措置を講ずる。 ・「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は、「資本金＋資本準備金」をもとに税率区分を決定する。	27
固定資産税	公害防止用設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	（i）汚水・廃液処理施設 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は3分の1を参酌し6分の1以上2分の1以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり3分の1） （ii）テトラクロエチン系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり2分の1） （iii）フッ素系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり2分の1）	26
	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	（i）浸水防止計画に基づき設置する浸水防止用設備 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備について、最初の5年間、課税標準の特例割合は3分の2を参酌し、2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める（本市は3分の2） （ii）自然冷媒を利用した業務用冷蔵・冷凍機器（ノンフロン製品） 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得したノンフロン製品について、最初の3年間、課税標準の特例割合は4分の3を参酌し3分の2以上6分の5以下の範囲内で条例で定める（本市は4分の3）	26

【平成27年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年																														
固定資産税	耐震改修を行った既存家屋に係る減額措置	耐震診断及び所管行政庁への結果報告が義務付けられた大規模建築物等の既存家屋について、政府の補助を受けて平成26年4月1日から平成29年3月31日までに耐震基準に適合させる改修工事を行った場合における減額措置の創設。2年間、税額の2分の1を減額（改修工事費の2.5%を限度）	26																														
都市計画税・固定資産税	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	27																														
軽自動車税	原動機付自転車等の税率引上げ	原動機付自転車等の税率を約1.5倍に引き上げる。 <table><tr><td>（車両区分）</td><td>（改正前）</td><td>（改正後）</td></tr><tr><td>・原動機付自転車 50cc 以下</td><td>1,000 円</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>90cc 以下</td><td>1,200 円</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>125cc 以下</td><td>1,600 円</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>2,500 円</td><td>3,700 円</td></tr><tr><td>・2 輪の軽自動車</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（125cc 超 250cc 以下）</td><td>2,400 円</td><td>3,600 円</td></tr><tr><td>・2 輪の小型自動車（250cc 超）</td><td>4,000 円</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td>・小型特殊自動車 農耕作業用</td><td>1,600 円</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>〃 その他（フォークリフト等）</td><td>4,700 円</td><td>5,900 円</td></tr></table> （小型特殊自動車の農耕作業用、その他は条例のみの規定）	（車両区分）	（改正前）	（改正後）	・原動機付自転車 50cc 以下	1,000 円	2,000 円	90cc 以下	1,200 円	2,000 円	125cc 以下	1,600 円	2,400 円	ミニカー	2,500 円	3,700 円	・2 輪の軽自動車			（125cc 超 250cc 以下）	2,400 円	3,600 円	・2 輪の小型自動車（250cc 超）	4,000 円	6,000 円	・小型特殊自動車 農耕作業用	1,600 円	2,400 円	〃 その他（フォークリフト等）	4,700 円	5,900 円	26
	（車両区分）	（改正前）	（改正後）																														
	・原動機付自転車 50cc 以下	1,000 円	2,000 円																														
90cc 以下	1,200 円	2,000 円																															
125cc 以下	1,600 円	2,400 円																															
ミニカー	2,500 円	3,700 円																															
・2 輪の軽自動車																																	
（125cc 超 250cc 以下）	2,400 円	3,600 円																															
・2 輪の小型自動車（250cc 超）	4,000 円	6,000 円																															
・小型特殊自動車 農耕作業用	1,600 円	2,400 円																															
〃 その他（フォークリフト等）	4,700 円	5,900 円																															
原動機付自転車等の税率引上げの適用開始期日の延期	上記の原動機付自転車等の税率引上げの適用開始期日を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する。	27																															
4 輪以上及び3 輪の軽自動車の新規取得車に係る税率の引上げ	新規に取得される（H27.4.1 以後に初めて車両番号の指定を受けた車両から）4 輪以上及び3 輪の軽自動車に係る税率を自家用乗用車は1.5 倍に引き上げ、その他の区分は約1.25 倍に引き上げる。 <table><tr><td>（車両区分）</td><td>（改正前）</td><td>（改正後）</td></tr><tr><td>・3 輪</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td></tr><tr><td>・4 輪以上 乗用</td><td></td><td></td></tr><tr><td>営業用</td><td>5,500 円</td><td>6,900 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td></tr><tr><td>貨物用 営業用</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td></tr></table>	（車両区分）	（改正前）	（改正後）	・3 輪	3,100 円	3,900 円	・4 輪以上 乗用			営業用	5,500 円	6,900 円	自家用	7,200 円	10,800 円	貨物用 営業用	3,000 円	3,800 円	自家用	4,000 円	5,000 円	26										
（車両区分）	（改正前）	（改正後）																															
・3 輪	3,100 円	3,900 円																															
・4 輪以上 乗用																																	
営業用	5,500 円	6,900 円																															
自家用	7,200 円	10,800 円																															
貨物用 営業用	3,000 円	3,800 円																															
自家用	4,000 円	5,000 円																															

【平成28年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	納税環境整備としての猶予制度の見直し	猶予制度について、手続の明確化等の国税と同様の見直しを行う。 ・分割納付の方法や手続における基準等を条例で定めるものとする徴収猶予制度の見直し ・申請による換価猶予制度の創設、分割納付の方法や手続における基準等を条例で定めるものとするなどの換価猶予制度の見直し ・担保を徴する必要のない場合の基準を条例で定めるものとする担保不徴収基準の見直し（本市は猶予金額100万円以下又は猶予期間3月以内）	27
個人市民税・県民税	特定の土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設	個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において、所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得金額から最大で1,000万円を控除する。	21
	年金特別徴収の仮徴収税額と本徴収税額の平準化	公的年金等から差し引かれる特別徴収税額の本徴収分（10・12・2月）と仮徴収分（4・6・8月）との平準化を図るため、仮徴収分の金額を前年度2月分税額と同額から、前年度の年税額の2分の1に変更する。	25
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成27年度までから平成30年度までに3年延長する。	26
	ふるさと納税特例控除額の控除限度額引上げ	平成27年1月1日以後に行うふるさと納税に係る特例控除額の控除限度額を住民税所得割の1割から2割に引き上げる。	27
	最高裁判決を踏まえた延滞金計算期間の見直し	減額更正後に増額更正があった場合の不足税額の徴収においては、当初申告による納付部分については延滞金がかからないこととする。	28
法人市民税	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税制度）の創設	法人が地方公共団体の実施する認定地域再生計画に基づく寄附金活用事業に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合に、法人税割額から一定額の税額控除を受けることができる特定寄附金税額控除制度を創設。平成29年3月31日までの事業年度分については特定寄附金額の15%に相当する額を、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分については特定寄附金額の17.1%に相当する額を法人税割額から控除する。	28

【平成28年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年																																
固定資産税	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	津波防災地域づくりに関する法律に基づく管理協定の対象となった協定避難施設について、特例措置の適用期限を3年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2分の1）	27																																
	減額措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定による登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅について、減額措置の適用期限を2年延長。減額割合は3分の2を参酌し2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり3分の2）	27																																
都市計画税・固定資産税	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	（i）都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は5分の3を参酌し2分の1以上10分の7以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり5分の3） （ii）都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し5分の2以上5分の3以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2分の1）	27																																
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の年数経過車に係る税率の特例の創設	環境への配慮の観点から、最初の車両番号の指定から13年を経過した4輪以上及び3輪の軽自動車に係る税率については、平成28年度分以後重課税率を適用する。 <table><tr><th colspan="2">（車両区分）</th><th colspan="2">（重課税率）</th></tr><tr><td>・ 3輪</td><td></td><td colspan="2">4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="2">・ 4輪以上</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>貨物用</td><td>営業用</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>6,000 円</td></tr></table>	（車両区分）		（重課税率）		・ 3輪		4,600 円		・ 4輪以上	乗用	営業用	8,200 円		自家用	12,900 円		貨物用	営業用	4,500 円		自家用	6,000 円	26										
	（車両区分）		（重課税率）																																
・ 3輪		4,600 円																																	
・ 4輪以上	乗用	営業用	8,200 円																																
		自家用	12,900 円																																
	貨物用	営業用	4,500 円																																
		自家用	6,000 円																																
	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の創設	H27.4.1からH28.3.31の間に新規に取得される（初めて車両番号の指定を受ける）4輪以上及び3輪の軽自動車環境負荷の小さいものに係る平成28年度の税率について、その燃費性能等の区分に応じた軽課税率を適用する。 <table><tr><th colspan="2">（車両区分）</th><th>75%軽減</th><th>50%軽減</th><th>25%軽減</th></tr><tr><td>・ 3輪</td><td></td><td>1,000 円</td><td>2,000 円</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">・ 4輪以上</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>1,800 円</td><td>3,500 円</td><td>5,200 円</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>2,700 円</td><td>5,400 円</td><td>8,100 円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>貨物用</td><td>営業用</td><td>1,000 円</td><td>1,900 円</td><td>2,900 円</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>1,300 円</td><td>2,500 円</td><td>3,800 円</td></tr></table>	（車両区分）		75%軽減	50%軽減	25%軽減	・ 3輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	・ 4輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円		貨物用	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円	27
（車両区分）		75%軽減	50%軽減	25%軽減																															
・ 3輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円																															
・ 4輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円																														
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円																														
	貨物用	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円																														
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円																														

【平成28年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市 た ば こ 税	旧3級品の紙巻たばこに係る 税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成28年度（第1段階） 1,000本当たり2,495円（特例税率）⇒2,925円	27

【平成29年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	公社債等と株式等の所得課税の一体化	公社債等を特定公社債等と一般公社債等に、株式等を上場株式等と一般株式等に区分する。 特定公社債等と一般公社債等の譲渡所得は、非課税から申告分離課税とする。 特定公社債等の利子所得・譲渡所得は上場株式等の配当所得・譲渡所得と損益通算・繰越控除を可能とする。	25
	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,200万円以上は、控除額230万円を上限とする。	26
	国外居住扶養親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化	日本国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合における親族関係書類及び送金関係書類の添付又は提示を義務付ける。	27
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設	相続から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売却した場合には、譲渡益から3,000万円を控除する特別控除の特例を創設。	28
固定資産税	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を平成28年3月31日から平成30年3月31日まで2年延長する。	28
	中小事業者等が取得する経営力向上設備等に係る課税標準特例措置の創設	中小事業者等が中小企業等経営強化法の規定による認定経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置については、最初の3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	28
	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づく津波対策用償却資産について、特例措置の適用期限を4年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2分の1）	28
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく発電設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	(i) 太陽光発電設備・風力発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は3分の2を参酌し2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり3分の2） (ii) 水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は参酌基準の2分の1）	28

【平成29年度適用（つづき）】

固定資産税・都市計画税	勧告遊休農地に係る課税の強化	農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地については、その評価において、農地売買の特殊性を考慮して正常売買価格に修正率を乗じる農地の特例措置を適用しないこととする。	28
	農地中間管理事業のための賃借権等を設定した農地に係る課税標準特例措置の創設	農地中間管理機構に対して貸し付けた農地のうち一定の要件に該当するものについては、最初の3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	28
	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	都市再生特別措置法の立地適正化計画に基づき認定誘導事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は5分の4を参酌し10分の7以上10分の9以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり5分の4）	28
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	平成28年度におけるグリーン化特例による軽課制度の適用期限を延長し、H28.4.1からH29.3.31の間に新規に取得される（初めて車両番号の指定を受ける）4輪以上及び3輪の軽自動車環境負荷の小さいものに係る平成29年度の税率について、その燃費性能等の区分に応じた軽課税率を適用する。	28
	不正認定による軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設	軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合においては、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不足額（軽減税額）を賦課・徴収することができる特例を創設。（不足額に10%を加重）	29
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成29年度（第2段階） 1,000本当たり2,925円⇒3,355円	27

【平成30年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,000万円以上は、控除額220万円を上限とする。	26
	医療費控除の特例の創設	健康維持増進への一定の取組みを行っている場合において、通常の医療費控除制度との選択性により、特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）の購入費用のうち12,000円を超える部分について所得控除の適用を受けることができる特例を創設。	28
	医療費控除の添付書類の見直し	医療費控除又は医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）の適用を受ける場合、医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付（提示）に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を添付しなければならないこととする。	29
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可））の適用期限を平成29年度までから令和2年度までに3年延長する。	29
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用要件の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、燃費性能等の区分に応じた適用要件を厳格化する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成30年度分及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成31年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	29
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成30年度（第3段階） 1,000本当たり3,355円⇒4,000円	27
	紙巻たばこに係る税率の引上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 平成30年度（第1段階：10月1日以後売渡分から） 1,000本当たり5,262円⇒5,692円	30

【平成30年度適用（つづき）】

市たばこ税	加熱式たばこの課税方式の見直し	喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を創設するとともに、平成30年10月1日以後売渡分から、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方式を、「重量」のみによる換算方式から、「重量」と「価格」による換算方式へ移行する。 ※激変緩和措置として、換算方式の移行は、見直し後の換算方式による紙巻たばこ本数への換算率を1年につき5分の1ずつ増加させていく方法により、5年間かけて段階的に行う。	30
固定資産税	特定耐震基準適合住宅・特定熱損失防止改修住宅に係る減額措置の創設	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に耐震改修又は熱損失防止改修に併せて耐久性向上改修工事を行うことにより、改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る減額措置の創設。改修工事が完了した年の翌年度分の税額の3分の2に相当する額を減額。	29
	課税標準特例措置における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産について、課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2分の1）	29
固定資産税・都市計画税	居住用超高層建築物に対する課税の見直し	居住用超高層建築物に係る税額を各区分所有者に按分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積については、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率により補正する。	29
	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	(i) 市民緑地の用に供する土地 平成29年6月15日（都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日）から平成31年3月31日までの間に都市緑地法に基づき設置する市民緑地の用に供する土地について、最初の3年度間における課税標準特例措置を創設し特例割合は2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める。（本市は2/3） (ii) 特定事業所内保育施設 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府による企業主導型保育事業運営費の補助を受けて行う事業所内保育事業の施設の用に供する固定資産について、最初の5年度間における課税標準特例措置を創設し課税標準の特例割合は2分の1を参酌し、3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は3分の1）	29
	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	30

【平成31年度（令和元年度）適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を平成29年12月31日までの入居から令和元年6月30日までの入居まで1年半延長する。	27
	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	納税義務者本人に係る所得制限を導入・強化（合計所得金額900万円超から控除額通減・1,000万円超で適用除外）するとともに、配偶者特別控除の適用対象となる配偶者の合計所得金額の上限を76万円未満から123万円以下に引上げ。	29
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成30年度までから令和3年度までに3年延長する。	29
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ3.7%引下げる。（地方法人税の税率引上げによる国税化相当分の引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 12.1% ⇒ 8.4% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 10.3% ⇒ 6.6%	28
軽自動車税	環境性能割の創設	三輪以上の軽自動車の取得者に対して、環境への負荷の低減に資する程度に応じて課税する「環境性能割」を創設するとともに、4月1日現在の所有者に対して車両の種別等の区分に応じて課税する従来の軽自動車税を「種別割」として税区分を整理。	28
	環境性能割の臨時的軽減措置の実施	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間において取得する自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置を実施。	31 (元)
	不正認定による環境性能割軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設	環境性能割の軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合においては、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不足額を賦課・徴収することができる特例を創設。（不足額に10%を加重）	31 (元)
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成31年度（第4段階：4月1日以後売渡分から） 1,000本当たり4,000円⇒5,262円（本則税率）	27

【平成31年度（令和元年度）適用（つづき）】

市 たばこ 税	旧3級品の紙巻たばこに係る 税率特例の廃止に伴う本則税率への 引き上げ時期の延期	上記の旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の 廃止・特例減税分の縮小による本則税率への引き 上げ時期を、平成31年4月1日から同年10月1 日に6月延期し、次のとおり本則税率へ引き上げ るものとする。 平成31年度(第4段階：10月1日以後売渡分から) 1,000本当たり4,000円⇒5,692円(本則税率)	30
固定 資産 税	新築住宅に係る税額の2分の1 減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用 期限を平成30年3月31日から令和2年3月3 1日まで2年延長する。	30
	先端設備等に係る課税標準特 例措置の創設	平成30年6月6日から令和3年3月31日ま での間に生産性向上特別措置法に基づく認定先端 設備等導入計画に従って中小事業者等が取得した 先端設備等について、最初の3年間における課税 標準特例措置を創設し、特例割合は、0以上2分 の1以下の範囲内で条例で定める。(本市は0)	30
	河川法に基づく高規格堤防の 整備事業による代替家屋に係 る減額措置の創設	河川法に基づく高規格堤防整備事業の用に供す るために使用された土地に建築されていた家屋 について移転補償金を受けた者が、平成31年4 月1日から令和4年3月31日までの間に、同土 地上に代替家屋を取得した場合に係る減額措置を 創設。代替家屋を取得した年の翌年度から5年間、 税額の3分の1又は3分の2を減額	31 (元)
都市計 画税 ・ 固定 資産 税	利便性等向上改修工事が行わ れた改修実演芸術公演施設に 係る減額措置の創設	平成30年4月1日から令和2年3月31日ま での間に利便性等向上改修工事が行われた劇場等 の実演芸術公演施設のうち、建築物移動等円滑化 誘導基準に適合するものに係る減額措置を創設。 2年間、税額の3分の1を減額(改修工事費の6 0分の1を限度)	30

【令和２年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（つみたてＮＩＳＡ）を創設。（年間投資上限額４０万円・非課税期間２０年）	２９
	住宅ローン控除の控除期間の特例の創設	令和元年１０月１日から令和２年１２月３１日までの間に、消費税率１０％により住宅を取得・入居した場合については控除期間を現行の最長１０年から最長１３年とする特例を創設。	３１ (元)
	ふるさと納税の対象となる地方団体への寄附の見直し	令和元年６月１日以後に行う地方団体への寄附については、国が基準に適合するものとして指定した地方団体に対する寄附のみに対してふるさと納税による特例控除分の寄附金税額控除を適用。	３１ (元)
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の延長	相続から３年を経過する日の属する年の１２月３１日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売却した場合には、譲渡益から３,０００万円を控除する特別控除の特例の適用対象となる譲渡の期間を令和５年１２月３１日まで４年間延長。	３１ (元)
	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用による譲渡所得に係る特別控除の創設	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用があった場合において、収用交換等の場合の譲渡所得について５,０００万円特別控除を適用。	３１ (元)
軽自動車税	４輪以上及び３輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例による軽課制度について、適用期限を２年延長し、平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新規取得する車両に係る令和２年度分及び令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に新規取得する車両に係る令和３年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	３１ (元)
	環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限延長	自家用乗用車に係る環境性能割の税率を１％分軽減する措置について、適用期限を令数２年９月３０日から令和３年３月３１日まで６月延長する	２
市民税法人	特定法人に係る電子申告義務化	資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人等（特定法人）が行う令数２年４月１日以後開始事業年度分の申告について、電子申告を義務化	３０

【令和2年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	紙巻たばこに係る税率の引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 令和2年度(第2段階:10月1日以後売渡分から)1,000本当たり5,692円⇒6,122円	30
	軽量の葉巻たばこに係る課税方式の見直し	1本当たりの葉巻たばこの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉巻たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。 ・令和2年度(第1段階:10月1日以後売渡分から)葉巻たばこの重量0.7グラム未満の葉巻たばこ1本⇒紙巻たばこ0.7本に換算	2
固定資産税	所有者死亡による相続登記がなされていない土地又は家屋の現所有者による申告制度の創設	登記簿上の所有者が死亡した土地又は家屋について、相続登記がされるまでの間に現に土地等を所有している相続人等に対し、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日以後の条例で定める日までに氏名・住所等必要な事項を申告させることができる制度を創設（本市は3月を経過した日までに申告）	2
	中小事業者等が取得する先端設備等（事業用家屋・構築物）に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に中小事業者等が生産性向上特別措置法の認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は、0以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。（本市は0）	2
都市計画税・固定資産税	浸水被害軽減地区内の土地に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に水防法の規定により浸水被害軽減地域内に指定された地域内の土地について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。（本市は3分の2）	2

【令和3年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	期限延長に伴う延滞金割合等の見直し	法人税確定申告書の提出期限延長の特例を受けた法人による法人市民税の申告納付に係る延滞金の割合及び徴収猶予の場合の延滞金の割合並びに還付加算金の割合を0.5%引下げ	2
個人市民税・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を令和元年6月30日までの入居から令和3年12月31日までの入居まで2年半延長する。	28
	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替	給与所得控除及び公的年金等控除の控除額をそれぞれ10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げることにより控除額を振替	30
	非課税措置の適用判定等に用いる所得金額要件の引上げ	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替に伴い、障害者、未成年者、寡婦・寡夫に係る非課税措置の適用判定に用いる前年合計所得金額要件を125万円から135万円に10万円引き上げるとともに、均等割・所得割の非課税限度額を10万円引き上げる。	30
	基礎控除・調整控除における所得制限の導入	基礎控除について、前年合計所得金額が2,400万円を超える場合は所得金額の区分に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入 調整控除について、前年合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入	30
	給与所得控除の控除上限の引下げ	控除上限額を適用する給与収入の額を1,000万円超から850万円超に引き下げるとともに、控除上限額を220万円から195万円に引き下げる。	30
	公的年金等控除の控除上限の創設	公的年金等収入の額が1,000万円超の場合は控除額195万5千円を上限とする。	30
	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が一定額を超える場合における公的年金等控除額の引下げ	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は控除額を10万円引き下げ、2,000万円を超える場合は控除額を20万円引き下げる。	30
	未婚のひとり親に係る非課税措置の創設	婚姻によらないで生まれた子どもを持つ児童扶養手当の受給者である未婚のひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である者に係る非課税措置を創設	31 (元)

【令和3年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	未婚のひとり親に対する税制上の措置としての非課税措置の見直し	未婚のひとり親も適用対象とする「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直しに伴い、非課税措置の適用対象者の区分を「寡婦・寡夫」から「寡婦・ひとり親」に改める。なお、この見直しに伴い、平成31年度税制改正により創設された未婚のひとり親に係る非課税措置は廃止	2
	未婚のひとり親に対する税制上の措置としての「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直し	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない合計所得金額500万円以下の単身者で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有するものに適用される「ひとり親控除」を創設し、「寡婦・寡夫」による所得控除の区分を「寡婦・ひとり親」に改める。	2
	非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたて NISA）の勘定設定期間の延長	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（つみたて NISA）の勘定設定期間を令和19年12月31日までから令和24年12月31日までに5年延長する。	2
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可））の適用期限を令和2年度までから令和5年度までに3年延長する。	2
	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	所有期間が5年を超える低未利用土地等を譲渡価格の総額が500万円以下であること等の一定の要件により譲渡した場合において、長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特別控除を創設	2
	イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者に係る寄附金控除の特例制度の創設	文部科学大臣が指定する行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権のうち、市の条例で定めるものを放棄した場合について、放棄した払戻請求権相当額を寄附金支出額とみなして寄附金税額控除の規定を適用する特例を創設	2
	退職所得課税の適正化のための見直し	令和4年1月1日以降に受取る退職金に関して、勤続年数5年以下の法人役員等以外の者については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする。	3

【令和3年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	紙巻たばこに係る税率の引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 令和3年度(第3段階:10月1日以後売渡分から)1,000本当たり6,122円⇒6,552円	30
	軽量の葉巻たばこに係る課税方式の見直し	1本当たりの葉たばこの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。 ・令和3年度(第2段階:10月1日以後売渡分から)葉たばこの重量1グラム未満の葉巻たばこ1本⇒紙巻たばこ1本に換算	2
固定資産税	使用者に対するみなし課税制度の拡充	一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合についても、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとするみなし課税制度の拡充	2
	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を令和2年3月31日から令和4年3月31日まで2年延長する。	2
	雨水貯留浸透施設に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日から令和6年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法・下水道法の認定計画に基づき特定都市河川流域に設置する雨水貯留浸透施設について、課税標準特例措置を創設し、特例割合は3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で条例で定める(本市は、3分の1)	3
都市計画税・固定資産税	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	3
	令和3年度限りの負担軽減措置の創設	負担調整措置により課税標準額が増加する土地については、令和3年度に限り、課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く特別な措置を創設	3
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減措置の税率適用区分の厳格化による見直し及び適用期限延長	自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置について、令和12年度基準エネルギー消費効率の達成程度に基づく税率適用区分の厳格化による見直しを行った上で、適用期限を令和3年3月31日から令和3年12月31日まで9月延長する。	3

【令和4年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	住宅ローン控除制度の控除期間等の特例における適用要件の弾力化の措置	令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から最長13年とする控除期間等の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅への入居が遅れる場合には、適用要件である住宅への入居期限を令和3年12月31日までとする。	2
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を令和3年度までから令和6年度までに3年延長する。	2
	住宅ローン控除制度の特例措置における適用期限の延長及び面積要件の緩和	消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から最長13年とする控除期間等の特例について、適用要件である住宅への入居期限を令和4年12月31日まで延長する。 また、延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象に加える。	3
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、適用対象車両を電気軽自動車及び天然ガス軽自動車である自家用乗用車に限定する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	31 (元)
	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、令和元年度税制改正において、令和4・5年度分も適用継続が予定されていた電気軽自動車・天然ガス軽自動車について適用対象車両を拡大するとともに、令和3年度課税をもって廃止が予定されていたガソリン車についても基準の切替による適用要件厳格化等を伴う見直しを行った上で、適用期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	3

【令和4年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	公害防止用設備（下水道除害施設）に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の縮減及び延長	下水道除害施設に係る課税標準特例措置について、その適用対象を新たに下水道の排水区域となったことにより除害施設を設置した既存事業者に限定するとともに、課税標準の特例割合の縮減（本市は4分の3から5分の4に改正）を行うほか、適用期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日まで2年延長する。	4
都市計画税・固定資産税	令和4年度限りの負担軽減措置の創設	令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額）とする措置を創設	4

【令和5年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）及び未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）に係る年齢制限の引下げ	居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げ、未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年1月1日において18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げる。	31 (元)
	医療費控除の特例制度（セルフメディケーション税制）の適用期限延長及び対象となる医薬品の範囲等の見直し	セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を令和4年度までから令和9年度課税まで5年延長する。	3
	住宅ローン控除制度の延長	住宅ローン控除制度の適用期限を令和3年12月31日までの入居から令和7年12月31日までの入居に4年延長するとともに、その最長適用年度を令和15年度から令和20年度に5年延長する。	4
都市計画税・固定資産税	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。（本市は4分の3）	4

【令和6年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	森林環境税(国税)の創設	市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための国税として、個人市・県民税均等割と併せて市町村が賦課徴収を行う森林環境税(年税額1,000円)を創設。	31 (元)
	日本国外の居住親族に係る扶養控除の見直し	日本国外に居住する親族に係る扶養控除について、年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留学により非居住者となった者23、②障害者、③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者については適用対象外とする。	2
	未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)の終了	令和5年12月31日の期限をもって延長せず終了とし、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことを可能とする。	2
	NISAの改組による特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新・NISA)の創設	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、令和5年12月31日の勘定設定期間満了をもって制度を改組し、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新・NISA)を創設	2
	日本国外の居住親族に係る個人市・県民税の均等割・所得割非課税限度額の算定の基礎となる範囲の見直し	扶養控除の対象外となる日本国外に居住する親族(年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留学により非居住者となった者、②障害者、③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者)については、個人市・県民税の均等割・所得割非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲からも同様に適用対象外とする。	3
	上場株式等の配当所得等に係る所得税及び個人市・県民税における課税方式の一致	上場株式等の配当所得等について、所得税及び個人市・県民税の課税方式を一致する。	4
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例(2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との併用不可))の適用期限を令和5年度までから令和8年度までに3年延長する。	5

【令和6年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	定額減税（特別税額控除）の実施	令和6年度分（一部令和7年度分）の所得割額について、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき10,000円（うち市民税分6,000円）を控除する。	6
	令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例	令和6年能登半島地震災害による住宅や家財等に係る損失の雑損控除を、納税義務者の選択により、令和6年度分の個人市・県民税での適用を可能とする。（繰越可能期間5年）。	6
固定資産税	大規模の修繕等が行われたマンションに係る減額措置の創設	一定の要件を満たすマンションで、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったものに係る減額措置の創設。修繕工事が完了した年の翌年度分の家屋に係る税額の3分の1に相当する額を減額する。	5
	一定規模の特定バイオマス発電設備に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、出力1万キロワット以上2万キロワット未満の特定バイオマス発電設備に係る課税標準特例措置を創設し、特例割合は7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲内で条例で定める。（本市は7分の6）	6
	新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直し	マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる新築の認定長期優良住宅については、その区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用することができることとするもの	6
固定資産税・都市計画税	固定資産課税台帳の記載事項の証明書等における住所表示の見直し	固定資産課税台帳の記載事項の証明書等において、登記所に対し現住所の秘匿措置の申し出を行った者の住所については、当該住所に代わる事項を記載した証明書の交付等をする。	4
	一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の固定資産に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の固定資産について、最初の5年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は2分の1）	6
	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	6

【令和6年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例による軽課制度について、適用期限を3年延長し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和6年度分、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和7年度分及び令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和8年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	5
	不正認定による軽減税率適用車両に係る納付不足額の加算割合の改定	軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合において、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして賦課・徴収するときの納付不足額（適用税率区分の変更に伴う税額増額分）への加算割合を、「10%」から「35%」に引き上げる。	5
	特定小型原動機付自転車に係る車両区分の創設	道路交通法の一部改正による特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の区分創設に伴い、その種別割に係る税率を年額2,000円と定める。	5

【令和7年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を令和6年度までから令和9年度までに3年延長する。	5
	定額減税（特別税額控除）の実施	令和7年度分の所得割額について、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する納税義務者に関し10,000円（うち市民税分6,000円）を控除する。	6
	子育て世帯等に係る住宅ローン控除制度の拡充	18歳以下の扶養親族を有する者又は本人若しくは配偶者のいずれかが39歳以下の者が、認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合の控除対象借入限度額を上乗せするとともに、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り床面積要件を40㎡以上とする緩和措置について、同年までに建築確認済みの新築住宅を対象とする（1年延長）。	6
軽自動車税	二輪車の車両区分の見直し	総排気量125cc以下で最高出力4.0kW（50cc相当）以下に制御した原動機付自転車（＝新基準原付）に係る税率を年額2,000円と定める。	7
固定資産税	大規模修繕等が行われたマンションに係る減額措置の申告手続きの見直し	マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用する。 ＜工事実施期間の要件＞ 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで ※2年延長（地方税法の一部改正）	7
固定資産税・都市計画税	課税標準特例措置の見直し	固定資産税・都市計画税の課税標準特例措置の見直し（廃止）に伴うわがまち特例の特例割合に係る規定中の地方税法の引用条項の移動に伴う改正。 ＜廃止されたもの＞ ・福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に基づき一定の事業の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準特例措置（旧法附則第15条第33項）	7

【令和8年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備	扶養控除等における所得要件の引上げ（改正前：48万円以下→改正後：58万円（給与収入123万円）以下）に合わせて、大学生年代の子等に係る新たな控除として、特定親族特別控除を創設し、子等の所得に応じて控除額を逡減させる仕組みを設ける。	7
市たばこ税	加熱式たばこの課税方式の見直し	加熱式たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこへの換算方式を、現行の「重量」と「価格」による換算方式から「重量」による換算方式とするほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとするもの ※激変緩和措置として、2段階で課税方式を見直し ・現 行 ：現行の換算本数 × 1.0 ・R8.4.1～ ：現行の換算本数 × 0.5 +改正後の換算本数 × 0.5 ・R8.10.1～：改正後の換算本数 × 1.0	7

3 個人市民税・県民税の所得控除等の変遷

年度		平成26年度	
区分			
収入 額 よ り 控 除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～14,999,999円 15,000,000円～	0円 給与収入金額－650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－540,000円 給与収入金額×90%－1,200,000円 給与収入金額×95%－1,700,000円 給与収入金額－2,450,000円 ※H24改正で1,500万円以上は控除額は245万円が上限
	青色専従者給与	支払った金額	※事業専従者は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除から除く。
	白色専従者給与	事業専従者1人につき次の①②のいずれか少ない金額 ①50万円(※配偶者86万円) ②事業所得÷(事業専従者の人数+1)	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	1円～1,200,000円 1,200,001円～3,299,999円 3,300,000円～4,099,999円 4,100,000円～7,699,999円 7,700,000円～
		前年12月31日現在 65歳未満の者	0円 公的年金等収入金額－1,200,000円 公的年金等収入金額×75%－ 375,000円 公的年金等収入金額×85%－ 785,000円 公的年金等収入金額×95%－1,555,500円
	雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等の補てん額)－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額－5万円	
	医療費控除	本人及び本人と生計を一にする親族のため前年中に支払った医療費 (医療費の支払額－保険等の補てん額)－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円	
	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、国民年金、雇用保険、厚生年金等)の支払額全額	
	小規模企業共済等 掛金控除	前年中に支払った第1種小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額	
	生命保険料控除	(旧契約)平成23年12月31日以前の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1円～15,000円 支払保険料の全額 15,001円～40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 40,001円～70,000円 支払保険料×0.25+17,500円 70,001円～ 35,000円 (新契約)平成24年1月1日以降の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料に加えて、新たに介護医療保険料が控除の対象となる。 1円～12,000円 支払保険料の全額 12,001円～32,000円 支払保険料×0.5+6,000円 32,001円～56,000円 支払保険料×0.25+14,000円 56,001円～ 28,000円 ※新旧両契約の一般生命保険、個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれの上限は28,000円となる。	※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の合計額 ※限度額 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円 合計70,000円
所 得 控 除	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料 50,000円以下 支払い保険料×0.5 50,000円超 25,000円 ※限度額25,000円 保険期間が10年以上で保険期間満了後に満期返戻金がある損害保険料(長期契約) 1円～ 5,000円 支払保険料の全額 5,001円～15,000円 支払保険料×0.5+2,500円 15,001円～ 10,000円(最高限度額) ※経過措置として、平成18年末までに結んだ長期の損害保険契約については従来の損害保険料控除を適用。 この場合、地震保険料控除と損害保険料控除を合計して25,000円を限度額とする。	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 同居特別障害者加算新設(扶養控除への加算から変更)	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	①老年者でなく、夫と死別又は離婚後再婚していない人や夫の生死が不明で、扶養親族や生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子のある人 26万円 ②老年者でなく、夫と死別後再婚していない人や夫の生死が不明で、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円 ③①に該当する人で、扶養親族である子を有し、かつ、前年合計所得金額が500万円以下の人 30万円(特別寡婦)	
	寡夫控除	老年者でなく、妻と死別又は離婚後再婚していない人や妻の生死が不明で、生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子があり、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円	
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が65万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下である人 26万円	
	配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者で前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 老人(70歳以上) 38万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算	
	配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合、配偶者の所得金額に応じて、最大33万円を控除(配偶者の所得が、38万円を超えて76万円未満に限る。) ※配偶者控除と重複して適用されない。	
	扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算	
障 害 者 ・ 寡 婦 (夫) ・ 未 成 年 の 非 課 税 判 断	基礎控除	33万円	
	障害者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断	同 左	

年度		平成27年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断		同 左	

年度		平成28年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断		同 左	

年度		平成29年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～650,999円	0円
		651,000円～1,618,999円	給与収入金額－650,000円
		1,619,000円～1,619,999円	969,000円
		1,620,000円～1,621,999円	970,000円
		1,622,000円～1,623,999円	972,000円
		1,624,000円～1,627,999円	974,000円
		1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60%
		1,800,000円～3,599,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－180,000円
		3,600,000円～6,599,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－540,000円
		6,600,000円～9,999,999円	給与収入金額×90%－1,200,000円
10,000,000円～11,999,999円	給与収入金額×95%－1,700,000円		
12,000,000円～	給与収入金額－2,300,000円	※1,200万円以上は控除額230万円が上限	
青色専従者給与	同 左		
白色専従者給与	同 左		
所得控除	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左
	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
配偶者特別控除	同 左		
扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断		同 左	

年度		平成30年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 0円 651,000円～1,618,999円 給与収入金額－650,000円 1,619,000円～1,619,999円 969,000円 1,620,000円～1,621,999円 970,000円 1,622,000円～1,623,999円 972,000円 1,624,000円～1,627,999円 974,000円 1,628,000円～1,799,999円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 1,800,000円～3,599,999円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－180,000円 3,600,000円～6,599,999円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－540,000円 6,600,000円～9,999,999円 給与収入金額×90%－1,200,000円 10,000,000円～ 給与収入金額－2,200,000円 ※1,000万円以上は控除額220万円が上限	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	(医療費控除) 本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費 (医療費の支払額－保険金等で補填される金額)－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円 (医療費控除の特例：スイッチOTC薬控除) 本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費 (支払ったスイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補填される金額)－12,000円 ※限度額88,000円 ※医療費控除と医療費控除の特例の重複適用不可 ※医療費控除の特例は平成30年度申告分から平成34年度申告分までの適用	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断		同 左	

年度		平成 3 1 (令和元) 年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者	同 左
		前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者	同 左
	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
		—	
	寄附金控除	同 左	
	障害者控除	—	
	老年者控除	同 左	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする前年合計所得金額 38 万円以下の配偶者を有する納税義務者で、 前年合計所得金額が[※] 1,000 万円以下である場合 (900 万円超の場合には控除額の通減有) 、下記金額を控除。 【900 万円以下】 33 (38) 万円 【900 万円超～950 万円以下】 22 (26) 万円、【950 万円超～1,000 万円以下】 11(13)万円 ※ () は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23 万円を加算	
	配偶者特別控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が 1,000 万円以下である場合 (900 万円超の場合には控除額の通減有) 、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大 33 万円を控除(配偶者の所得が、38 万円を超えて 123 万円以下 に限る) ※配偶者控除と重複して適用されない	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断		同 左	

年度		令和2年度	
区分			
収入 額 よ り 控 除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左
	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
		—	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断		同 左	

年度		令和3年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 550,999円 551,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～8,499,999円 8,500,000円～	0円 給与収入金額－550,000円 1,069,000円 1,070,000円 1,072,000円 1,074,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60%+100,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－ 80,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－440,000円 給与収入金額×90%－1,100,000円 給与収入金額－1,950,000円 ※850万円以上は控除額195万円が [※] 上限
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年	1円～ 1,100,000円 1,100,001円～ 3,299,999円 3,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
		12月31日現在65歳以上の者	0円 公的年金等収入金額－1,100,000円 公的年金等収入金額×75%－ 275,000円 公的年金等収入金額×85%－ 685,000円 公的年金等収入金額×95%－1,455,000円 公的年金等収入金額－1,955,000円 ※1,000万円以上は控除額195万5千円が [※] 上限
		前年12月31日現在65歳未満の者	1円～ 1,000,000円 1,000,001円～ 3,299,999円 3,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
		前年12月31日現在65歳未満の者	0円 公的年金等収入金額－1,000,000円 公的年金等収入金額×75%－ 175,000円 公的年金等収入金額×85%－ 585,000円 公的年金等収入金額×95%－1,355,000円 公的年金等収入金額－1,855,000円 ※1,000万円以上は控除額185万5千円が [※] 上限
		前年12月31日現在65歳未満の者	1円～ 900,000円 900,001円～ 3,299,999円 3,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
		前年12月31日現在65歳未満の者	0円 公的年金等収入金額－ 900,000円 公的年金等収入金額×75%－ 75,000円 公的年金等収入金額×85%－ 485,000円 公的年金等収入金額×95%－1,255,000円 公的年金等収入金額－1,755,000円 ※1,000万円以上は控除額175万5千円が [※] 上限
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在65歳未満の者	1円～ 600,000円 600,001円～ 1,299,999円 1,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
		前年12月31日現在65歳未満の者	0円 公的年金等収入金額－ 600,000円 公的年金等収入金額×75%－ 275,000円 公的年金等収入金額×85%－ 685,000円 公的年金等収入金額×95%－1,455,000円 公的年金等収入金額－1,955,000円 ※1,000万円以上は控除額195万5千円が [※] 上限
		前年12月31日現在65歳未満の者	1円～ 500,000円 500,001円～ 1,299,999円 1,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
		前年12月31日現在65歳未満の者	0円 公的年金等収入金額－ 500,000円 公的年金等収入金額×75%－ 175,000円 公的年金等収入金額×85%－ 585,000円 公的年金等収入金額×95%－1,355,000円 公的年金等収入金額－1,855,000円 ※1,000万円以上は控除額185万5千円が [※] 上限
		前年12月31日現在65歳未満の者	1円～ 400,000円 400,001円～ 1,299,999円 1,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
		前年12月31日現在65歳未満の者	0円 公的年金等収入金額－ 400,000円 公的年金等収入金額×75%－ 75,000円 公的年金等収入金額×85%－ 485,000円 公的年金等収入金額×95%－1,255,000円 公的年金等収入金額－1,755,000円 ※1,000万円以上は控除額175万5千円が [※] 上限

総所得金額の計算時に控除	所得金額調整控除	・前年の給与収入金額が[※]850万円を超える所得割の納税義務者で、以下のいずれかに該当する者 ①年齢23歳未満の扶養親族を有する、②本人が特別障害者に該当する、③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する 【控除額】給与収入金額（1,000万円を超える場合には、1,000万円）－850万円×10％ ・前年に給与収入と公的年金等収入がある者で、それらの収入に係る給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が[※]10万円を超える所得割の納税義務者 【控除額】給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には10万円）＋ 公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には10万円）－10万円
	雑損控除	同 左
所得控除	医療費控除	同 左
	社会保険料控除	同 左
	小規模企業共済等掛金控除	同 左
	生命保険料控除	同 左
	地震保険料控除	同 左
	寄附金控除	—
	障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 ※扶養親族が同居特別障害者の場合、23万円を加算
	老年者控除	—
	寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族を有する者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が [※] 500万円以下の者、及び、②夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死の明らかでない者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が [※] 500万円以下の者 26万円 ※ひとり親に該当する者を除く。
	ひとり親控除（新設）	前年の総所得金額等が [※] 48万円以下の生計を一にする子を有する現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（ひとり親）であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が [※] 500万円以下の者 30万円
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が [※] 75万円以下、かつ、給与所得以外の所得が [※] 10万円以下の者 26万円
	配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする前年合計所得金額 [※] 48万円以下の配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が [※] 1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の減額あり）、下記金額を控除。 【900万円以下】33（38）万円 【900万円超～950万円以下】22（26）万円、【950万円超～1,000万円以下】11（13）万円 ※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算
	配偶者特別控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が [※] 1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の減額あり）、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除（配偶者の所得が、 [※] 48万円超～ [※] 133万円以下に限る） ※配偶者控除と重複して適用されない
	扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が [※] 48万円以下 一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算
	基礎控除	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 [※] 43万円 前年合計所得金額に応じ、控除額が減・消失する仕組みによる所得制限の導入 2,400万円以下 [※] 43万円、2400万円超～2,450万円以下 [※] 29万円、2,450万円超～2,500万円以下 [※] 15万円、2,500万円超 [※] 0円
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断		前年合計所得金額が [※] 135万円以下 ※地方税法の非課税規程による基準 ひとり親控除の創設に伴い、非課税措置の対象となる区分の内「寡婦・寡夫」を「ひとり親・寡婦」に見直し

年度		令和4年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与 白色専従者給与	同 左		
		同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合	同 左
			公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合	
			公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超の場合	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合	同 左
			公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合	
			公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超の場合	
	計算時に控除 総所得金額の	所得金額調整控除	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	【医療費控除】 ・本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費 ・（医療費の支払額－保険金等で補填される金額）－（10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額） ※限度額200万円 【医療費控除の特例：セルフメディケーション税制】 ・本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費 ・（支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等で補填される金額）－12,000円 ※限度額88,000円 ※「医療費控除」と「医療費控除の特例」の重複適用不可 ※医療費控除の特例は、平成30年度申告分から令和9年度課税分までの適用		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	ひとり親控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断		同 左		

年度		令和5年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左
計算時に控除 総所得金額の	所得金額調整控除	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	ひとり親控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦・ひとり親・ 未成年の非課税判断		同 左	

年度		令和 6 年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与 白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者	同 左
		前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者	同 左
計算時に控除	所得金額調整控除	同 左	
所得控除	雑損控除	【雑損控除】 前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等の補てん額)－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額－5 万円 【令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例】 令和 6 年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産に損失が生じた納税義務者の選択により、令和 6 年度分において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることが可能	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	ひとり親控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断		同 左	

年度		令和7年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左
計算時に控除	所得金額調整控除	同 左	
所得控除	雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等の補てん額)－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額－5万円	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	ひとり親控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断		同 左	

年度		令和 8 年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1 円～ 650,999 円 0 円 651,000 円～1,899,999 円 給与収入金額－650,000 円 1,900,000 円～3,599,999 円 給与収入金額÷4,000（小数点以下切り捨て）×4,000×70%－ 80,000 円 3,600,000 円～6,599,999 円 給与収入金額÷4,000（小数点以下切り捨て）×4,000×80%－440,000 円 6,600,000 円～8,499,999 円 給与収入金額×90%－1,100,000 円 8,500,000 円～ 給与収入金額－1,950,000 円 ※850 万円以上は控除額 195 万円が上限		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者	同 左	
		前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者	同 左	
総所得金額の計算時に控除	所得金額調整控除	同 左		
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	ひとり親控除	前年の総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子を有する現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（ひとり親）であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が 500 万円以下の者 30 万円		
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が 85 万円以下、かつ、給与所得以外の所得が 10 万円以下の者 26 万円 ※所得税法上の勤労学生の意義を準用		
	配偶者控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする前年合計所得金額 58 万円以下の配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が 1,000 万円以下である場合（900 万円超の場合には控除額の連減有）、下記金額を控除。 【900 万円以下】33（38）万円 【900 万円超～950 万円以下】 22（26）万円、【950 万円超～1,000 万円以下】11(13)万円 ※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23 万円を加算		
	配偶者特別控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が 1,000 万円以下である場合（900 万円超の場合には控除額の連減有）、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大 33 万円を控除(配偶者の所得が、 58 万円超～133 万円以下に限る) ※配偶者控除と重複して適用されない		
	扶養控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が 58 万円以下 ①一般扶養 33 万円 ②特定扶養 45 万円（年齢が 19 歳以上 23 歳未満のもの） ③老人扶養 38 万円（同居老親 45 万円） ※同居特別障害者の場合、23 万円を加算		
特定親族特別控除 【新設】	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族などで前年合計所得金額が 58 万円超～123 万円以下（納税義務者の配偶者を除く）			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断		同 左		

※令和7年8月現在

【市 税 概 要】 令和7年度

令和7年9月

編 集 ・ 発 行 越谷市行財政部市民税課
越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電 話 048-964-2111(代表)
048-963-9144(直通)
メールアドレス shiminzei@city.koshigaya.lg.jp
ホームページ <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>